


(別紙) 平成 23 年 4 月 27 日 付課法 4-10 ほか 3 課共同 「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律に係る法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について」 (法令解釈通達) のうち、次表の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げるように改正する。
 (注) 下線を付した部分が改正部分である。

改 正 後


(1) 震災損失の繰戻しによる還付請求書(単体法人)

震災損失の繰戻しによる還付請求書		※整理番号						
 令和 年 月 日 税務署長殿	(フリガナ) 法人名等							
	納税地	〒 _____ 電話() - _____						
	(フリガナ) 代表者氏名							
	連絡先	〒 _____ 電話() - _____						
	期末現在の 資本金等の額	円 _____						
令和3年改正前の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第15条の規定に基づき下記のとおり震災損失の繰戻しによる法人税額の還付を請求します。								
記 震災欠損事業年度 自平成 年 月 日 [確定申告書] 還付所得事業年度 自平成 年 月 日 至平成 年 月 日 [中間申告書] 至平成 年 月 日								
区 分		請求金額						
震災欠損事業年度の繰戻対象震災損失金額	繰戻対象震災損失金額	1						
	同上のうち還付所得事業年度に繰り戻す繰戻対象震災損失金額	2						
還付所得事業年度の所得金額	所得金額	3						
	既に震災損失又は欠損金の繰戻しを行った金額	4						
	差引所得金額 (3)-(4)	5						
還付所得事業年度の法人税額	納付の確定した法人税額	00						
	仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う控除法人税額							
	控除税額							
	使途秘匿金額に対する税額							
	課税土地譲渡利益金額に対する税額							
	リース特別控除取戻税額							
	法人税額 (6)+(7)+(8)-(9)-(10)-(11)							
	既に震災損失又は欠損金の繰戻しにより還付を受けた法人税額							
差引法人税額 (12)-(13)								
還付金額 (14)×(2)÷(5)		15						
請求期限	令和 年 月 日	確定申告書等提出年月日 平成・令和 年 月 日						
還付を受けようとする金融機関等	1 銀行等の預金口座に振込みを希望する場合 銀行 本店・支店 _____ 金庫・組合 出張所 _____ 漁協・農協 本所・支所 _____ 預金 口座番号 _____	2 ゆうちょ銀行の貯金口座に振込みを希望する場合 貯金口座の記号番号 _____ 3 郵便局等の窓口での受取を希望する場合 郵便局名等 _____						
税理士署名								
※税務署処理欄	部門	決算期	業種番号	整理簿	備考	通信日付印	年月日	確認

03.06 改正

改 正 前

(1) 震災損失の繰戻しによる還付請求書(単体法人)

震災損失の繰戻しによる還付請求書		※整理番号						
 令和 年 月 日 税務署長殿	(フリガナ) 法人名等							
	納税地	〒 _____ 電話() - _____						
	(フリガナ) 代表者氏名							
	連絡先	〒 _____ 電話() - _____						
	期末現在の 資本金等の額	円 _____						
東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第15条の規定に基づき下記のとおり震災損失の繰戻しによる法人税額の還付を請求します。								
記 震災欠損事業年度 自平成 年 月 日 [確定申告書] 還付所得事業年度 自平成 年 月 日 至平成 年 月 日 [中間申告書] 至平成 年 月 日								
区 分		請求金額						
震災欠損事業年度の繰戻対象震災損失金額	繰戻対象震災損失金額	1						
	同上のうち還付所得事業年度に繰り戻す繰戻対象震災損失金額	2						
還付所得事業年度の所得金額	所得金額	3						
	既に震災損失又は欠損金の繰戻しを行った金額	4						
	差引所得金額 (3)-(4)	5						
還付所得事業年度の法人税額	納付の確定した法人税額	00						
	仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う控除法人税額							
	控除税額							
	使途秘匿金額に対する税額							
	課税土地譲渡利益金額に対する税額							
	リース特別控除取戻税額							
	法人税額 (6)+(7)+(8)-(9)-(10)-(11)							
	既に震災損失又は欠損金の繰戻しにより還付を受けた法人税額							
差引法人税額 (12)-(13)								
還付金額 (14)×(2)÷(5)		15						
請求期限	令和 年 月 日	確定申告書等提出年月日 平成・令和 年 月 日						
還付を受けようとする金融機関等	1 銀行等の預金口座に振込みを希望する場合 銀行 本店・支店 _____ 金庫・組合 出張所 _____ 漁協・農協 本所・支所 _____ 預金 口座番号 _____	2 ゆうちょ銀行の貯金口座に振込みを希望する場合 貯金口座の記号番号 _____ 3 郵便局等の窓口での受取を希望する場合 郵便局名等 _____						
税理士署名押印								
※税務署処理欄	部門	決算期	業種番号	整理簿	備考	通信日付印	年月日	確認

01.06 改正

(1) 震災損失の繰戻しによる還付請求書(単体法人)

震災損失の繰戻しによる還付請求書の記載の仕方

- この還付請求書は、法人が令和3年改正前の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律(以下「改正前震災特例法」といいます。)第15条(震災損失の繰戻しによる法人税額の還付)の規定によって、平成23年3月11日から平成24年3月10日までの間に終了する各事業年度又は平成23年3月11日から同年9月10日までの間に終了する法人税法第72条第1項に規定する期間(当該期間について仮決算の中間申告書を提出する場合の当該期間に限り、以下「中間期間」といいます。)の繰戻対象震災損失金額を当該事業年度又は中間期間開始の日前2年以内に開始したいずれかの事業年度に繰戻し、法人税額の還付を請求する場合に使用します。
なお、この請求書には「繰戻対象震災損失金額に関する明細書(付表)」を添付して提出してください。
- 震災損失の繰戻しによる法人税額の還付は、法人が繰戻対象震災損失金額の繰戻しの対象となる所得金額及び法人税額の生じた事業年度(以下「還付所得事業年度」といいます。)から、その繰戻対象震災損失金額に係る事業年度又は中間期間(以下「震災欠損事業年度」といいます。)の前事業年度までの各事業年度について連続して確定申告書を提出している場合に限って請求をすることができます。
- この還付請求書は、震災欠損事業年度の確定申告書の提出と同時に(仮決算の中間申告において震災損失の繰戻しによる法人税額の還付を受けようとする場合には、仮決算の中間申告書の提出期限までに、その仮決算の中間申告書の提出と同時に)納税地の所轄税務署長に1通(調査課所管法人の場合は2通)提出してください。
なお、2以上の還付所得事業年度の所得に対する法人税額について還付を受けようとする場合には、その還付所得事業年度ごとに、還付請求書を別案にしてください。
(注) 平成23年3月11日を含む事業年度の法人税の確定申告書を同年7月1日前に提出した法人については、同年7月31日まで法人税額の還付を請求することができます。
- この還付請求書の各欄は、次により記載します。
 - 「※」の各欄は、記載しないでください。
 - 「震災欠損事業年度」には、この還付請求が仮決算の中間申告によるものである場合は、その仮決算の中間申告に係る中間期間を記載してください。
また「(確定・中間 申告書)」には、この還付請求が確定申告又は仮決算の中間申告のいずれによるものであるかの区分に応じて、該当するものを○で囲みます。
 - 「震災欠損事業年度の繰戻対象震災損失金額」の各欄
 - 「繰戻対象震災損失金額1」欄には、「繰戻対象震災損失金額に関する明細書」の「1」の欄に記載した金額を記載してください。
 - 「同上のうち還付所得事業年度に繰戻す繰戻対象震災損失金額2」欄には、震災欠損事業年度の繰戻対象震災損失金額のうち還付所得事業年度に繰戻しをしようとする金額を「差引所得金額5」欄の金額を限度として記載してください。
 - この還付請求書に記載した還付所得事業年度以外の還付所得事業年度の所得に対する法人税額につき還付を受けようとする場合には、その還付を受けようとする金額の基礎とする繰戻対象震災損失金額に相当する金額を控除した残額が還付の対象とする限度額となります。
 - 「還付所得事業年度の所得金額」の各欄
 - 「所得金額3」欄には、還付所得事業年度の申告書別表一(一)等の「1」欄に記載された所得金額を記載しますが、その事業年度について更正が行われている場合には、更正決定通知書の「所得金額又は欠損金額」欄に記載された更正後の所得金額を記載してください。
 - 「既に震災損失又は欠損金の繰戻しを行った金額4」欄には、還付所得事業年度について、既に震災損失又は欠損金の繰戻しにより、その一部の法人税額の還付を受けている場合に、その繰戻しを行った繰戻

- 対象震災損失金額又は欠損金額を記載してください。
- 「還付所得事業年度の法人税額」の各欄
 - 「納付の確定した法人税額6」欄には、還付所得事業年度の申告書別表一(一)若しくは別表一(三)の「差引所得に対する法人税額」欄又は別表一(二)の「差引この申告により納付すべき法人税額」欄の金額を記載しますが、その事業年度について更正が行われている場合には、更正決定通知書の「差引所得に対する法人税額」欄に記載された更正後の法人税額を記載してください。
 - 「仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う控除法人税額7」欄には、還付所得事業年度において法人税額から控除した仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う控除法人税額があった場合に、その金額を記載してください。
 - 「控除税額8」欄には、還付所得事業年度の申告書別表一(一)若しくは別表一(三)の「所得税の額等」欄及び「外国税額」欄の合計金額又は別表一(二)の「所得税の額」欄、「みなし配当の25%相当額」欄及び「外国税額」欄の合計金額を記載してください。
なお、還付所得事業年度において法人税額から控除できないため還付を請求した所得税額等については、これに含まれませんので注意してください。
 - 「使途秘匿金額に対する税額9」欄には、租税特別措置法第62条第1項(使途秘匿金の支出がある場合の課税の特例)の規定により加算された税額がある場合に、その金額を記載してください。
 - 「課税土地譲渡利益金額に対する税額10」欄には、租税特別措置法第3章第5節の2(土地の譲渡等がある場合の特別税率)の規定により加算された税額がある場合に、その金額を記載してください。
 - 「リース特別控除取戻税額11」欄には、還付所得事業年度の申告書別表一(一)等の「リース特別控除取戻税額」欄の金額を記載してください。
 - 「既に震災損失又は欠損金の繰戻しにより還付を受けた法人税額13」欄には、還付所得事業年度について、既に震災損失又は欠損金の繰戻しにより、その一部の法人税額の還付を受けている場合に、その還付を受けた法人税額(還付加算金は含みません。)を記載してください。
 - 「還付金額15」欄には、 $[14 \times 2 \times 5 \text{欄}]$ の算式により円単位まで算出した金額(1円未満の端数が生じた場合は切り捨てます。)を記載してください。
 - 「請求期限」欄には、仮決算の中間申告において震災損失の繰戻しによる法人税の還付を受けようとする場合において、仮決算の中間申告書の提出期限を記載してください。
(注) 各事業年度で適用を受けようとする場合には、この欄の記載は不要です。
 - 「還付を受けようとする金融機関等」欄には、還付金の支払を受ける場合に、取引銀行等の預金口座への振込みを希望されるときは、その取引銀行等の名称等(該当の文字を○で囲んでください。)、預金の種類及びその口座番号を記載してください。ゆうちょ銀行の貯金口座への振込みを希望されるときは、その貯金口座の記号番号を記載してください。また、ゆうちょ銀行又は郵便局窓口への受取を希望される場合には、支払を受けるのに便利な郵便局名を記載してください。
 - 「税理士署名」欄は、この請求書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名してください。

5 留意事項

○ 法人課税信託の名称の併記

法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。

(1) 震災損失の繰戻しによる還付請求書(単体法人)

震災損失の繰戻しによる還付請求書の記載の仕方

- この還付請求書は、法人が東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律(以下「震災特例法」といいます。)第15条(震災損失の繰戻しによる法人税額の還付)の規定によって、平成23年3月11日から平成24年3月10日までの間に終了する各事業年度又は平成23年3月11日から同年9月10日までの間に終了する法人税法第72条第1項に規定する期間(当該期間について仮決算の中間申告書を提出する場合の当該期間に限り、以下「中間期間」といいます。)の繰戻対象震災損失金額を当該事業年度又は中間期間開始の日前2年以内に開始したいずれかの事業年度に繰戻し、法人税額の還付を請求する場合に使用します。
なお、この請求書には「繰戻対象震災損失金額に関する明細書(付表)」を添付して提出してください。
- 震災損失の繰戻しによる法人税額の還付は、法人が繰戻対象震災損失金額の繰戻しの対象となる所得金額及び法人税額の生じた事業年度(以下「還付所得事業年度」といいます。)から、その繰戻対象震災損失金額に係る事業年度又は中間期間(以下「震災欠損事業年度」といいます。)の前事業年度までの各事業年度について連続して確定申告書を提出している場合に限って請求をすることができます。
- この還付請求書は、震災欠損事業年度の確定申告書の提出と同時に(仮決算の中間申告において震災損失の繰戻しによる法人税額の還付を受けようとする場合には、仮決算の中間申告書の提出期限までに、その仮決算の中間申告書の提出と同時に)納税地の所轄税務署長に1通(調査課所管法人の場合は2通)提出してください。
なお、2以上の還付所得事業年度の所得に対する法人税額について還付を受けようとする場合には、その還付所得事業年度ごとに、還付請求書を別案にしてください。
(注) 平成23年3月11日を含む事業年度の法人税の確定申告書を同年7月1日前に提出した法人については、同年7月31日まで法人税額の還付を請求することができます。
- この還付請求書の各欄は、次により記載します。
 - 「※」の各欄は、記載しないでください。
 - 「震災欠損事業年度」には、この還付請求が仮決算の中間申告によるものである場合は、その仮決算の中間申告に係る中間期間を記載してください。
また「(確定・中間 申告書)」には、この還付請求が確定申告又は仮決算の中間申告のいずれによるものであるかの区分に応じて、該当するものを○で囲みます。
 - 「震災欠損事業年度の繰戻対象震災損失金額」の各欄
 - 「繰戻対象震災損失金額1」欄には、「繰戻対象震災損失金額に関する明細書」の「1」の欄に記載した金額を記載してください。
 - 「同上のうち還付所得事業年度に繰戻す繰戻対象震災損失金額2」欄には、震災欠損事業年度の繰戻対象震災損失金額のうち還付所得事業年度に繰戻しをしようとする金額を「差引所得金額5」欄の金額を限度として記載してください。
 - この還付請求書に記載した還付所得事業年度以外の還付所得事業年度の所得に対する法人税額につき還付を受けようとする場合には、その還付を受けようとする金額の基礎とする繰戻対象震災損失金額に相当する金額を控除した残額が還付の対象とする限度額となります。
 - 「還付所得事業年度の所得金額」の各欄
 - 「所得金額3」欄には、還付所得事業年度の申告書別表一(一)等の「1」欄に記載された所得金額を記載しますが、その事業年度について更正が行われている場合には、更正決定通知書の「所得金額又は欠損金額」欄に記載された更正後の所得金額を記載してください。
 - 「既に震災損失又は欠損金の繰戻しを行った金額4」欄には、還付所得事業年度について、既に震災損失又は欠損金の繰戻しにより、その一部の法人税額の還付を受けている場合に、その繰戻しを行った繰戻

- 対象震災損失金額又は欠損金額を記載してください。
- 「還付所得事業年度の法人税額」の各欄
 - 「納付の確定した法人税額6」欄には、還付所得事業年度の申告書別表一(一)若しくは別表一(三)の「差引所得に対する法人税額」欄又は別表一(二)の「差引この申告により納付すべき法人税額」欄の金額を記載しますが、その事業年度について更正が行われている場合には、更正決定通知書の「差引所得に対する法人税額」欄に記載された更正後の法人税額を記載してください。
 - 「仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う控除法人税額7」欄には、還付所得事業年度において法人税額から控除した仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う控除法人税額があった場合に、その金額を記載してください。
 - 「控除税額8」欄には、還付所得事業年度の申告書別表一(一)若しくは別表一(三)の「所得税の額等」欄及び「外国税額」欄の合計金額又は別表一(二)の「所得税の額」欄、「みなし配当の25%相当額」欄及び「外国税額」欄の合計金額を記載してください。
なお、還付所得事業年度において法人税額から控除できないため還付を請求した所得税額等については、これに含まれませんので注意してください。
 - 「使途秘匿金額に対する税額9」欄には、租税特別措置法第62条第1項(使途秘匿金の支出がある場合の課税の特例)の規定により加算された税額がある場合に、その金額を記載してください。
 - 「課税土地譲渡利益金額に対する税額10」欄には、租税特別措置法第3章第5節の2(土地の譲渡等がある場合の特別税率)の規定により加算された税額がある場合に、その金額を記載してください。
 - 「リース特別控除取戻税額11」欄には、還付所得事業年度の申告書別表一(一)等の「リース特別控除取戻税額」欄の金額を記載してください。
 - 「既に震災損失又は欠損金の繰戻しにより還付を受けた法人税額13」欄には、還付所得事業年度について、既に震災損失又は欠損金の繰戻しにより、その一部の法人税額の還付を受けている場合に、その還付を受けた法人税額(還付加算金は含みません。)を記載してください。
 - 「還付金額15」欄には、 $[14 \times 2 \times 5 \text{欄}]$ の算式により円単位まで算出した金額(1円未満の端数が生じた場合は切り捨てます。)を記載してください。
 - 「請求期限」欄には、仮決算の中間申告において震災損失の繰戻しによる法人税の還付を受けようとする場合において、仮決算の中間申告書の提出期限を記載してください。
(注) 各事業年度で適用を受けようとする場合には、この欄の記載は不要です。
 - 「還付を受けようとする金融機関等」欄には、還付金の支払を受ける場合に、取引銀行等の預金口座への振込みを希望されるときは、その取引銀行等の名称等(該当の文字を○で囲んでください。)、預金の種類及びその口座番号を記載してください。ゆうちょ銀行の貯金口座への振込みを希望されるときは、その貯金口座の記号番号を記載してください。また、ゆうちょ銀行又は郵便局窓口への受取を希望される場合には、支払を受けるのに便利な郵便局名を記載してください。
 - 「税理士署名押印」欄は、この請求書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。

5 留意事項

○ 法人課税信託の名称の併記

法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。

改 正 後 改 正 前

(2 繰戻対象震災損失金額に関する明細書)

付
表

繰戻対象震災損失金額に関する明細書の記載の仕方

- 1 この明細書は、法人が令和3年改正前の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下「改正前震災特例法」といいます。）第15条《震災損失の繰戻しによる法人税額の還付》の規定によって、平成23年3月11日から平成24年3月10日までの間に終了する各事業年度又は平成23年3月11日から同年9月10日までの間に終了する法人税法第72条第1項に規定する期間（当該期間について仮決算の中間申告書を提出する場合のその期間に限り、以下「中間期間」といいます。）の繰戻対象震災損失金額を当該事業年度又は中間期間開始の前2年以内に開始したいずれかの事業年度（以下「還付所得事業年度」といいます。）に繰り戻し、法人税額の還付を請求する場合に、「震災損失の繰戻しによる還付請求書」に添付して提出してください。
- 2 「繰戻対象震災損失金額及び還付所得事業年度に繰り戻す金額の明細書」の各欄は、次により記載します。
 - (1) 「繰戻対象震災損失金額1」欄には、別表七(一)の「繰越控除の対象となる損失の額 10の③」欄の外書の金額を記載してください。
 - (2) 「(1)のうち前2年以内に開始する還付所得事業年度に繰り戻す金額2」欄には、「1」欄のうち当該事業年度又は中間期間開始の前2年以内に開始する還付所得事業年度（以下「前2年以内

- 還付所得事業年度」といいます。）に繰戻しをしようとする金額を前2年以内還付所得事業年度の所得の金額の合計額を限度として記載してください。
- (注) 当該事業年度前に前2年以内還付所得事業年度の所得について、既に改正前震災特例法第15条又は法人税法第80条《欠損金の繰戻しによる還付》の規定の適用を受けている場合、この「2」欄の金額は、前2年以内還付所得事業年度の所得の金額の合計額からこれらの規定の適用を受けた部分の所得の金額を控除した額を限度として記載することとなります。
- (3) 「繰り戻す繰戻対象震災損失金額3」欄には、「2」欄に記載した金額の内訳として、前2年以内還付所得事業年度の各還付所得事業年度に繰戻対象震災損失金額の繰戻しをしようとする金額をそれぞれ記載してください。
- 3 平成23年3月11日を含む事業年度の法人税の確定申告書(仮決算の中間申告書は含まれません。)を同年7月1日前に提出した法人については、同年7月31日まで法人税額の還付を請求することができることとされています。これにより法人税の還付を請求する場合には、新たに別表七(一)及び「災害により生じた損失の額に関する明細書」を作成し、添付してください。

(2 繰戻対象震災損失金額に関する明細書)

付
表

繰戻対象震災損失金額に関する明細書の記載の仕方

- 1 この明細書は、法人が東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下「震災特例法」といいます。）第15条《震災損失の繰戻しによる法人税額の還付》の規定によって、平成23年3月11日から平成24年3月10日までの間に終了する各事業年度又は平成23年3月11日から同年9月10日までの間に終了する法人税法第72条第1項に規定する期間（当該期間について仮決算の中間申告書を提出する場合のその期間に限り、以下「中間期間」といいます。）の繰戻対象震災損失金額を当該事業年度又は中間期間開始の前2年以内に開始したいずれかの事業年度（以下「還付所得事業年度」といいます。）に繰り戻し、法人税額の還付を請求する場合に、「震災損失の繰戻しによる還付請求書」に添付して提出してください。
- 2 「繰戻対象震災損失金額及び還付所得事業年度に繰り戻す金額の明細書」の各欄は、次により記載します。
 - (1) 「繰戻対象震災損失金額1」欄には、別表七(一)の「繰越控除の対象となる損失の額 10の③」欄の外書の金額を記載してください。
 - (2) 「(1)のうち前2年以内に開始する還付所得事業年度に繰り戻す金額2」欄には、「1」欄のうち当該事業年度又は中間期間開始の前2年以内に開始する還付所得事業年度（以下「前2年以内

- 還付所得事業年度」といいます。）に繰戻しをしようとする金額を前2年以内還付所得事業年度の所得の金額の合計額を限度として記載してください。
- (注) 当該事業年度前に前2年以内還付所得事業年度の所得について、既に震災特例法第15条又は法人税法第80条《欠損金の繰戻しによる還付》の規定の適用を受けている場合、この「2」欄の金額は、前2年以内還付所得事業年度の所得の金額の合計額からこれらの規定の適用を受けた部分の所得の金額を控除した額を限度として記載することとなります。
- (3) 「繰り戻す繰戻対象震災損失金額3」欄には、「2」欄に記載した金額の内訳として、前2年以内還付所得事業年度の各還付所得事業年度に繰戻対象震災損失金額の繰戻しをしようとする金額をそれぞれ記載してください。
- 3 平成23年3月11日を含む事業年度の法人税の確定申告書(仮決算の中間申告書は含まれません。)を同年7月1日前に提出した法人については、同年7月31日まで法人税額の還付を請求することができることとされています。これにより法人税の還付を請求する場合には、新たに別表七(一)及び「震災により生じた損失の額に関する明細書」を作成し、添付してください。

(4 連結法人の震災損失の繰戻しによる還付請求書)

(4 連結法人の震災損失の繰戻しによる還付請求書)

連結法人の震災損失の繰戻しによる還付請求書

連結法人の震災損失の繰戻しによる還付請求書

Header form with fields for company name, address, representative name, and contact information. Includes a stamp area for the tax authority.

Header form with fields for company name, address, representative name, and contact information. Includes a stamp area for the tax authority.

令和3年改正前の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第23条の規定に基づき下記のとおり震災損失の繰戻しによる法人税額の還付を請求します。

東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第23条の規定に基づき下記のとおり震災損失の繰戻しによる法人税額の還付を請求します。

Table with columns for disaster year, settlement year, and amount. Includes a note for intermediate reporting.

Table with columns for disaster year, settlement year, and amount. Includes a note for intermediate reporting.

Main calculation table with 15 rows for various amounts: disaster loss, settlement amount, tax paid, and final refund amount.

Main calculation table with 15 rows for various amounts: disaster loss, settlement amount, tax paid, and final refund amount.

Form for request period and financial institution details, including bank and post office options.

Form for request period and financial institution details, including bank and post office options.

Signature line for the tax agent.

Signature line for the tax agent.

Footer table with fields for tax office, department, calculation period, and confirmation.

Footer table with fields for tax office, department, calculation period, and confirmation.

改 正 後 改 正 前

(5 連結法人の繰戻対象震災損失金額に関する明細書)

付
表

連結法人の繰戻対象震災損失金額に関する明細書の記載の仕方

- この明細書は、連結親法人が令和3年改正前の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下「改正前震災特例法」といいます。）第23条（連結法人の震災損失の繰戻しによる法人税額の還付）の規定によって、平成23年3月11日から平成24年3月10日までの間に終了する各連結事業年度又は平成23年3月11日から同年9月10日までの間に終了する法人税法第81条の20第1項に規定する期間（当該期間について仮決算の連結中間申告書を提出する場合のその期間に限り、以下「中間期間」といいます。）の繰戻対象震災損失金額を当該連結事業年度又は中間期間開始の日前2年以内に開始したいずれかの連結事業年度（以下「還付所得連結事業年度」といいます。）に繰戻し、法人税額の還付を請求する場合に、「連結法人の震災損失の繰戻しによる還付請求書」に添付して提出してください。
- 「繰戻対象震災損失金額及び還付所得連結事業年度に繰戻す金額の明細書」の各欄は、次により記載します。

- 「繰戻対象震災損失金額1」欄には、次の表の⑤の金額を記載します。

連結欠損金額（別表四の二「50の①」）	①	円
各連結法人の別表七の二付表二の二「差引震災により生じた損失の額5の③」欄の金額の合計額	②	円
別表七の二付表二の二「仮決算の連結中間申告による還付を受けるべき金額の計算の基礎となった繰戻対象震災損失金額6」欄の金額	③	円
②-③（マイナスの場合は0）	④	円
①と④のいずれか少ない金額	⑤	円

- 「(1)のうち前2年以内に開始する還付所得連結事業年度に繰戻す金額2」欄には、「1」欄のうち当該連結事業年度又は中間期間開始の日前2年以内に開始する還付所得連結事業年度（以下「前2年以内還付所得連結事業年度」といいます。）に繰戻しをしようとする金額を前2年以内還付所得連結事業年度の連結所得の金額の合計額を限度として記載してください。
(注) 当該連結事業年度前に前2年以内還付所得連結事業年度の連結所得について、既に改正前震災特例法第23条又は法人税法第81条の31（連結欠損金の繰戻しによる還付）の規定の適用を受けている場合、この「2」欄の金額は、前2年以内還付所得連結事業年度の連結所得の金額の合計額からこれらの規定の適用を受けた部分の連結所得の金額を控除した額を限度として記載することとなります。
- 「繰戻す繰戻対象震災損失金額3」には、「2」欄に記載した金額の内訳として、前2年以内還付所得連結事業年度の各還付所得連結事業年度に繰戻対象震災損失金額の繰戻しをしようとする金額をそれぞれ記載してください。

- 平成23年3月11日を含む連結事業年度の法人税の連結確定申告書（仮決算の連結中間申告書は含まれません。）を同年7月1日前に提出した連結親法人については、同年7月31日まで法人税額の還付を請求することができることとされています。これにより法人税の還付を請求する場合には、新たに別表七の二及び別表七の二付表二の二並びに「災害により生じた損失の額に関する明細書」を作成し、添付してください。

(5 連結法人の繰戻対象震災損失金額に関する明細書)

付
表

連結法人の繰戻対象震災損失金額に関する明細書の記載の仕方

- この明細書は、連結親法人が東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下「震災特例法」といいます。）第23条（連結法人の震災損失の繰戻しによる法人税額の還付）の規定によって、平成23年3月11日から平成24年3月10日までの間に終了する各連結事業年度又は平成23年3月11日から同年9月10日までの間に終了する法人税法第81条の20第1項に規定する期間（当該期間について仮決算の連結中間申告書を提出する場合のその期間に限り、以下「中間期間」といいます。）の繰戻対象震災損失金額を当該連結事業年度又は中間期間開始の日前2年以内に開始したいずれかの連結事業年度（以下「還付所得連結事業年度」といいます。）に繰戻し、法人税額の還付を請求する場合に、「連結法人の震災損失の繰戻しによる還付請求書」に添付して提出してください。
- 「繰戻対象震災損失金額及び還付所得連結事業年度に繰戻す金額の明細書」の各欄は、次により記載します。

- 「繰戻対象震災損失金額1」欄には、次の表の⑤の金額を記載します。

連結欠損金額（別表四の二「50の①」）	①	円
各連結法人の別表七の二付表二の二「差引震災により生じた損失の額5の③」欄の金額の合計額	②	円
別表七の二付表二の二「仮決算の連結中間申告による還付を受けるべき金額の計算の基礎となった繰戻対象震災損失金額6」欄の金額	③	円
②-③（マイナスの場合は0）	④	円
①と④のいずれか少ない金額	⑤	円

- 「(1)のうち前2年以内に開始する還付所得連結事業年度に繰戻す金額2」欄には、「1」欄のうち当該連結事業年度又は中間期間開始の日前2年以内に開始する還付所得連結事業年度（以下「前2年以内還付所得連結事業年度」といいます。）に繰戻しをしようとする金額を前2年以内還付所得連結事業年度の連結所得の金額の合計額を限度として記載してください。
(注) 当該連結事業年度前に前2年以内還付所得連結事業年度の連結所得について、既に震災特例法第23条又は法人税法第81条の31（連結欠損金の繰戻しによる還付）の規定の適用を受けている場合、この「2」欄の金額は、前2年以内還付所得連結事業年度の連結所得の金額の合計額からこれらの規定の適用を受けた部分の連結所得の金額を控除した額を限度として記載することとなります。
- 「繰戻す繰戻対象震災損失金額3」には、「2」欄に記載した金額の内訳として、前2年以内還付所得連結事業年度の各還付所得連結事業年度に繰戻対象震災損失金額の繰戻しをしようとする金額をそれぞれ記載してください。
- 平成23年3月11日を含む連結事業年度の法人税の連結確定申告書（仮決算の連結中間申告書は含まれません。）を同年7月1日前に提出した連結親法人については、同年7月31日まで法人税額の還付を請求することができることとされています。これにより法人税の還付を請求する場合には、新たに別表七の二及び別表七の二付表二の二並びに「震災により生じた損失の額に関する明細書」を作成し、添付してください。

改 正 後

(7 先行取得資産に係る買換えの特例の適用に関する届出書)

税務署受付印 令和 年 月 日 税務署長殿		先行取得資産に係る買換えの特例の適用に関する届出書 (震災特例法 19、27)		※整理番号	
				※連絡/メール管理時	
提出法人 <input type="checkbox"/> 単 <input type="checkbox"/> 連 体 結 法 親 人 法 人	納 税 地	〒			
	(フリガナ)	電話() -			
	法 人 名 等				
	法 人 番 号				
	(フリガナ)				
	代 表 者 氏 名				
	代 表 者 住 所	〒			
事 業 種 目	業				
連 結 子 法 人	(フリガナ)			※ 整 理 番 号	
	法 人 名 等			部 門	
	本店又は主たる事務所の所在地	〒 (局 署)		決 算 期	
	(フリガナ)			業 種 番 号	
	代 表 者 氏 名			整 理 簿	
	代 表 者 住 所	〒		回 付 先	<input type="checkbox"/> 親署 ⇒ 子署 <input type="checkbox"/> 子署 ⇒ 調査課
事 業 種 目	業				
自 平成・令和 年 月 日 (連結)事業年度において取得をした下記の資産につき、 至 平成・令和 年 月 日 東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律 (第19条 第3項 第27条 第3項) (先行取得資産がある場合の買換えの特例の適用)の規定の適用を受けたいので、下記のとおり届け出ます。					
記					
先 行 取 得 資 産	種 類				
	規 模				
	所 在 地				
	用 途				
	取 得 年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
	取 得 価 額	円	円	円	円
譲渡予定資産の種類					
その他参考となるべき事項					
税 理 士 署 名					
※税務署 処理欄	部 門	決 算 期	業 種 番 号	番 号	備 考
					通 信 日 付 印 年 月 日 確 認

03.06改正

(規格A4)

改 正 前

(7 先行取得資産に係る買換えの特例の適用に関する届出書)

税務署受付印 令和 年 月 日 税務署長殿		先行取得資産に係る買換えの特例の適用に関する届出書 (震災特例法 19、27)		※整理番号	
				※連絡/メール管理時	
提出法人 <input type="checkbox"/> 単 <input type="checkbox"/> 連 体 結 法 親 人 法 人	納 税 地	〒			
	(フリガナ)	電話() -			
	法 人 名 等				
	法 人 番 号				
	(フリガナ)				
	代 表 者 氏 名				
	代 表 者 住 所	〒			
事 業 種 目	業				
連 結 子 法 人	(フリガナ)			※ 整 理 番 号	
	法 人 名 等			部 門	
	本店又は主たる事務所の所在地	〒 (局 署)		決 算 期	
	(フリガナ)			業 種 番 号	
	代 表 者 氏 名			整 理 簿	
	代 表 者 住 所	〒		回 付 先	<input type="checkbox"/> 親署 ⇒ 子署 <input type="checkbox"/> 子署 ⇒ 調査課
事 業 種 目	業				
自 平成・令和 年 月 日 (連結)事業年度において取得をした下記の資産につき、 至 平成・令和 年 月 日 東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律 (第19条 第3項 第27条 第3項) (先行取得資産がある場合の買換えの特例の適用)の規定の適用を受けたいので、下記のとおり届け出ます。					
記					
先 行 取 得 資 産	種 類				
	規 模				
	所 在 地				
	用 途				
	取 得 年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
	取 得 価 額	円	円	円	円
譲渡予定資産の種類					
その他参考となるべき事項					
税 理 士 署 名 押 印					
※税務署 処理欄	部 門	決 算 期	業 種 番 号	番 号	備 考
					通 信 日 付 印 年 月 日 確 認 印

01.06改正

(規格A4)

改 正 後	改 正 前
<p data-bbox="56 116 607 140">(7 先行取得資産に係る買換えの特例の適用に関する届出書)</p> <p data-bbox="365 185 792 244" style="text-align: center;">先行取得資産に係る買換えの特例の適用に関する届出書（震災特例法 19、27）の記載要領等</p> <p data-bbox="56 293 1111 429">1 この届出書は、法人（連結法人を含みます。）が取得（製作又は建設を含みます。）をした資産について、東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下「震災特例法」といいます。）第 19 条第 3 項又は第 27 条第 3 項（（先行取得資産がある場合の買換えの特例の適用）の規定の適用を受ける場合に、単体法人（連結法人を除く法人をいいます。）又は連結親法人がその旨を届け出るときに使用してください。</p> <p data-bbox="91 443 1032 467">なお、先行取得資産がいずれの規定の適用を受けるものであるかに応じ、該当条項を○で囲んでください。</p> <p data-bbox="69 481 1111 541">(注) 震災特例法第 19 条第 3 項又は第 27 条第 3 項の規定の適用を受けることができる先行取得資産は、法人が平成 23 年 3 月 11 日以後に取得をするものに限られます。</p> <p data-bbox="56 555 1111 614">2 この届出書は、その取得をした日を含む事業年度又は連結事業年度終了の日の翌日から 2 月以内に、納税地の所轄税務署長に 1 通（調査課所管法人にあつては 2 通）提出してください。</p> <p data-bbox="56 628 1111 687">3 届出書の各欄は、次により記載してください。なお、震災特例法第 19 条第 3 項又は第 27 条第 3 項の規定は、この届出書に記載された資産に限り適用を受けることができますから、明確に記載してください。</p> <p data-bbox="91 702 736 726">また、この届出書に記載しきれない場合には、別紙に記載してください。</p> <p data-bbox="69 740 1111 799">(1) 「提出法人」欄には、該当する□にレ印を付すとともに、当該提出法人の「納税地」、「法人名等」、「法人番号」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。</p> <p data-bbox="69 813 1111 873">(2) 「連結子法人」欄には、当該子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。</p> <p data-bbox="69 887 1111 946">(3) 「種類」欄及び「用途」欄は、その資産が減価償却資産である場合には、減価償却資産の耐用年数等に関する省令別表に定めるところに準じて記載してください。</p> <p data-bbox="69 960 1111 1019">(4) 「規模」欄は、その資産が、土地等、建物、構築物等にあつてはその面積等を、機械及び装置等にあつては処理能力等を記載してください。</p> <p data-bbox="69 1034 1111 1058">(5) 「税理士署名」欄は、この届出書を税理士又は税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名してください。</p> <p data-bbox="69 1072 434 1096">(6) 「※」欄は、記載しないでください。</p> <p data-bbox="56 1110 172 1134">4 留意事項</p> <p data-bbox="69 1149 349 1173">○ 法人課税信託の名称の併記</p> <p data-bbox="91 1187 1111 1286">法人税法第 2 条第 29 号の 2 に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。</p>	<p data-bbox="1133 116 1684 140">(7 先行取得資産に係る買換えの特例の適用に関する届出書)</p> <p data-bbox="1440 185 1868 244" style="text-align: center;">先行取得資産に係る買換えの特例の適用に関する届出書（震災特例法 19、27）の記載要領等</p> <p data-bbox="1133 293 2188 429">1 この届出書は、法人（連結法人を含みます。）が取得（製作又は建設を含みます。）をした資産について、東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下「震災特例法」といいます。）第 19 条第 3 項又は第 27 条第 3 項（（先行取得資産がある場合の買換えの特例の適用）の規定の適用を受ける場合に、単体法人（連結法人を除く法人をいいます。）又は連結親法人がその旨を届け出るときに使用してください。</p> <p data-bbox="1169 443 2110 467">なお、先行取得資産がいずれの規定の適用を受けるものであるかに応じ、該当条項を○で囲んでください。</p> <p data-bbox="1146 481 2188 541">(注) 震災特例法第 19 条第 3 項又は第 27 条第 3 項の規定の適用を受けることができる先行取得資産は、法人が平成 23 年 3 月 11 日以後に取得をするものに限られます。</p> <p data-bbox="1133 555 2188 614">2 この届出書は、その取得をした日を含む事業年度又は連結事業年度終了の日の翌日から 2 月以内に、納税地の所轄税務署長に 1 通（調査課所管法人にあつては 2 通）提出してください。</p> <p data-bbox="1133 628 2188 687">3 届出書の各欄は、次により記載してください。なお、震災特例法第 19 条第 3 項又は第 27 条第 3 項の規定は、この届出書に記載された資産に限り適用を受けることができますから、明確に記載してください。</p> <p data-bbox="1169 702 1814 726">また、この届出書に記載しきれない場合には、別紙に記載してください。</p> <p data-bbox="1146 740 2188 799">(1) 「提出法人」欄には、該当する□にレ印を付すとともに、当該提出法人の「納税地」、「法人名等」、「法人番号」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。</p> <p data-bbox="1146 813 2188 873">(2) 「連結子法人」欄には、当該子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。</p> <p data-bbox="1146 887 2188 946">(3) 「種類」欄及び「用途」欄は、その資産が減価償却資産である場合には、減価償却資産の耐用年数等に関する省令別表に定めるところに準じて記載してください。</p> <p data-bbox="1146 960 2188 1019">(4) 「規模」欄は、その資産が、土地等、建物、構築物等にあつてはその面積等を、機械及び装置等にあつては処理能力等を記載してください。</p> <p data-bbox="1146 1034 2188 1093">(5) 「税理士署名押印」欄は、この届出書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。</p> <p data-bbox="1146 1107 1512 1131">(6) 「※」欄は、記載しないでください。</p> <p data-bbox="1133 1145 1249 1169">4 留意事項</p> <p data-bbox="1146 1184 1426 1208">○ 法人課税信託の名称の併記</p> <p data-bbox="1169 1222 2188 1321">法人税法第 2 条第 29 号の 2 に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。</p>

改 正 後

(8 適格分割等による特定の資産の買換えの場合における買換資産の帳簿価額の減額又は特定の資産の譲渡に伴い設定をした期中特別勘定に関する届出書)

適格分割等による特定の資産の買換えの場合における買換資産の帳簿価額の減額又は特定の資産の譲渡に伴い設定をした期中特別勘定に関する届出書 (震災特例法 19、20、27、28)		※整理番号	
令和 年 月 日		電話() -	
税務署長殿	<input type="checkbox"/> 納税地 (フリガナ)	〒	
	<input type="checkbox"/> 法人名等	〒	
	<input type="checkbox"/> 法人番号	〒	
	<input type="checkbox"/> 代表者氏名	〒	
	<input type="checkbox"/> 代表者住所	〒	
事業種目		業	
法人	(フリガナ) 法人名等	※ 整理番号	部 門
	〒 (局 署) 本店又は主たる事務所の所在地 電話() -	決 算 期	業 種 番 号
	(フリガナ) 代表者氏名	整 理 簿	回 付 先
	〒 代表者住所	<input type="checkbox"/> 親署 ⇒ 子署 <input type="checkbox"/> 子署 ⇒ 調査課	
	業 事業種目		
	記		
適格分割等に 係る分割承継法人等	法 人 名 等 納 税 地 代 表 者 氏 名		
適 格 分 割 等 の 日			
譲渡資産	種 類		
	所 在 地		
	規 模 (土地等の場合は面積)		
譲 渡 年 月 日			
取得見込資産又は資産	種 類		
	構 造		
	所 在 地		
規 模 (土地等の場合は面積)			
取 得 (予 定) 年 月 日			
表 の 各 号 の 該 当 区 分			
減額した金額又は期中特別勘定の金額			
添 付 明 細 (別 表 等)			
そ の 他 参 考 と な る べ き 事 項			
税 理 士 署 名		印	
※税務署 処理欄	部 門	決 算 期	業 種 番 号
番 号	整 理 簿	備 考	通 信 日 付 印
年 月 日	確 認		

(規格 A 4)

改 正 前

(8 適格分割等による特定の資産の買換えの場合における買換資産の帳簿価額の減額又は特定の資産の譲渡に伴い設定をした期中特別勘定に関する届出書)

適格分割等による特定の資産の買換えの場合における買換資産の帳簿価額の減額又は特定の資産の譲渡に伴い設定をした期中特別勘定に関する届出書 (震災特例法 19、20、27、28)		※整理番号	
令和 年 月 日		電話() -	
税務署長殿	<input type="checkbox"/> 納税地 (フリガナ)	〒	
	<input type="checkbox"/> 法人名等	〒	
	<input type="checkbox"/> 法人番号	〒	
	<input type="checkbox"/> 代表者氏名	〒	
	<input type="checkbox"/> 代表者住所	〒	
事業種目		業	
法人	(フリガナ) 法人名等	※ 整理番号	部 門
	〒 (局 署) 本店又は主たる事務所の所在地 電話() -	決 算 期	業 種 番 号
	(フリガナ) 代表者氏名	整 理 簿	回 付 先
	〒 代表者住所	<input type="checkbox"/> 親署 ⇒ 子署 <input type="checkbox"/> 子署 ⇒ 調査課	
	業 事業種目		
	記		
適格分割等に 係る分割承継法人等	法 人 名 等 納 税 地 代 表 者 氏 名		
適 格 分 割 等 の 日			
譲渡資産	種 類		
	所 在 地		
	規 模 (土地等の場合は面積)		
譲 渡 年 月 日			
取得見込資産又は資産	種 類		
	構 造		
	所 在 地		
規 模 (土地等の場合は面積)			
取 得 (予 定) 年 月 日			
表 の 各 号 の 該 当 区 分			
減額した金額又は期中特別勘定の金額			
添 付 明 細 (別 表 等)			
そ の 他 参 考 と な る べ き 事 項			
税 理 士 署 名 押 印		印	
※税務署 処理欄	部 門	決 算 期	業 種 番 号
番 号	整 理 簿	備 考	通 信 日 付 印
年 月 日	確 認 印		

(規格 A 4)

改 正 後

(8 適格分割等による特定の資産の買換えの場合における買換資産の帳簿価額の減額又は特定の資産の譲渡に伴い設定をした期中特別勘定に関する届出書)

適格分割等による特定の資産の買換えの場合における買換資産の帳簿価額の減額又は特定の資産の譲渡に伴い設定をした期中特別勘定に関する届出書（震災特例法 19、20、27、28）の記載要領等

- 1 法人（連結法人を含みます。）が適格分割、適格現物出資又は適格現物分配（下表(2)の届出にあっては適格現物分配を除きます。以下「適格分割等」といいます。）を行う場合において、東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下「震災特例法」といいます。）の下表の条文に基づき帳簿価額を減額した場合又は、期中特別勘定を設定した場合に、単体法人（連結法人を除く法人をいいます。）又は連結親法人が減額をした金額又は期中特別勘定の金額等の届出を行うときに使用してください。

	根拠条文	届出根拠条文
(1) 特定の資産の買換えの場合における買換資産の帳簿価額の減額の届出	第19条第8項 (第20条第8項) 第27条第8項 (第28条第9項)	第19条第10項 (第20条第17項) 第27条第10項 (第28条第18項)
(2) 特定の資産の譲渡に伴い設定をした期中特別勘定に関する	第20条第2項 第28条第3項	第20条第3項 第28条第4項

- 2 この届出書は、適格分割等の日以後2月以内に納税地の所轄税務署長に1通(調査課所管法人にあっては2通)提出してください。

- 3 届出書の各欄は、次により記載してください。

- (1) 「提出法人」欄には、該当する□にレ印を付すとともに、当該提出法人の「納税地」、「法人名等」、「法人番号」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。
- (2) 「連結子法人」欄には、当該子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。
- (3) 「適格分割等に係る分割承継法人等」の各欄は、震災特例法第19条第8項、第27条第8項、第20条第8項、第28条第9項又は第20条第2項、第28条第3項に規定する分割承継法人、被現物出資法人又は被現物分配法人（上記1の表(2)の届出にあっては被現物分配法人を除きます。）の名称及び納税地並びに代表者の氏名について記載してください。
- (4) 「適格分割等の日」欄は、震災特例法第19条第8項、第27条第8項、第20条第8項、第28条第9項又は第20条第2項、第28条第3項に規定する適格分割等の日を記載してください。
- (5) 「譲渡資産」の各欄については、それぞれ譲渡資産の種類、所在地及び規模（土地等にあっては、その面積）並びにその譲渡年月日を記載してください。
- (6) 「買換資産又は取得見込資産」の各欄については、買換資産又は取得見込資産の種類、構造、所在地及び規模（土地等にあっては、その面積）並びにその取得（予定）年月日を記載してください。
- (7) 「減額した金額又は期中特別勘定の金額」欄は、震災特例法第19条第8項（第20条第8項において準用する場合を含みます。）、第27条第8項（第28条第9項において準用する場合を含みます。）の規定により損金の額に算入されるこれらの規定に規定する帳簿価額を減額した金額又は同法第20条第2項、第28条第3項の規定により損金の額に算入されるこれらの規定に規定する期中特別勘定の金額を記載します。
- (8) 「添付明細(別表等)」欄は、別表十三（五）「特定の資産の買換えにより取得した資産の圧縮額等の損金算入に関する明細書」その他添付明細を記載するとともに、当該明細を当該届出書に添付してください。
- (9) 「税理士署名」欄は、この届出書を税理士又は税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名してください。

- (10) 「※」欄は、記載しないでください。

- 4 留意事項

- 法人課税信託の名称の併記

法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。

改 正 前

(8 適格分割等による特定の資産の買換えの場合における買換資産の帳簿価額の減額又は特定の資産の譲渡に伴い設定をした期中特別勘定に関する届出書)

適格分割等による特定の資産の買換えの場合における買換資産の帳簿価額の減額又は特定の資産の譲渡に伴い設定をした期中特別勘定に関する届出書（震災特例法 19、20、27、28）の記載要領等

- 1 法人（連結法人を含みます。）が適格分割、適格現物出資又は適格現物分配（下表(2)の届出にあっては適格現物分配を除きます。以下「適格分割等」といいます。）を行う場合において、東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下「震災特例法」といいます。）の下表の条文に基づき帳簿価額を減額した場合又は、期中特別勘定を設定した場合に、単体法人（連結法人を除く法人をいいます。）又は連結親法人が減額をした金額又は期中特別勘定の金額等の届出を行うときに使用してください。

	根拠条文	届出根拠条文
(1) 特定の資産の買換えの場合における買換資産の帳簿価額の減額の届出	第19条第8項 (第20条第8項) 第27条第8項 (第28条第9項)	第19条第10項 (第20条第17項) 第27条第10項 (第28条第18項)
(2) 特定の資産の譲渡に伴い設定をした期中特別勘定に関する	第20条第2項 第28条第3項	第20条第3項 第28条第4項

- 2 この届出書は、適格分割等の日以後2月以内に納税地の所轄税務署長に1通(調査課所管法人にあっては2通)提出してください。

- 3 届出書の各欄は、次により記載してください。

- (1) 「提出法人」欄には、該当する□にレ印を付すとともに、当該提出法人の「納税地」、「法人名等」、「法人番号」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。
- (2) 「連結子法人」欄には、当該子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。
- (3) 「適格分割等に係る分割承継法人等」の各欄は、震災特例法第19条第8項、第27条第8項、第20条第8項、第28条第9項又は第20条第2項、第28条第3項に規定する分割承継法人、被現物出資法人又は被現物分配法人（上記1の表(2)の届出にあっては被現物分配法人を除きます。）の名称及び納税地並びに代表者の氏名について記載してください。
- (4) 「適格分割等の日」欄は、震災特例法第19条第8項、第27条第8項、第20条第8項、第28条第9項又は第20条第2項、第28条第3項に規定する適格分割等の日を記載してください。
- (5) 「譲渡資産」の各欄については、それぞれ譲渡資産の種類、所在地及び規模（土地等にあっては、その面積）並びにその譲渡年月日を記載してください。
- (6) 「買換資産又は取得見込資産」の各欄については、買換資産又は取得見込資産の種類、構造、所在地及び規模（土地等にあっては、その面積）並びにその取得（予定）年月日を記載してください。
- (7) 「減額した金額又は期中特別勘定の金額」欄は、震災特例法第19条第8項（第20条第8項において準用する場合を含みます。）、第27条第8項（第28条第9項において準用する場合を含みます。）の規定により損金の額に算入されるこれらの規定に規定する帳簿価額を減額した金額又は同法第20条第2項、第28条第3項の規定により損金の額に算入されるこれらの規定に規定する期中特別勘定の金額を記載します。
- (8) 「添付明細(別表等)」欄は、別表十三（五）「特定の資産の買換えにより取得した資産の圧縮額等の損金算入に関する明細書」その他添付明細を記載するとともに、当該明細を当該届出書に添付してください。
- (9) 「税理士署名押印」欄は、この届出書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。
- (10) 「※」欄は、記載しないでください。

- 4 留意事項

- 法人課税信託の名称の併記

法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。

改 正 後 改 正 前

(9 特定の資産の買換えの場合における特別勘定の設定期間延長承認申請書)

(9 特定の資産の買換えの場合における特別勘定の設定期間延長承認申請書)

税務署受付印 令和 年 月 日 税務署長殿		特定の資産の買換えの場合における特別勘定の 設定期間延長承認申請書 (震災特例法 20、28)		※整理番号		
				※連絡グループ整理番号		
提出法人 <input type="checkbox"/> 単連 <input type="checkbox"/> 連体 親法人 法人	納税地	〒		電話() -		
	(フリガナ)					
	法人名等					
	法人番号					
	(フリガナ)					
	代表者氏名			㊟		
	代表者住所	〒				
事業種目			業			
申請の対象が連結子法人である場合に限り記載	(フリガナ)			※ 税務署処理欄	整理番号	
	法人名等				部門	
	本店又は主たる事務所の所在地	〒	(局 署)		決算期	
	(フリガナ)				業種番号	
	代表者氏名				整理簿	
	代表者住所	〒			回付先	<input type="checkbox"/> 親署 ⇒ 子署 <input type="checkbox"/> 子署 ⇒ 調査課
事業種目			業			
東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律 (以下「震災特例法」といいます。) (第20条第1項 第28条第1項) の規定による特定の資産の買換えの場合における特別勘定の設定期間を下記により延長 したいので申請します。 <p style="text-align: center;">記</p> 震災特例法第20条第4項第1号 に規定する特別勘定の金額 円 申請時の 震災特例法第28条第5項第1号						
取得しようとする	種類					
	構造					
	規模					
	価額		円	円	円	
	所在地					
買換資産の取得 予定年月日	
認定を受けよう とする年月日	
(設定期間の延長を必要とする理由)						
(その他参考となるべき事項)						
税 理 士 署 名						
※税務署 処理欄	部 門	決 算 期	業 種 番 号	番 号	整理簿 備 考 通信 日付印 年 月 日 確 認	

03.06 改正

(規格 A 4)

税務署受付印 令和 年 月 日 税務署長殿		特定の資産の買換えの場合における特別勘定の 設定期間延長承認申請書 (震災特例法 20、28)		※整理番号		
				※連絡グループ整理番号		
提出法人 <input type="checkbox"/> 単連 <input type="checkbox"/> 連体 親法人 法人	納税地	〒		電話() -		
	(フリガナ)					
	法人名等					
	法人番号					
	(フリガナ)					
	代表者氏名			㊟		
	代表者住所	〒				
事業種目			業			
申請の対象が連結子法人である場合に限り記載	(フリガナ)			※ 税務署処理欄	整理番号	
	法人名等				部門	
	本店又は主たる事務所の所在地	〒	(局 署)		決算期	
	(フリガナ)				業種番号	
	代表者氏名				整理簿	
	代表者住所	〒			回付先	<input type="checkbox"/> 親署 ⇒ 子署 <input type="checkbox"/> 子署 ⇒ 調査課
事業種目			業			
東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律 (以下「震災特例法」といいます。) (第20条第1項 第28条第1項) の規定による特定の資産の買換えの場合における特別勘定の設定期間を下記により延長 したいので申請します。 <p style="text-align: center;">記</p> 震災特例法第20条第4項第1号 に規定する特別勘定の金額 円 申請時の 震災特例法第28条第5項第1号						
取得しようとする	種類					
	構造					
	規模					
	価額		円	円	円	
	所在地					
買換資産の取得 予定年月日	
認定を受けよう とする年月日	
(設定期間の延長を必要とする理由)						
(その他参考となるべき事項)						
税 理 士 署 名 押 印						
※税務署 処理欄	部 門	決 算 期	業 種 番 号	番 号	整理簿 備 考 通信 日付印 年 月 日 確 認 印	

01.06 改正

(規格 A 4)

改 正 後	改 正 前
<p>(9 特定の資産の買換えの場合における特別勘定の設定期間延長承認申請書)</p> <p style="text-align: center;">特定の資産の買換えの場合における特別勘定の設定期間 延長承認申請書（震災特例法 20、28）の記載要領等</p> <p>1 この申請書は、法人（連結法人を含みます。）が東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下「震災特例法」といいます。）第 20 条第 1 項又は第 28 条第 1 項の規定により特定の資産の買換えの場合における特別勘定を設けた場合において、やむを得ない事情によってその特定の資産を譲渡した日を含む事業年度又は連結事業年度（以下「譲渡事業年度」といいます。）の翌事業年度又は翌連結事業年度開始の日から 1 年を経過する日までの期間内に買換資産を取得することが困難なため、単体法人（連結法人を除く法人をいいます。）又は連結親法人がその期間の延長を申請するときに使用してください。</p> <p>2 この申請書は、譲渡事業年度終了の日の翌日から 2 月以内に提出する必要があります。 なお、この期間内に提出しなかった場合であっても、やむを得ない事情が生じたため、当該 1 年を経過する日までの期間内に買換資産を取得することが困難であることとなったときには、当該事情が生じた日から 2 月以内に限りこの申請をすることができます。</p> <p>3 この申請書は、納税地を所轄する税務署長に、その特別勘定の設定の基礎となった震災特例法第 19 条第 1 項又は第 27 条第 1 項の表の各号の上欄に掲げる譲渡資産の区分ごとに別葉とし、1 通（調査課所管法人にあっては 2 通）提出してください。</p> <p>4 申請書の各欄は、次により記載しますが、記載に当たって欄が不足する場合は、適宜別紙に記載して添付してください。</p> <p>(1) 「提出法人」欄には、該当する□にレ印を付すとともに、当該提出法人の「納税地」、「法人名等」、「法人番号」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。</p> <p>(2) 「連結子法人」欄には、当該子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。</p> <p>(3) 「申請時の 震災特例法第 20 条第 4 項第 1 号 震災特例法第 28 条第 5 項第 1 号 に規定する特別勘定の金額」欄には、この申請書を提出する日現在における特別勘定の金額（譲渡事業年度の前事業年度又は前連結事業年度までに設けた特別勘定の金額がある場合には、この金額を除きます。）を記載しますが、特別勘定設定後益金の額に算入されるべき金額があるにもかかわらず特別勘定の取り崩しを行っていない場合には、当該金額を控除した残額を記載することに注意してください。</p> <p>(4) 「取得しようとする買換資産の内容」欄の各欄 イ 「種類」欄には、取得予定資産の種類（土地、建物、構築物、機械及び装置等）を記載してください。 ロ 「構造」欄には、建物、構築物等の構造を記載してください。 ハ 「規模」欄には、取得予定資産の面積、重量、能力等の大きさを記載してください。 ニ 「所在地」欄には、取得予定資産が土地の場合にはその所在地を記載し、取得予定資産が土地以外の資産の場合には将来その資産が所在することとなる予定地を記載してください。</p> <p>(5) 「設定期間の延長を必要とする理由」欄には、設定期間の延長を必要とするやむを得ない事情を詳細に記載してください。</p> <p>(6) 「税理士署名」欄は、この申請書を税理士又は税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名してください。</p> <p>(7) 「※」欄は、記載しないでください。</p> <p>5 留意事項 ○ 法人課税信託の名称の併記 法人税法第 2 条第 29 号の 2 に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。</p>	<p>(9 特定の資産の買換えの場合における特別勘定の設定期間延長承認申請書)</p> <p style="text-align: center;">特定の資産の買換えの場合における特別勘定の設定期間 延長承認申請書（震災特例法 20、28）の記載要領等</p> <p>1 この申請書は、法人（連結法人を含みます。）が東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下「震災特例法」といいます。）第 20 条第 1 項又は第 28 条第 1 項の規定により特定の資産の買換えの場合における特別勘定を設けた場合において、やむを得ない事情によってその特定の資産を譲渡した日を含む事業年度又は連結事業年度（以下「譲渡事業年度」といいます。）の翌事業年度又は翌連結事業年度開始の日から 1 年を経過する日までの期間内に買換資産を取得することが困難なため、単体法人（連結法人を除く法人をいいます。）又は連結親法人がその期間の延長を申請するときに使用してください。</p> <p>2 この申請書は、譲渡事業年度終了の日の翌日から 2 月以内に提出する必要があります。 なお、この期間内に提出しなかった場合であっても、やむを得ない事情が生じたため、当該 1 年を経過する日までの期間内に買換資産を取得することが困難であることとなったときには、当該事情が生じた日から 2 月以内に限りこの申請をすることができます。</p> <p>3 この申請書は、納税地を所轄する税務署長に、その特別勘定の設定の基礎となった震災特例法第 19 条第 1 項又は第 27 条第 1 項の表の各号の上欄に掲げる譲渡資産の区分ごとに別葉とし、1 通（調査課所管法人にあっては 2 通）提出してください。</p> <p>4 申請書の各欄は、次により記載しますが、記載に当たって欄が不足する場合は、適宜別紙に記載して添付してください。</p> <p>(1) 「提出法人」欄には、該当する□にレ印を付すとともに、当該提出法人の「納税地」、「法人名等」、「法人番号」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。</p> <p>(2) 「連結子法人」欄には、当該子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。</p> <p>(3) 「申請時の 震災特例法第 20 条第 4 項第 1 号 震災特例法第 28 条第 5 項第 1 号 に規定する特別勘定の金額」欄には、この申請書を提出する日現在における特別勘定の金額（譲渡事業年度の前事業年度又は前連結事業年度までに設けた特別勘定の金額がある場合には、この金額を除きます。）を記載しますが、特別勘定設定後益金の額に算入されるべき金額があるにもかかわらず特別勘定の取り崩しを行っていない場合には、当該金額を控除した残額を記載することに注意してください。</p> <p>(4) 「取得しようとする買換資産の内容」欄の各欄 イ 「種類」欄には、取得予定資産の種類（土地、建物、構築物、機械及び装置等）を記載してください。 ロ 「構造」欄には、建物、構築物等の構造を記載してください。 ハ 「規模」欄には、取得予定資産の面積、重量、能力等の大きさを記載してください。 ニ 「所在地」欄には、取得予定資産が土地の場合にはその所在地を記載し、取得予定資産が土地以外の資産の場合には将来その資産が所在することとなる予定地を記載してください。</p> <p>(5) 「設定期間の延長を必要とする理由」欄には、設定期間の延長を必要とするやむを得ない事情を詳細に記載してください。</p> <p>(6) 「税理士署名押印」欄は、この申請書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。</p> <p>(7) 「※」欄は、記載しないでください。</p> <p>5 留意事項 ○ 法人課税信託の名称の併記 法人税法第 2 条第 29 号の 2 に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。</p>

改 正 後	改 正 前
<p>(12 適格分割等を行う場合の特定の資産の買換えの場合における期中特別勘定の設定期間延長承認申請書)</p> <p style="text-align: center;">適格分割等を行う場合の特定の資産の買換えの場合における期中特別勘定の設定期間延長承認申請書（震災特例法 20、28）の記載要領等</p> <p>1 この申請書は、法人（連結法人を含みます。）が対象期間内に東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下「震災特例法」といいます。）第 20 条第 1 項又は第 28 条第 1 項に規定する譲渡をし、かつ、その譲渡の日を含む事業年度又は連結事業年度において適格分割又は適格現物出資（以下「適格分割等」といいます。）を行う場合において、同法第 20 条第 2 項又は第 28 条第 3 項の規定により特定の資産の買換えの場合における特別勘定を設けた場合に、やむを得ない事情によって分割承継法人又は被現物出資法人（以下「分割承継法人等」といいます。）において当該適格分割等の日から当該譲渡の日を含む事業年度又は連結事業年度終了の日の翌日以後 1 年を経過する日までの期間内に買換資産を取得することが困難なため、単体法人（連結法人を除く法人をいいます。）又は連結親法人がその期間の延長を申請するときに使用してください。</p> <p>2 この申請書は、適格分割等の日以後 2 月以内に提出する必要があります。</p> <p>3 この申請書は、納税地を所轄する税務署長に、1 通（調査課所管法人にあつては 2 通）提出してください。</p> <p>4 申請書の各欄は、次により記載しますが、記載に当たって欄が不足する場合は、適宜別紙に記載して添付してください。</p> <p>(1) 「提出法人」欄には、該当する□にレ印を付すとともに、当該提出法人の「納税地」、「法人名等」、「法人番号」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。</p> <p>(2) 「連結子法人」欄には、当該子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。</p> <p>(3) 「震災特例法第 20 条第 2 項・第 28 条第 3 項の規定により設けるこれらに規定する期中特別勘定の金額」欄には、震災特例法第 20 条第 2 項又は第 28 条第 3 項の規定により設けるこれらに規定する期中特別勘定の金額を記載してください。</p> <p>(4) 「当該適格分割等に係る分割承継法人等において取得しようとする買換資産の内容」欄の各欄</p> <p>イ 「種類」欄には、取得予定資産の種類（土地、建物、構築物、機械及び装置等）を記載してください。</p> <p>ロ 「構造」欄には、建物、構築物等の構造を記載してください。</p> <p>ハ 「規模」欄には、取得予定資産の面積、重量、能力等の大きさを記載してください。</p> <p>ニ 「所在地」欄には、取得予定資産が土地の場合には、その所在地を記載し、取得予定資産が土地以外の資産の場合には、将来その資産が所在することとなる予定地を記載してください。</p> <p>(5) 「買換資産の取得予定年月日」欄には、当該適格分割等に係る分割承継法人等において取得しようとする買換資産の取得予定年月日を記載してください。</p> <p>(6) 「認定を受けようとする年月日」欄には、震災特例法第 20 条第 2 項又は第 28 条第 3 項に規定する認定を受けようとする日を記載してください。</p> <p>(7) 「設定期間の延長を必要とする理由」欄には、設定期間の延長を必要とする震災特例法第 20 条第 2 項又は第 28 条第 3 項に規定するやむを得ない事情を詳細に記載してください。</p> <p>(8) 「税理士署名」欄は、この申請書を税理士又は税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名してください。</p> <p>(9) 「※」欄は、記載しないでください。</p> <p>(以下省略)</p>	<p>(12 適格分割等を行う場合の特定の資産の買換えの場合における期中特別勘定の設定期間延長承認申請書)</p> <p style="text-align: center;">適格分割等を行う場合の特定の資産の買換えの場合における期中特別勘定の設定期間延長承認申請書（震災特例法 20、28）の記載要領等</p> <p>1 この申請書は、法人（連結法人を含みます。）が対象期間内に東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下「震災特例法」といいます。）第 20 条第 1 項又は第 28 条第 1 項に規定する譲渡をし、かつ、その譲渡の日を含む事業年度又は連結事業年度において適格分割又は適格現物出資（以下「適格分割等」といいます。）を行う場合において、同法第 20 条第 2 項又は第 28 条第 3 項の規定により特定の資産の買換えの場合における特別勘定を設けた場合に、やむを得ない事情によって分割承継法人又は被現物出資法人（以下「分割承継法人等」といいます。）において当該適格分割等の日から当該譲渡の日を含む事業年度又は連結事業年度終了の日の翌日以後 1 年を経過する日までの期間内に買換資産を取得することが困難なため、単体法人（連結法人を除く法人をいいます。）又は連結親法人がその期間の延長を申請するときに使用してください。</p> <p>2 この申請書は、適格分割等の日以後 2 月以内に提出する必要があります。</p> <p>3 この申請書は、納税地を所轄する税務署長に、1 通（調査課所管法人にあつては 2 通）提出してください。</p> <p>4 申請書の各欄は、次により記載しますが、記載に当たって欄が不足する場合は、適宜別紙に記載して添付してください。</p> <p>(1) 「提出法人」欄には、該当する□にレ印を付すとともに、当該提出法人の「納税地」、「法人名等」、「法人番号」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。</p> <p>(2) 「連結子法人」欄には、当該子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。</p> <p>(3) 「震災特例法第 20 条第 2 項・第 28 条第 3 項の規定により設けるこれらに規定する期中特別勘定の金額」欄には、震災特例法第 20 条第 2 項又は第 28 条第 3 項の規定により設けるこれらに規定する期中特別勘定の金額を記載してください。</p> <p>(4) 「当該適格分割等に係る分割承継法人等において取得しようとする買換資産の内容」欄の各欄</p> <p>イ 「種類」欄には、取得予定資産の種類（土地、建物、構築物、機械及び装置等）を記載してください。</p> <p>ロ 「構造」欄には、建物、構築物等の構造を記載してください。</p> <p>ハ 「規模」欄には、取得予定資産の面積、重量、能力等の大きさを記載してください。</p> <p>ニ 「所在地」欄には、取得予定資産が土地の場合には、その所在地を記載し、取得予定資産が土地以外の資産の場合には、将来その資産が所在することとなる予定地を記載してください。</p> <p>(5) 「買換資産の取得予定年月日」欄には、当該適格分割等に係る分割承継法人等において取得しようとする買換資産の取得予定年月日を記載してください。</p> <p>(6) 「認定を受けようとする年月日」欄には、震災特例法第 20 条第 2 項又は第 28 条第 3 項に規定する認定を受けようとする日を記載してください。</p> <p>(7) 「設定期間の延長を必要とする理由」欄には、設定期間の延長を必要とする震災特例法第 20 条第 2 項又は第 28 条第 3 項に規定するやむを得ない事情を詳細に記載してください。</p> <p>(8) 「税理士署名押印」欄は、この申請書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。</p> <p>(9) 「※」欄は、記載しないでください。</p> <p>(同 左)</p>

改 正 後	改 正 前
<p>(14 適格分割等による特定の資産の譲渡に係る特別勘定の金額の引継ぎに関する届出書)</p> <p style="text-align: center;">適格分割等による特定の資産の譲渡に係る特別勘定の金額の引継ぎに関する届出書（震災特例法 20、28）の記載要領等</p> <p>1 この届出書は、法人（連結法人を含みます。）が適格分割又は適格現物出資（以下「適格分割等」といいます。）を行った場合において、分割承継法人又は被現物出資法人（以下「分割承継法人等」といいます。）に特定の資産の譲渡等に係る特別勘定の金額を引き継ぐことについて、単体法人（連結法人を除く法人をいいます。）又は連結親法人が東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下「震災特例法」といいます。）第 20 条第 5 項又は第 28 条第 6 項の規定により届け出るときに使用してください。</p> <p>2 この届出書は、適格分割等の日以後 2 月以内に納税地の所轄税務署長に 1 通（調査課所管法人にあつては 2 通）提出してください。</p> <p>3 届出書の各欄は、次により記載してください。</p> <p>(1) 「提出法人」欄には、該当する□にレ印を付すとともに、当該提出法人の「納税地」、「法人名等」、「法人番号」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。</p> <p>(2) 「連結子法人」欄には、当該子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。</p> <p>(3) 「適格分割等に係る分割承継法人等」の各欄は震災特例法第 20 条第 4 項第 2 号又は第 28 条第 5 項第 2 号に規定する分割承継法人等の名称及び納税地並びに代表者の氏名を記載してください。「適格分割等」の欄は該当する適格分割等の形態を○で囲んでください。</p> <p>(4) 「適格分割等の年月日」欄は震災特例法第 20 条第 4 項第 2 号又は第 28 条第 5 項第 2 号に規定する適格分割等の日を記載してください。</p> <p>(5) 「分割承継法人等を引き継ぐ特別勘定の金額」欄は震災特例法第 20 条第 4 項又は第 28 条第 5 項の規定により分割承継法人等を引き継ぐ同法第 20 条第 4 項第 2 号又は第 28 条第 5 項第 2 号に規定する特別勘定の金額を記載してください。</p> <p>(6) 「分割承継法人等を引き継ぐ期中特別勘定の金額」欄は震災特例法第 20 条第 4 項又は第 28 条第 5 項の規定により分割承継法人等を引き継ぐ同法第 20 条第 4 項第 2 号又は第 28 条第 5 項第 2 号に規定する期中特別勘定の金額を記載してください。</p> <p>(7) 「特別勘定の金額又は期中特別勘定の金額に係る譲渡資産」の各欄は分割承継法人等を引き継ぐ特別勘定の金額又は期中特別勘定の金額に係る譲渡資産の種類、所在地、及び規模（土地等にあつてはその面積）並びにその譲渡年月日を記載してください。</p> <p>(8) 「取得する見込みである資産」の各欄は分割承継法人等において取得する見込みである資産の種類、構造、所在地、及び規模（土地等にあつては、その面積）並びにその取得予定年月日を記載してください。</p> <p>(9) 「適用を受けることとしている表の各号の区分」欄は取得をする見込みである資産について適用を受けることとしている震災特例法第 19 条第 1 項の表又は第 27 条第 1 項の表の各号の区分を記載してください。</p> <p>(10) 「税理士署名」欄は、この届出書を税理士又は税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名してください。</p> <p>(11) 「※」欄は、記載しないでください。</p> <p>4 留意事項</p> <p>○ 法人課税信託の名称の併記</p> <p>法人税法第 2 条第 29 号の 2 に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。</p>	<p>(14 適格分割等による特定の資産の譲渡に係る特別勘定の金額の引継ぎに関する届出書)</p> <p style="text-align: center;">適格分割等による特定の資産の譲渡に係る特別勘定の金額の引継ぎに関する届出書（震災特例法 20、28）の記載要領等</p> <p>1 この届出書は、法人（連結法人を含みます。）が適格分割又は適格現物出資（以下「適格分割等」といいます。）を行った場合において、分割承継法人又は被現物出資法人（以下「分割承継法人等」といいます。）に特定の資産の譲渡等に係る特別勘定の金額を引き継ぐことについて、単体法人（連結法人を除く法人をいいます。）又は連結親法人が東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下「震災特例法」といいます。）第 20 条第 5 項又は第 28 条第 6 項の規定により届け出るときに使用してください。</p> <p>2 この届出書は、適格分割等の日以後 2 月以内に納税地の所轄税務署長に 1 通（調査課所管法人にあつては 2 通）提出してください。</p> <p>3 届出書の各欄は、次により記載してください。</p> <p>(1) 「提出法人」欄には、該当する□にレ印を付すとともに、当該提出法人の「納税地」、「法人名等」、「法人番号」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。</p> <p>(2) 「連結子法人」欄には、当該子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。</p> <p>(3) 「適格分割等に係る分割承継法人等」の各欄は震災特例法第 20 条第 4 項第 2 号又は第 28 条第 5 項第 2 号に規定する分割承継法人等の名称及び納税地並びに代表者の氏名を記載してください。「適格分割等」の欄は該当する適格分割等の形態を○で囲んでください。</p> <p>(4) 「適格分割等の年月日」欄は震災特例法第 20 条第 4 項第 2 号又は第 28 条第 5 項第 2 号に規定する適格分割等の日を記載してください。</p> <p>(5) 「分割承継法人等を引き継ぐ特別勘定の金額」欄は震災特例法第 20 条第 4 項又は第 28 条第 5 項の規定により分割承継法人等を引き継ぐ同法第 20 条第 4 項第 2 号又は第 28 条第 5 項第 2 号に規定する特別勘定の金額を記載してください。</p> <p>(6) 「分割承継法人等を引き継ぐ期中特別勘定の金額」欄は震災特例法第 20 条第 4 項又は第 28 条第 5 項の規定により分割承継法人等を引き継ぐ同法第 20 条第 4 項第 2 号又は第 28 条第 5 項第 2 号に規定する期中特別勘定の金額を記載してください。</p> <p>(7) 「特別勘定の金額又は期中特別勘定の金額に係る譲渡資産」の各欄は分割承継法人等を引き継ぐ特別勘定の金額又は期中特別勘定の金額に係る譲渡資産の種類、所在地、及び規模（土地等にあつてはその面積）並びにその譲渡年月日を記載してください。</p> <p>(8) 「取得する見込みである資産」の各欄は分割承継法人等において取得する見込みである資産の種類、構造、所在地、及び規模（土地等にあつては、その面積）並びにその取得予定年月日を記載してください。</p> <p>(9) 「適用を受けることとしている表の各号の区分」欄は取得をする見込みである資産について適用を受けることとしている震災特例法第 19 条第 1 項の表又は第 27 条第 1 項の表の各号の区分を記載してください。</p> <p>(10) 「税理士署名押印」欄は、この届出書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。</p> <p>(11) 「※」欄は、記載しないでください。</p> <p>4 留意事項</p> <p>○ 法人課税信託の名称の併記</p> <p>法人税法第 2 条第 29 号の 2 に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。</p>

改 正 後

(15 適格合併等による特定の資産の譲渡に伴い特別勘定を設けた場合において指定期間内に資産の取得が困難な場合の設定期間延長承認申請書)

適格合併等による特定の資産の譲渡に伴い特別勘定を設けた場合において指定期間内に資産の取得が困難な場合の設定期間延長承認申請書 (震災特例法令 19、24)		※整理番号	
		※連絡グループ整理番号	
令和 年 月 日	提出法人 <input type="checkbox"/> 単 <input type="checkbox"/> 連 体 結 法 人 法 人	納 税 地	〒 電話() -
		(フリガナ)	
		法 人 名 等	
		法 人 番 号	
		(フリガナ)	
		代 表 者 氏 名	
		代 表 者 住 所	〒
税務署長殿		事 業 種 目	業
連 結 子 法 人	(フリガナ)	※ 税 務 署 処 理 欄	※ 整理番号
	法 人 名 等		部 門
	本店又は主たる事務所の所在地		決 算 期
	電話() -		業 種 番 号
	(フリガナ)		整 理 簿
	代 表 者 氏 名		回 付 先
代 表 者 住 所	<input type="checkbox"/> 親署 ⇒ 子署		
事 業 種 目	<input type="checkbox"/> 子署 ⇒ 調査課		
東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令 〔第19条第27項 第24条第27項〕の規定により適格合併等による特定の資産の譲渡に伴い特別勘定を設けた場合の設定期間 を下記により延長したいので申請します。			
記			
申請の日における引継ぎを受けた特別勘定の金額		円	
取得する特定の買換資産の内容	種 類		
	構 造		
	規 模 (土地等にあつてはその面積)		
	取 得 価 額	円	円
	取得予定年月日
(やむを得ない事情の詳細)			
認 定 を 受 け よ う と す る 日		年 月 日	
(その他参考となるべき事項)			
税 理 士 署 名			
※税務署 処理欄	部 門	決 算 期	業 種 番 号
			番 号
			整 理 簿
			備 考
			通 信 日 付 印
			年 月 日
			確 認

03.06 改正

(規格A4)

改 正 前

(15 適格合併等による特定の資産の譲渡に伴い特別勘定を設けた場合において指定期間内に資産の取得が困難な場合の設定期間延長承認申請書)

適格合併等による特定の資産の譲渡に伴い特別勘定を設けた場合において指定期間内に資産の取得が困難な場合の設定期間延長承認申請書 (震災特例法令 19、24)		※整理番号	
		※連絡グループ整理番号	
令和 年 月 日	提出法人 <input type="checkbox"/> 単 <input type="checkbox"/> 連 体 結 法 人 法 人	納 税 地	〒 電話() -
		(フリガナ)	
		法 人 名 等	
		法 人 番 号	
		(フリガナ)	
		代 表 者 氏 名	㊟
		代 表 者 住 所	〒
税務署長殿		事 業 種 目	業
連 結 子 法 人	(フリガナ)	※ 税 務 署 処 理 欄	※ 整理番号
	法 人 名 等		部 門
	本店又は主たる事務所の所在地		決 算 期
	電話() -		業 種 番 号
	(フリガナ)		整 理 簿
	代 表 者 氏 名		回 付 先
代 表 者 住 所	<input type="checkbox"/> 親署 ⇒ 子署		
事 業 種 目	<input type="checkbox"/> 子署 ⇒ 調査課		
東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令 〔第19条第27項 第24条第27項〕の規定により適格合併等による特定の資産の譲渡に伴い特別勘定を設けた場合の設定期間 を下記により延長したいので申請します。			
記			
申請の日における引継ぎを受けた特別勘定の金額		円	
取得する特定の買換資産の内容	種 類		
	構 造		
	規 模 (土地等にあつてはその面積)		
	取 得 価 額	円	円
	取得予定年月日
(やむを得ない事情の詳細)			
認 定 を 受 け よ う と す る 日		年 月 日	
(その他参考となるべき事項)			
税 理 士 署 名 押 印			
※税務署 処理欄	部 門	決 算 期	業 種 番 号
			番 号
			整 理 簿
			備 考
			通 信 日 付 印
			年 月 日
			確 認 印

01.06 改正

(規格A4)

改 正 後	改 正 前
<p>(15 適格合併等による特定の資産の譲渡に伴い特別勘定を設けた場合において指定期間内に資産の取得が困難な場合の設定期間延長承認申請書)</p> <p style="text-align: center;">適格合併等による特定の資産の譲渡に伴い特別勘定を設けた場合において指定期間内に資産の取得が困難な場合の設定期間延長承認申請書（震災特例法令 19、24）の記載要領等</p> <p>1 この申請書は、法人（連結法人を含みます。）が東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令（以下「震災特例法令」といいます。）第 19 条第 27 項又は第 24 条第 27 項の規定により第 19 条第 26 項各号又は第 24 条第 26 項各号に規定する引継ぎを受けた日以後に東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下「震災特例法」といいます。）第 19 条第 3 項又は第 27 条第 3 項に規定するやむを得ない事情が生じたため、同法第 20 条第 7 項又は第 28 条第 8 項の法人が震災特例法令第 19 条第 26 項各号又は第 24 条第 26 項各号に定める期間内に同法第 19 条第 1 項又は第 27 条第 1 項の表の各号の下欄に掲げる資産の取得をすることが困難である場合において、単体法人（連結法人を除く法人をいいます。）又は連結親法人がその期間の延長を申請するときに使用してください。</p> <p>2 この申請書は、やむを得ない事情が生じた日以後 2 月以内に提出してください。</p> <p>3 この申請書は、納税地を所轄する税務署長に 1 通（調査課所管法人にあつては 2 通）提出してください。</p> <p>4 申請書の各欄は、次により記載しますが、記載に当たって欄が不足する場合は、適宜別紙に記載して添付してください。</p> <p>(1) 「提出法人」欄には、該当する□にレ印を付すとともに、当該提出法人の「納税地」、「法人名等」、「法人番号」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。</p> <p>(2) 「連結子法人」欄には、当該子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。</p> <p>(3) 「申請の日における引継ぎを受けた特別勘定の金額」欄には、申請の日における震災特例法第 20 条第 4 項又は第 28 条第 5 項の規定により引継ぎを受けた特別勘定の金額を記載してください。</p> <p>(4) 「取得する予定の買換資産の内容」の各欄</p> <p>イ 「種類」欄には、取得予定資産の種類（土地、建物、構築物、機械及び装置等）を記載してください。</p> <p>ロ 「構造」欄には、建物、構築物等の構造を記載してください。</p> <p>ハ 「規模」欄には、取得予定資産の面積、重量、能力等の大きさを記載してください。</p> <p>ニ 「取得価額」欄には、取得する予定の買換資産の取得価額を記載してください。</p> <p>ホ 「取得予定年月日」欄には、取得する予定の買換資産の取得予定年月日を記載してください。</p> <p>(5) 「やむを得ない事情の詳細」欄には、指定期間内に震災特例法第 19 条第 1 項の表の各号又は第 27 条第 1 項の表の各号の下欄に掲げる資産の取得をすることが困難である理由を詳細に記載してください。</p> <p>(6) 「認定を受けようとする日」欄には、震災特例法令第 19 条第 26 項又は第 24 条第 26 項に規定する認定を受けようとする日を記載してください。</p> <p>(7) 「税理士署名」欄は、この申請書を税理士又は税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名してください。</p> <p>(8) 「※」欄は、記載しないでください。</p> <p>5 留意事項</p> <p>○ 法人課税信託の名称の併記</p> <p>法人税法第 2 条第 29 号の 2 に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。</p>	<p>(15 適格合併等による特定の資産の譲渡に伴い特別勘定を設けた場合において指定期間内に資産の取得が困難な場合の設定期間延長承認申請書)</p> <p style="text-align: center;">適格合併等による特定の資産の譲渡に伴い特別勘定を設けた場合において指定期間内に資産の取得が困難な場合の設定期間延長承認申請書（震災特例法令 19、24）の記載要領等</p> <p>1 この申請書は、法人（連結法人を含みます。）が東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令（以下「震災特例法令」といいます。）第 19 条第 27 項又は第 24 条第 27 項の規定により第 19 条第 26 項各号又は第 24 条第 26 項各号に規定する引継ぎを受けた日以後に東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下「震災特例法」といいます。）第 19 条第 3 項又は第 27 条第 3 項に規定するやむを得ない事情が生じたため、同法第 20 条第 7 項又は第 28 条第 8 項の法人が震災特例法令第 19 条第 26 項各号又は第 24 条第 26 項各号に定める期間内に同法第 19 条第 1 項又は第 27 条第 1 項の表の各号の下欄に掲げる資産の取得をすることが困難である場合において、単体法人（連結法人を除く法人をいいます。）又は連結親法人がその期間の延長を申請するときに使用してください。</p> <p>2 この申請書は、やむを得ない事情が生じた日以後 2 月以内に提出してください。</p> <p>3 この申請書は、納税地を所轄する税務署長に 1 通（調査課所管法人にあつては 2 通）提出してください。</p> <p>4 申請書の各欄は、次により記載しますが、記載に当たって欄が不足する場合は、適宜別紙に記載して添付してください。</p> <p>(1) 「提出法人」欄には、該当する□にレ印を付すとともに、当該提出法人の「納税地」、「法人名等」、「法人番号」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。</p> <p>(2) 「連結子法人」欄には、当該子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。</p> <p>(3) 「申請の日における引継ぎを受けた特別勘定の金額」欄には、申請の日における震災特例法第 20 条第 4 項又は第 28 条第 5 項の規定により引継ぎを受けた特別勘定の金額を記載してください。</p> <p>(4) 「取得する予定の買換資産の内容」の各欄</p> <p>イ 「種類」欄には、取得予定資産の種類（土地、建物、構築物、機械及び装置等）を記載してください。</p> <p>ロ 「構造」欄には、建物、構築物等の構造を記載してください。</p> <p>ハ 「規模」欄には、取得予定資産の面積、重量、能力等の大きさを記載してください。</p> <p>ニ 「取得価額」欄には、取得する予定の買換資産の取得価額を記載してください。</p> <p>ホ 「取得予定年月日」欄には、取得する予定の買換資産の取得予定年月日を記載してください。</p> <p>(5) 「やむを得ない事情の詳細」欄には、指定期間内に震災特例法第 19 条第 1 項の表の各号又は第 27 条第 1 項の表の各号の下欄に掲げる資産の取得をすることが困難である理由を詳細に記載してください。</p> <p>(6) 「認定を受けようとする日」欄には、震災特例法令第 19 条第 26 項又は第 24 条第 26 項に規定する認定を受けようとする日を記載してください。</p> <p>(7) 「税理士署名」欄は、この申請書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名してください。</p> <p>(8) 「※」欄は、記載しないでください。</p> <p>5 留意事項</p> <p>○ 法人課税信託の名称の併記</p> <p>法人税法第 2 条第 29 号の 2 に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。</p>

改 正 後 改 正 前

(18 特定復興産業集積区域又は復興産業集積区域における機械等の特別償却の償却限度額の計算に関する付表)

(18 復興産業集積区域における機械等の特別償却の償却限度額の計算に関する付表)

特定復興産業集積区域又は復興産業集積区域における機械等の特別償却の償却限度額の計算に関する付表（震災特例法17の2①、25の2①、旧震災特例法17の2①、25の2①）

復興産業集積区域における機械等の特別償却の償却限度額の計算に関する付表（震災特例法17の2①、25の2①）

対象資産の区分	事業年度又は連結事業年度		法人名
	事業年度	連結事業年度	
17条の2第1項() 25条の2第1項() 旧17条の2第1項() 旧25条の2第1項()	17条の2第1項()	17条の2第1項()	17条の2第1項()
	25条の2第1項()	25条の2第1項()	25条の2第1項()
	旧17条の2第1項()	旧17条の2第1項()	旧17条の2第1項()
	旧25条の2第1項()	旧25条の2第1項()	旧25条の2第1項()
事業の種類			
(機械・装置の耐用年数表の番号)	()	()	()
対象資産の種類等			
対象資産の名称			
同上の所在地			
取得等年月日	・ ・	・ ・	・ ・
事業の用に供した年月日	・ ・	・ ・	・ ・
購入先			
取得価額	円	円	円
普通償却限度額			
特別償却率	$\frac{17、25、34又は50}{100}$	$\frac{17、25、34又は50}{100}$	$\frac{17、25、34又は50}{100}$
特別償却限度額 (9-00)又は(9×01)	円	円	円
償却・準備金方式の区分	償却・準備金	償却・準備金	償却・準備金
適 用 要 件 等			
認定地方公共団体等による指定年月日	・ ・	・ ・	・ ・
認定地方公共団体等の名称			
特定復興産業集積区域等の名称			
復興推進事業の実施に係る認定年月日	・ ・	・ ・	・ ・

特別償却の付表（震一）
令三・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

03.06改正

特別償却の種類	事業年度又は連結事業年度		法人名
	事業年度	連結事業年度	
17条の2第4項第1号() 25条の2第4項第1号()	17条の2第4項第1号()	17条の2第4項第1号()	17条の2第4項第1号()
	25条の2第4項第1号()	25条の2第4項第1号()	25条の2第4項第1号()
事業の種類			
(機械・装置の耐用年数表の番号)	()	()	()
対象資産の種類等			
対象資産の名称			
同上の所在地			
取得等年月日	・ ・	・ ・	・ ・
事業の用に供した年月日	・ ・	・ ・	・ ・
購入先			
取得価額	円	円	円
普通償却限度額			
特別償却率	$\frac{17、25、34又は50}{100}$	$\frac{17、25、34又は50}{100}$	$\frac{17、25、34又は50}{100}$
特別償却限度額 (9-00)又は(9×01)	円	円	円
償却・準備金方式の区分	償却・準備金	償却・準備金	償却・準備金
適 用 要 件 等			
認定地方公共団体等による指定年月日	・ ・	・ ・	・ ・
認定地方公共団体の名称			
復興産業集積区域の名称			
復興推進事業の実施に係る認定年月日	・ ・	・ ・	・ ・

特別償却の付表（震一）
令一・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

02.06改正

(18 特定復興産業集積区域又は復興産業集積区域における機械等の特別償却の償却限度額の計算に関する付表)

特別償却の付表（震一）の記載の仕方

- 1 この特別償却の付表（震一）は、法人が東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下「震災特例法」といいます。）第17条の2第1項《特定復興産業集積区域において機械等を取得した場合の特別償却》若しくは令和3年改正前の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下「令和3年旧震災特例法」といいます。）第17条の2第1項《復興産業集積区域において機械等を取得した場合の特別償却》の規定の適用を受ける場合（これらの規定の適用を受けることに代えて租税特別措置法（以下「措置法」といいます。）第52条の3《準備金方式による特別償却》の特別償却準備金として積み立てる場合を含みます。）又は連結法人が震災特例法第25条の2第1項《連結法人が特定復興産業集積区域において機械等を取得した場合の特別償却》若しくは令和3年旧震災特例法第25条の2第1項《連結法人が復興産業集積区域において機械等を取得した場合の特別償却》の規定の適用を受ける場合（これらの規定の適用を受けることに代えて措置法第68条の41《準備金方式による特別償却》の特別償却準備金として積み立てる場合を含みます。）に、対象資産（震災特例法第17条の2第1項若しくは第25条の2第1項に規定する特定機械装置等（以下「特定機械装置等」といいます。）、「令和3年改正法附則第95条第2項《復興産業集積区域等において機械等を取得した場合の特別償却に関する経過措置》若しくは第107条第2項《連結法人が復興産業集積区域等において機械等を取得した場合の特別償却に関する経過措置》に規定する旧特定機械装置等（以下「旧特定機械装置等」といいます。）又は令和3年旧震災特例法第17条の2第1項の表の第1号の第4欄若しくは第25条の2第1項の表の第1号の第4欄に掲げる減価償却資産をいいます。以下同じです。）の特別償却限度額の計算に關し参考となるべき事項を記載し、該当の別表十六に添付して提出してください。
- ただし、所有権移転外リース取引により取得した対象資産については、この制度の適用はありませんので注意してください。
- 2 連結法人については、適用を受ける各連結法人ごとにこの付表を作成し、その連結法人の法人名を「法人名」の（ ）内に記載します。
- 3 「対象資産の区分1」は、対象資産が震災特例法第17条の2第1項若しくは第25条の2第1項又は令和3年旧震災特例法第17条の2第1項若しくは第25条の2第1項のいずれの規定の適用を受けるものであるかの区分に応じ、該当条項を○で囲みます。
- なお、対象資産が次に掲げる資産に該当する場合には、（ ）内はその資産の区分に応じそれぞれ次のように記載します。
- (1) 旧特定機械装置等…令和3年改正法附則第95条第2項第1号又は第107条第2項第1号の細分を、例えば「イ」、「ロ」のように記載します。
- (2) 令和3年旧震災特例法第17条の2第1項の表の第1号の第4欄又は第25条の2第1項の表の第1号の第4欄に掲げる減価償却資産…令和3年旧震災特例法第17条の2第4項第1号又は第25条の2第4項第1号の細分（イからへまで）を、例えば「イ」、「ロ」のように記載します。
- 4 「事業の種類2」には、産業集積事業（東日本大震災復興特別区域法（以下「復興特区法」といいます。）第2条第3項第2号イ《定義》に掲げる事業をいいます。以下同じです。）若しくは建築物整備事業（同号ロに掲げる事業をいいます。以下同じです。）又は旧産業集積事業（復興庁設置法等改正法による改正前の東日本大震災復興特別区域法（以下「旧復興特区法」といいます。）第2条第3項第2号イ《定義》（復興庁設置法等改正法による改正前の福島復興再生特別措置法（以下「旧福島復興特措法」といいます。）第74条の規定により読み替えて適用する場合を含みます。）に掲げる事業をいいます。以下同じです。）若しくは旧建築物整備事業（同号ロ（旧福島復興特措法第75条の規定により読み替えて適用する場合を含みます。））に掲げる事業をいいます。以下同じです。）のいずれかを記載します。
- 5 「対象資産の種類等3」には、耐用年数省令別表に基づき、対象資産の種類、構造、細目等を記載します。また、その対象資産が機械及び装置である場合には、（ ）内に耐用年数省令別表第二の該当の番号を記載します。
- なお、「事業の種類2」に記載した事業が建築物整備事業又は旧建築物整備事業である場合には、この制度の対象資産は建物及びその附属設備に限られます。
- 6 「対象資産の名称4」には、対象資産に該当する資産の名称を記載します。
- 7 「同上の所在地5」には、特定復興産業集積区域等（復興特区法第37条第1項に規定する特定復興産業集積区域、令和3年改正法附則第95条第2項若しくは第107条第2項に規定する旧復興産業集積区域（以下「旧復興産業集

(18 復興産業集積区域における機械等の特別償却の償却限度額の計算に関する付表)

特別償却の付表（震一）の記載の仕方

- 1 この特別償却の付表（震一）は、法人が東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下「震災特例法」といいます。）第17条の2第1項《復興産業集積区域において機械等を取得した場合の特別償却》の規定の適用を受ける場合（この規定の適用を受けることに代えて租税特別措置法（以下「措置法」といいます。）第52条の3に規定する特別償却準備金として積み立てる場合を含みます。）又は連結法人が震災特例法第25条の2第1項《連結法人が復興産業集積区域において機械等を取得した場合の特別償却》の規定の適用を受ける場合（この規定の適用を受けることに代えて措置法第68条の41に規定する特別償却準備金として積み立てる場合を含みます。）に、その対象資産（被災者向け優良賃貸住宅を除きます。以下同じ。）の特別償却限度額の計算に關し参考となるべき事項を記載し、該当の別表十六に添付して提出してください。
- ただし、所有権移転外リース取引により取得した対象資産については、この制度の適用はありませんので、注意してください。
- 2 連結法人については、適用を受ける各連結法人ごとにこの付表を作成し、その連結法人の法人名を「法人名」の（ ）内に記載してください。
- 3 「特別償却の種類1」は、その資産が1の震災特例法第17条の2第1項又は第25条の2第1項の規定のいずれに該当するものであるかの区分に応じ、該当条項を○で囲みます。
- なお、「（ ）」内には、それぞれの該当する号の細分を、例えば「イ」、「ロ」のように記載してください。
- 4 「事業の種類2」には、産業集積事業（東日本大震災復興特別区域法（以下「復興特区法」といいます。）第2条第3項第2号イ（福島復興再生特別措置法（以下「福島復興特措法」といいます。）第74条の規定により読み替えて適用する場合を含みます。））に掲げる事業をいいます。以下同じ。）又は建築物整備事業（復興特区法第2条第3項第2号ロ（福島復興特措法第75条の規定により読み替えて適用する場合を含みます。））に掲げる事業をいいます。以下同じ。）のいずれかを記載します。
- 5 「対象資産の種類等3」には、耐用年数省令別表に基づき、対象資産の種類、構造、細目等を記載します。また、その対象資産が機械及び装置である場合には、（ ）内に耐用年数省令別表第二の該当の番号を記載してください。
- なお、「事業の種類2」に記載した事業が建築物整備事業に該当する場合には、この制度の適用対象資産は建物及びその附属設備に限られます。
- 6 「対象資産の名称4」には、対象資産に該当する資産の名称を記載します。
- 7 「同上の所在地5」には、復興特区法第4条第2項第4号イに規定する復興産業集積区域内にある対象資産の所在地を記載します。
- 8 「取得価額9」には、対象資産の取得価額を記載します。
- ただし、その対象資産につき法人税法第42条から第49条まで（圧縮記帳）の規定の適用を受ける場合において、圧縮記帳による圧縮額を積立金として積み立てる方法により経理しているときは、その積立額（積立限度超過額を除きます。）を取得価額から控除した金額を記載します。
- 9 「普通償却限度額10」は、対象資産が震災特例法第17条の2第4項第1号イ（又は第25条の2第4項第1号イ）に該当する機械及び装置である場合に、産業集積事業の用に供した日を含む事業年度の普通償却限度額を記載します。この場合、「特別償却率11」は使用しません。
- 10 「特別償却率11」の分子は、次の区分に応じ、それぞれ次の数字を○で囲みます。
- (1) 機械及び装置
- イ 取得等をした対象資産が震災特例法第17条の2第4項第1号ロ（又は第25条の2第4項第1号ロ）に規定する機械及び装置に該当する場合…「50」
- ロ 取得等をした対象資産が震災特例法第17条の2第4項第1号ハ（又は第25条の2第4項第1号ハ）に規定する機械及び装置に該当する場合…「34」
- (2) 建物及びその附属設備並びに構築物
- イ 取得等をした対象資産が震災特例法第17条の2第4項第1号ホ（又は第25条の2第4項第1号ホ）に規定する建物及びその附属設備並びに構築物に該当する場合…「25」
- ロ 取得等をした対象資産が震災特例法第17条の2第4項第1号ヘ（又は第25条の2第4項第1号ヘ）に規定する建物及びその附属設備並びに構築物に該当する場合…「17」
- 11 「特別償却限度額12」は、次の区分に応じ、それぞれ次の算式により計算した金額を記載します。
- (1) 9の場合…(9) - (10)

(18 特定復興産業集積区域又は復興産業集積区域における機械等の特別償却の償却限度額の計算に関する付表)

積区域」といいます。)又は復興特法第4条第2項第4号イ《復興推進計画の認定》に規定する復興産業集積区域をいいます。以下同じです。)内にある対象資産の所在地を記載します。

8 「取得価額9」には、対象資産の取得価額を記載します。

ただし、その対象資産につき法人税法第42条から第49条まで《圧縮記帳》の規定の適用を受ける場合において、圧縮記帳による圧縮額を積立金として積み立てる方法により経理しているときは、その積立額(積立限度超過額を除きます。)を取得価額から控除した金額を記載します。

9 「普通償却限度額10」は、対象資産が旧特定機械装置等のうち令和3年改正法附則第95条第2項第1号イ若しくは第107条第2項第1号イに掲げる機械及び装置又は令和3年旧震災特例法第17条の2第4項第1号イ若しくは第25条の2第4項第1号イに掲げる機械及び装置である場合に、旧産業集積事業の用に供した日を含む事業年度又は連結事業年度の普通償却限度額を記載します。この場合、「特別償却率11」は使用しません。

10 「特別償却率11」の分子は、次の対象資産の区分に応じそれぞれ次の数字を○で囲みます。

(1) 機械及び装置

イ 特定機械装置等のうち機械及び装置、旧特定機械装置等のうち令和3年改正法附則第95条第2項第1号ロ若しくは第107条第2項第1号ロに掲げる機械及び装置又は令和3年旧震災特例法第17条の2第4項第1号ロ若しくは第25条の2第4項第1号ロに掲げる機械及び装置に該当する場合…「50」

ロ 旧特定機械装置等のうち令和3年改正法附則第95条第2項第1号ハ若しくは第107条第2項第1号ハに掲げる機械及び装置又は令和3年旧震災特例法第17条の2第4項第1号ハ若しくは第25条の2第4項第1号ハに掲げる機械及び装置に該当する場合…「34」

(2) 建物及びその附属設備並びに構築物

イ 特定機械装置等のうち建物及びその附属設備並びに構築物、旧特定機械装置等のうち令和3年改正法附則第95条第2項第1号ニ及びホ若しくは第107条第2項第1号ニ及びホに掲げる建物及びその附属設備並びに構築物又は令和3年旧震災特例法第17条の2第4項第1号ニ及びホ若しくは第25条の2第4項第1号ニ及びホに掲げる建物及びその附属設備並びに構築物に該当する場合…「25」

ロ 旧特定機械装置等のうち令和3年改正法附則第95

条第2項第1号ヘ若しくは第107条第2項第1号ヘに掲げる建物及びその附属設備並びに構築物又は令和3年旧震災特例法第17条の2第4項第1号ヘ若しくは第25条の2第4項第1号ヘに掲げる建物及びその附属設備並びに構築物に該当する場合…「17」

11 「特別償却限度額12」は、次の区分に応じそれぞれ次の算式により計算した金額を記載します。

(1) 9の場合…(9)－(10)

(2) (1)以外の場合…(9)×(11)

12 「償却・準備金方式の区分13」は、その対象資産につき直接に特別償却を行うか、又は特別償却に代えて特別償却限度額以下の金額を特別償却準備金として積み立てるかの区分に応じ、該当するものを○で囲みます。

13 「適用要件等」の各欄は、次により記載します。

(1) 「認定地方公共団体等による指定年月日14」には、復興特法第37条第1項の規定により認定地方公共団体(復興特法第4条第1項《復興推進計画の認定》に規定する復興推進計画につき同条第9項の認定(変更の認定を含みます。))を受けた地方公共団体をいいます。以下同じです。)の指定を受けた年月日又は旧復興特法第37条第1項の規定により旧認定地方公共団体(旧復興特法第4条第1項に規定する復興推進計画につき同条第9項(旧福島復興特措法第74条又は第75条の規定により読み替えて適用する場合を含みます。))の認定(変更の認定を含みます。))を受けた地方公共団体をいいます。以下同じです。)の指定を受けた年月日を記載します。

(2) 「認定地方公共団体等の名称15」には、認定地方公共団体又は旧認定地方公共団体の名称を記載します。

(3) 「特定復興産業集積区域等の名称16」には、例えば「○○復興産業集積区域」のように特定復興産業集積区域等の名称を記載します。

(4) 「復興推進事業の実施に係る認定年月日17」には、東日本大震災復興特別区域法施行規則第9条第1項《報告書の提出時期及び手続》の実施状況報告書の復興推進事業の用に供する機械及び装置、建物及びその附属設備並びに構築物の取得等に関し認定地方公共団体又は旧認定地方公共団体から交付された認定書の年月日を記載します。

なお、令和3年4月1日前に旧認定地方公共団体の指定を受けた法人又は連結法人が、同日から令和6年3月31日までの間に、旧復興産業集積区域内において旧産業集積事業又は旧建築物整備事業の用に供した旧特定機械装置等につきこの制度の適用を受ける場合には、令和3年3月31日を含む事業年度又は連結事業年

(18 復興産業集積区域における機械等の特別償却の償却限度額の計算に関する付表)

(2) 上記(1)の場合以外の場合…(9)×(11)

12 「償却・準備金方式の区分13」は、その対象資産につき直接に特別償却を行うか、又は特別償却に代えて特別償却限度額以下の金額を特別償却準備金として積み立てるかの区分に応じ、該当するものを○で囲みます。

13 「適用要件等」の各欄は、次により記載します。

(1) 「認定地方公共団体による指定年月日14」には、復興特法第37条第1項の規定により認定復興推進計画に定められた産業集積事業又は建築物整備事業を実施する指定事業者として認定地方公共団体に指定された年月日を記載します。

(2) 「認定地方公共団体の名称15」には、対象資産が震災特例法第17条の2第4項第1号イ若しくはニ(又は第25条の2第4項第1号イ若しくはニ)の資産である場合に、認定を受けた福島県又は福島県の区域内の市

町村の名称を記載します。

(3) 「復興産業集積区域の名称16」には、例えば「○○復興産業集積区域」のように復興産業集積区域の名称を記載します。

(4) 「復興推進事業の実施に係る認定年月日17」には、その対象資産が建築物整備事業の用に供した建物及びその附属設備である場合に、東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令第17条の2第1項第1号イからニまで又は同項第2号イからハマまでのいずれかの要件を満たすことを記載した東日本大震災復興特別区域法施行規則第9条第1項に規定する復興推進事業に関する実施状況報告書に關し、交付された同条第2項に規定する復興推進事業の実施に係る認定書の年月日を記載します。

改 正 後

(18 特定復興産業集積区域又は復興産業集積区域における機械等の特別償却の償却限度額の計算に関する付表)

度に係る旧認定地方公共団体から交付された認定書に、
新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のため
の措置の影響により同日までにこれらの事業の用に供

することができなかつたと認められる資産として記載
されている必要があります。

改 正 前

(18 復興産業集積区域における機械等の特別償却の償却限度額の計算に関する付表)

改 正 後

(19) 企業立地促進区域等における機械等の特別償却の償却限度額の計算に関する付表

事業年度 又は連結 事業年度	事業年度 又は連結 事業年度	事業年度 又は連結 事業年度	法人名 ()	特別償却の付表(震二の二) 令三・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分
企業立地促進区域等における機械等の特別償却の償却限度額の計算に関する付表(震災特例法17の2の2①、25の2の2①、旧震災特例法17の2の2①、25の2の2①)				
対象資産の区分	1	17条の2の2第1項表()号 25条の2の2第1項表()号 旧17条の2の2第1項 旧25条の2の2第1項	17条の2の2第1項表()号 25条の2の2第1項表()号 旧17条の2の2第1項 旧25条の2の2第1項	17条の2の2第1項表()号 25条の2の2第1項表()号 旧17条の2の2第1項 旧25条の2の2第1項
事業の種類	2			
(機械・装置の耐用年数表の番号) 対象資産の種類等	3	()	()	()
対象資産の名称	4			
同上の所在地	5			
取得等年月日	6	・ ・	・ ・	・ ・
事業の用に供した年月日	7	・ ・	・ ・	・ ・
購入先	8			
取得価額	9	円	円	円
普通償却限度額	10			
特別償却率	11	$\frac{25}{100}$	$\frac{25}{100}$	$\frac{25}{100}$
特別償却限度額 (9-10)又は(9×11)	12	円	円	円
償却・準備金方式の区分	13	償却・準備金	償却・準備金	償却・準備金
適 用 要 件 等				
福島県知事の認定等 を受けた年月日	14	・ ・	・ ・	・ ・
提出企業立地促進計画 の提出等があった年月日	15	・ ・	・ ・	・ ・
避難指示の全てが 解除された年月日	16	・ ・	・ ・	・ ・
その他参考となる事項	17			

03_06改正

改 正 前

(19) 企業立地促進区域における機械等の特別償却の償却限度額の計算に関する付表

事業年度 又は連結 事業年度	事業年度 又は連結 事業年度	事業年度 又は連結 事業年度	法人名 ()	特別償却の付表(震二の二) 令三・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分
企業立地促進区域における機械等の特別償却の償却限度額の計算に関する付表(震災特例法17の2の2①、25の2の2①)				
事業の種類	1			
(機械・装置の耐用年数表の番号) 対象資産の種類等	2	()	()	()
対象資産の名称	3			
同上の所在地	4			
取得等年月日	5	・ ・	・ ・	・ ・
事業の用に供した年月日	6	・ ・	・ ・	・ ・
購入先	7			
取得価額	8	円	円	円
普通償却限度額	9			
特別償却率	10	$\frac{25}{100}$	$\frac{25}{100}$	$\frac{25}{100}$
特別償却限度額 (8-9)又は(8×10)	11	円	円	円
償却・準備金方式の区分	12	償却・準備金	償却・準備金	償却・準備金
適 用 要 件 等				
福島県知事の認定 を受けた年月日	13	・ ・	・ ・	・ ・
提出企業立地促進計画 の提出があった年月日	14	・ ・	・ ・	・ ・
避難指示の全てが 解除された年月日	15	・ ・	・ ・	・ ・
その他参考となる事項	16			

02_06改正

(19 企業立地促進区域等における機械等の特別償却の償却限度額の計算に関する付表)

特別償却の付表（震一の二）の記載の仕方

- 1 この特別償却の付表（震一の二）は、法人が東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下「震災特例法」といいます。）第17条の2の2第1項《企業立地促進区域等において機械等を取得した場合の特別償却》若しくは令和3年改正前の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下「令和3年旧震災特例法」といいます。）第17条の2の2第1項《企業立地促進区域において機械等を取得した場合の特別償却》の規定の適用を受ける場合（これらの規定の適用を受けることに代えて租税特別措置法（以下「措置法」といいます。）第52条の3《準備金方式による特別償却》の特別償却準備金として積み立てる場合を含みます。）又は連結法人が震災特例法第25条の2の2第1項《連結法人が企業立地促進区域等において機械等を取得した場合の特別償却》若しくは令和3年旧震災特例法第25条の2の2第1項《連結法人が企業立地促進区域において機械等を取得した場合の特別償却》の規定の適用を受ける場合（これらの規定の適用を受けることに代えて措置法第68条の41《準備金方式による特別償却》の特別償却準備金として積み立てる場合を含みます。）に、対象資産（震災特例法第17条の2の2第1項の表の各号の第5欄若しくは第25条の2の2第1項の表の各号の第5欄に掲げる減価償却資産又は令和3年旧震災特例法第17条の2の2第1項若しくは第25条の2の2第1項に規定する特定機械装置等をいいます。以下同じです。）の特別償却限度額の計算に関し参考となるべき事項を記載し、該当の別表十六に添付して提出してください。
- ただし、所有権移転外リース取引により取得した特定機械装置等については、この制度の適用はありませんので注意してください。
- 2 連結法人については、適用を受ける各連結法人ごとにこの付表を作成し、その連結法人の法人名を「法人名」の（ ）内に記載します。
- 3 「対象資産の区分1」は、対象資産が震災特例法第17条の2の2第1項若しくは第25条の2の2第1項又は令和3年旧震災特例法第17条の2の2第1項若しくは第25条の2の2第1項のいずれの規定の適用を受けるものであるかの区分に応じ、該当条項を○で囲みます。
- なお、対象資産が震災特例法第17条の2の2第1項又は第25条の2の2第1項の規定の適用を受けるものである場合には、（ ）内は、これらの規定の表の各号の該当

- 号を記載します。
- 4 「事業の種類2」には、福島復興再生特別措置法（以下「福島復興特措法」といいます。）第18条第1項《企業立地促進計画の作成等》に規定する避難解除等区域復興再生推進事業、福島復興特措法第75条第1項《特定事業活動振興計画の実施状況の報告等》に規定する提出特定事業活動振興計画（以下「提出特定事業活動振興計画」といいます。）に定められた福島復興特措法第74条第1項《特定事業活動振興計画の作成等》に規定する特定事業活動（以下「特定事業活動」といいます。）に係る事業又は福島復興特措法第84条第1項《新産業創出等推進事業促進計画の作成等》に規定する新産業創出等推進事業のいずれかを記載します。
- 5 「対象資産の種類等3」には、耐用年数省令別表に基づき、対象資産の種類、構造、細目等を記載します。また、その対象資産が機械及び装置である場合には、（ ）内に耐用年数省令別表第二の該当の番号を記載します。
- 6 「対象資産の名称4」には、対象資産に該当する資産の名称を記載します。
- 7 「同上の所在地5」には、福島復興特措法第19条第1項《企業立地促進計画の実施状況の報告等》に規定する提出企業立地促進計画（以下「提出企業立地促進計画」といいます。）に定められた福島復興特措法第18条第2項第2号に規定する企業立地促進区域（以下「企業立地促進区域」といいます。）、福島県の区域又は福島復興特措法第85条第1項《新産業創出等推進事業促進計画の実施状況の報告等》に規定する提出新産業創出等推進事業促進計画（以下「提出新産業創出等推進事業促進計画」といいます。）に定められた福島復興特措法第84条第2項第2号に規定する新産業創出等推進事業促進区域内にある対象資産の所在地を記載します。
- 8 「取得価額9」には、対象資産の取得価額を記載します。
- ただし、その対象資産につき法人税法第42条から第49条まで《圧縮記帳》の規定の適用を受ける場合において、圧縮記帳による圧縮額を積立金として積み立てる方法により経理しているときは、その積立額（積立限度超過額を除きます。）を取得価額から控除した金額を記載します。
- 9 「普通償却限度額10」は、対象資産が機械及び装置である場合に、その事業の用に供した日を含む事業年度又は連結事業年度の普通償却限度額を記載します。この場

(19 企業立地促進区域における機械等の特別償却の償却限度額の計算に関する付表)

特別償却の付表（震一の二）の記載の仕方

- 1 この特別償却の付表（震一の二）は、法人が東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下「震災特例法」といいます。）第17条の2の2第1項《企業立地促進区域において機械等を取得した場合の特別償却》の規定の適用を受ける場合（この規定の適用を受けることに代えて租税特別措置法（以下「措置法」といいます。）第52条の3に規定する特別償却準備金として積み立てる場合を含みます。）又は連結法人が震災特例法第25条の2の2第1項《連結法人が企業立地促進区域において機械等を取得した場合の特別償却》の規定の適用を受ける場合（この規定の適用を受けることに代えて措置法第68条の41に規定する特別償却準備金として積み立てる場合を含みます。）に、特定機械装置等の特別償却限度額の計算に関し参考となるべき事項を記載し、該当の別表十六に添付して提出してください。
- ただし、所有権移転外リース取引により取得した特定機械装置等については、この制度の適用はありませんので、注意してください。
- 2 連結法人については、適用を受ける各連結法人ごとにこの付表を作成し、その連結法人の法人名を「法人名」の（ ）内に記載してください。
- 3 「事業の種類1」には、対象資産を事業の用に供する場合のその供される事業の種類を記載します。
- 4 「対象資産の種類等2」には、耐用年数省令別表に基づき、対象資産の種類、構造、細目等を記載します。また、その対象資産が機械及び装置である場合には、（ ）内に耐用年数省令別表第二の該当の番号を記載してください。
- 5 「対象資産の名称3」には、対象資産に該当する資産の名称を記載します。
- 6 「同上の所在地4」には、福島復興再生特別措置法（以下「福島復興特措法」といいます。）第23条に規定する提出企業立地促進計画（以下「提出企業立地促進計画」といいます。）に定められた福島復興特措法第18条第2項第2号に規定する企業立地促進区域（以下「企業立地促進区域」といいます。）内にある対象資産の所在地を記載します。
- 7 「取得価額8」には、対象資産の取得価額を記載します。

- ただし、その対象資産につき法人税法第42条から第49条まで《圧縮記帳》の規定の適用を受ける場合において、圧縮記帳による圧縮額を積立金として積み立てる方法により経理しているときは、その積立額（積立限度超過額を除きます。）を取得価額から控除した金額を記載します。
- 8 「普通償却限度額9」は、対象資産が機械及び装置である場合に、その事業の用に供した日を含む事業年度の普通償却限度額を記載します。この場合、「特別償却率10」は使用しません。
- 9 「特別償却限度額11」は、次の区分に応じ、それぞれ次の計算式により計算した金額を記載します。
- (1) 機械及び装置である場合…(8)－(9)
- (2) 建物及びその附属設備又は構築物である場合…(8)×(10)
- 10 「償却・準備金方式の区分12」は、その対象資産につき直接に特別償却を行うか、又は特別償却に代えて特別償却限度額以下の金額を特別償却準備金として積み立てるかの区分に応じ、該当するものを○で囲みます。
- 11 「適用要件等」の各欄は、次により記載します。
- (1) 「福島県知事の認定を受けた年月日13」には、福島復興特措法第20条第3項の規定により、その認定の申請をした同条第1項に規定する避難解除等区域復興再生推進事業実施計画が同条第3項各号の基準に適合するとして、福島県知事の認定を受けた年月日を記載します。
- (2) 「提出企業立地促進計画の提出のあった年月日14」には、提出企業立地促進計画の福島復興特措法第18条第4項（同条第7項において準用する場合を含みます。）の規定による提出のあった年月日を記載します。
- (3) 「避難指示の全てが解除された年月日15」には、企業立地促進区域に該当する福島復興特措法第18条第2項第2号に規定する避難解除区域等に係る避難指示（福島復興特措法第4条第4号イからホまでに掲げる指示をいいます。）の全てが解除された年月日を記載します。
- (4) 「その他参考となる事項16」には、その資産が対象資産に該当する旨等の参考となる事項を記載してください。

改 正 後 改 正 前

(19) 企業立地促進区域等における機械等の特別償却の償却限度額の計算に関する付表)

合、「特別償却率11」は使用しません。

10 「特別償却限度額12」は、次の対象資産の区分に応じそれぞれ次の計算式により計算した金額を記載します。

- (1) 機械及び装置…(9)－(10)
 (2) 建物及びその附属設備又は構築物…(9)×(11)

11 「償却・準備金方式の区分13」は、その対象資産につき直接に特別償却を行うか、又は特別償却に代えて特別償却限度額以下の金額を特別償却準備金として積み立てるかの区分に応じ、該当するものを○で囲みます。

12 「適用要件等」の各欄は、次により記載します。

- (1) 「福島県知事の認定等を受けた年月日14」には、福島復興特措法第20条第1項《避難解除等区域復興再生推進事業実施計画の認定等》に規定する避難解除等区域復興再生推進事業実施計画の同条第3項の規定による福島県知事の認定、提出特定事業活動振興計画に定められた特定事業活動を行うことについての福島復興特措法第75条の2《課税の特例》の規定による福島県知事の指定又は福島復興特措法第85条の2第1項《新産業創出等推進事業実施計画の認定等》に規定する新産業創出等推進事業実施計画の同条第3項の規定による福島県知事の認定を受けた年月日を記載します。
- (2) 「提出企業立地促進計画の提出等のあった年月日15」には、提出企業立地促進計画の福島復興特措法第18条

第4項（同条第7項において準用する場合を含みます。）の規定による提出、提出特定事業活動振興計画の福島復興特措法第74条第3項（同条第6項において準用する場合を含みます。）の規定による提出又は提出新産業創出等推進事業促進計画の福島復興特措法第84条第4項（同条第7項において準用する場合を含みます。）の規定による提出のあった年月日を記載します。

なお、復興庁設置法等改正法附則第13条第1項《福島復興再生特別措置法の一部改正に伴う経過措置》の規定の適用がある場合には、復興庁設置法等改正法による改正前の福島復興再生特別措置法第18条第4項《企業立地促進計画の作成等》の規定による同条第1項に規定する企業立地促進計画の提出のあった年月日を記載します。

- (3) 「避難指示の全てが解除された年月日16」には、企業立地促進区域に該当する福島復興特措法第18条第2項第2号に規定する避難解除区域等に係る避難指示（福島復興特措法第4条第4号イからホまで《定義》に掲げる指示をいいます。）の全てが解除された年月日を記載します。
- (4) 「その他参考となる事項17」には、その資産が対象資産に該当する旨等参考となる事項を記載します。

(19) 企業立地促進区域における機械等の特別償却の償却限度額の計算に関する付表)

改 正 後

(20 避難解除区域等における機械等の特別償却の償却限度額の計算に関する付表)

避難解除区域等における機械等の特別償却の償却限度額の計算に関する付表 (震災特例法17の2の3①、25の2の3①、旧震災特例法17の2の3①、25の2の3①)		事業年度又は連結事業年度	法人名	事業年度又は連結事業年度	法人名
事業の種類	1				
(機械・装置の耐用年数表の番号)	2	()	()	()	()
対象資産の種類等	3				
対象資産の名称	3				
同上の所在地	4				
取得等年月日	5	・ ・	・ ・	・ ・	・ ・
事業の用に供した年月日	6	・ ・	・ ・	・ ・	・ ・
購入先	7				
取得価額	8	円	円	円	円
普通償却限度額	9				
特別償却率	10	$\frac{25}{100}$	$\frac{25}{100}$	$\frac{25}{100}$	$\frac{25}{100}$
特別償却限度額 (8)-(9)又は(8)×(10)	11	円	円	円	円
償却・準備金方式の区分	12	償却・準備金	償却・準備金	償却・準備金	償却・準備金
適用要件等					
福島県知事の確認を受けた年月日	13	・ ・	・ ・	・ ・	・ ・
避難等指示が解除された年月日	14	・ ・	・ ・	・ ・	・ ・
特定復興再生拠点区域復興再生計画につき認定があった年月日	15	・ ・	・ ・	・ ・	・ ・
認定特定復興再生拠点区域復興再生計画につき変更の認定があった年月日	16	・ ・	・ ・	・ ・	・ ・
(16)の変更の認定により認定特定復興再生拠点区域に該当することとなる区域又は該当しないこととなる区域の区分	17	該当・非該当・その他	該当・非該当・その他	該当・非該当・その他	該当・非該当・その他
福島復興特措法第4条第4号ハの指示が解除された年月日	18	・ ・	・ ・	・ ・	・ ・
その他参考となる事項	19				

特別償却の付表(震一の三) 令三・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

改 正 前

(20 避難解除区域等における機械等の特別償却の償却限度額の計算に関する付表)

避難解除区域等における機械等の特別償却の償却限度額の計算に関する付表 (震災特例法17の2の3①、25の2の3①、旧震災特例法17の2の2①、25の2の2①)		事業年度又は連結事業年度	法人名	事業年度又は連結事業年度	法人名
事業の種類	1				
(機械・装置の耐用年数表の番号)	2	()	()	()	()
対象資産の種類等	3				
対象資産の名称	3				
同上の所在地	4				
取得等年月日	5	・ ・	・ ・	・ ・	・ ・
事業の用に供した年月日	6	・ ・	・ ・	・ ・	・ ・
購入先	7				
取得価額	8	円	円	円	円
普通償却限度額	9				
特別償却率	10	$\frac{25}{100}$	$\frac{25}{100}$	$\frac{25}{100}$	$\frac{25}{100}$
特別償却限度額 (8)-(9)又は(8)×(10)	11	円	円	円	円
償却・準備金方式の区分	12	償却・準備金	償却・準備金	償却・準備金	償却・準備金
適用要件等					
福島県知事の確認を受けた年月日	13	・ ・	・ ・	・ ・	・ ・
避難等指示が解除された年月日	14	・ ・	・ ・	・ ・	・ ・
特定復興再生拠点区域復興再生計画につき認定があった年月日	15	・ ・	・ ・	・ ・	・ ・
認定特定復興再生拠点区域復興再生計画につき変更の認定があった年月日	16	・ ・	・ ・	・ ・	・ ・
(16)の変更の認定により認定特定復興再生拠点区域に該当することとなる区域又は該当しないこととなる区域の区分	17	該当・非該当・その他	該当・非該当・その他	該当・非該当・その他	該当・非該当・その他
福島復興特措法第4条第4号ハの指示が解除された年月日	18	・ ・	・ ・	・ ・	・ ・
その他参考となる事項	19				

特別償却の付表(震一の三) 令二・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

改 正 後

(20 避難解除区域等における機械等の特別償却の償却限度額の計算に関する付表)

特別償却の付表（震一之三）の記載の仕方

- この特別償却の付表（震一之三）は、法人が東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下「震災特例法」といいます。）第17条の2の3第1項《避難解除区域等において機械等を取得した場合の特別償却》若しくは令和3年改正前の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下「令和3年旧震災特例法」といいます。）第17条の2の3第1項《避難解除区域等において機械等を取得した場合の特別償却》の規定の適用を受ける場合（これらの規定の適用を受けることに代えて租税特別措置法（以下「措置法」といいます。）第52条の3《準備金方式による特別償却》の特別償却準備金として積み立てる場合を含みます。）又は連結法人が震災特例法第25条の2の3第1項《連結法人が避難解除区域等において機械等を取得した場合の特別償却》若しくは令和3年旧震災特例法第25条の2の3第1項《連結法人が避難解除区域等において機械等を取得した場合の特別償却》の規定の適用を受ける場合（これらの規定の適用を受けることに代えて措置法第68条の41《準備金方式による特別償却》の特別償却準備金として積み立てる場合を含みます。）に、対象資産（震災特例法第17条の2の3第1項若しくは第25条の2の3第1項に規定する特定機械装置等又は令和3年旧震災特例法第17条の2の3第1項若しくは第25条の2の3第1項に規定する特定機械装置等をいいます。以下同じです。）の特別償却限度額の計算に関し参考となるべき事項を記載し、該当の別表十六に添付して提出してください。ただし、所有権移転外リース取引により取得した対象資産については、この制度の適用はありませんので注意してください。
- 連結法人については、適用を受ける各連結法人ごとにこの付表を作成し、その連結法人の法人名を「法人名」の（ ）内に記載します。
- 「事業の種類1」には、対象資産を事業の用に供する場合のその供される事業の種類を記載します。
- 「対象資産の種類等2」には、耐用年数令別表に基づき、対象資産の種類、構造、細目等を記載します。また、その対象資産が機械及び装置である場合には、（ ）内に耐用年数令別表第二の該当の番号を記載します。
- 「対象資産の名称3」には、対象資産に該当する資

- 産の名称を記載します。
- 「同上の所在地4」には、福島復興再生特別措置法（以下「福島復興特措法」といいます。）第18条第2項第2号《企業立地促進計画の作成等》に規定する避難解除区域等（以下「避難解除区域等」）といいます。）内にある対象資産の所在地を記載します。
- 「取得価額8」には、対象資産の取得価額を記載します。ただし、その対象資産につき法人税法第42条から第49条まで《圧縮記帳》の規定の適用を受ける場合において、圧縮記帳による圧縮額を積立金として積み立てる方法により経理しているときは、その積立額（積立限度超過額を除きます。）を取得価額から控除した金額を記載します。
- 「普通償却限度額9」は、対象資産が機械及び装置である場合に、その事業の用に供した日を含む事業年度又は連結事業年度の普通償却限度額を記載します。この場合、「特別償却率10」は使用しません。
- 「特別償却限度額11」は、次の対象資産の区分に応じそれぞれ次の計算式により計算した金額を記載します。
 - 機械及び装置…(8)－(9)
 - 建物及びその附属設備又は構築物…(8)×(10)
- 「償却・準備金方式の区分12」は、その対象資産につき直接に特別償却を行うか、又は特別償却に代えて特別償却限度額以下の金額を特別償却準備金として積み立てるかの区分に応じ、該当するものを○で囲みます。
- 「適用要件等」の各欄は、次により記載します。
 - 「福島県知事の確認を受けた年月日13」には、避難等指示（福島復興特措法第4条第4号イ、ロ、ニ又はホ《定義》に掲げる指示をいいます。以下同じです。）の対象となった区域内に平成23年3月11日においてその事業所が所在していたことについて、福島復興特措法第36条《既存の事業所に係る個人事業者等に対する課税の特例》の規定による福島県知事の確認を受けた年月日を記載します。
 - 「避難等指示が解除された年月日14」には、避難解除区域等に係る避難等指示が解除された年月日を記載します。
 - 「特定復興再生拠点区域復興再生計画につき認定があった年月日15」には、福島復興特措法第17条の

改 正 前

(20 避難解除区域等における機械等の特別償却の償却限度額の計算に関する付表)

特別償却の付表（震一之三）の記載の仕方

- この特別償却の付表（震一之三）は、法人が次の(1)から(3)までの規定の適用を受ける場合（これらの規定の適用を受けることに代えて租税特別措置法（以下「措置法」といいます。）第52条の3又は第68条の41に規定する特別償却準備金として積み立てる場合を含みます。）に、特定機械装置等の特別償却限度額の計算に関し参考となるべき事項を記載し、該当の別表十六に添付して提出してください。
 - 東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下「震災特例法」といいます。）第17条の2の3第1項又は第25条の2の3第1項《避難解除区域等において機械等を取得した場合の特別償却》
 - 平成29年改正前の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下「平成29年旧震災特例法」といいます。）第17条の2の3第1項又は第25条の2の3第1項《避難解除区域等において機械等を取得した場合の特別償却》
 - 平成25年改正前の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第17条の2の2第1項又は第25条の2の2第1項《避難解除区域等において機械等を取得した場合の特別償却》
 ただし、所有権移転外リース取引により取得した特定機械装置等については、この制度の適用はありませんので、注意してください。
- 連結法人については、適用を受ける各連結法人ごとにこの付表を作成し、その連結法人の法人名を「法人名」の（ ）内に記載してください。
- 「事業の種類1」には、対象資産を事業の用に供する場合のその供される事業の種類を記載します。
- 「対象資産の種類等2」には、耐用年数令別表に基づき、対象資産の種類、構造、細目等を記載します。また、その対象資産が機械及び装置である場合には、（ ）内に耐用年数令別表第二の該当の番号を記載してください。
- 「対象資産の名称3」には、対象資産に該当する資産の名称を記載します。
- 「同上の所在地4」には、福島復興再生特別措置法（以下「福島復興特措法」といいます。）第18条第2項第2号に規定する避難解除区域等（以下「避難解除区域等」）といいます。）内又は平成25年改正前の福島復興再生特別措置法（以下「平成25年旧福島復興特措

- 法」といいます。）第4条第4号に規定する避難解除区域（以下「避難解除区域」）といいます。）内にある対象資産の所在地を記載します。
- 「取得価額8」には、対象資産の取得価額を記載します。ただし、その対象資産につき法人税法第42条から第49条まで《圧縮記帳》の規定の適用を受ける場合において、圧縮記帳による圧縮額を積立金として積み立てる方法により経理しているときは、その積立額（積立限度超過額を除きます。）を取得価額から控除した金額を記載します。
- 「普通償却限度額9」は、対象資産が機械及び装置である場合に、その事業の用に供した日を含む事業年度の普通償却限度額を記載します。この場合、「特別償却率10」は使用しません。
- 「特別償却限度額11」は、次の区分に応じ、それぞれ次の計算式により計算した金額を記載します。
 - 機械及び装置である場合…(8)－(9)
 - 建物及びその附属設備又は構築物である場合…(8)×(10)
- 「償却・準備金方式の区分12」は、その対象資産につき直接に特別償却を行うか、又は特別償却に代えて特別償却限度額以下の金額を特別償却準備金として積み立てるかの区分に応じ、該当するものを○で囲みます。
- 「適用要件等」の各欄は、次により記載します。
 - 「福島県知事の確認を受けた年月日13」には、福島復興特措法第36条の規定により避難等指示（福島復興特措法第4条第4号イ、ロ、ニ又はホに掲げる指示をいいます。）の対象となった区域内又は平成25年旧福島復興特措法第18条の規定により避難等指示（平成25年旧福島復興特措法第4条第4号イからニまでに掲げる指示をいいます。これらの避難等指示を合わせて以下「避難等指示」）といいます。）の対象となった区域内に平成23年3月11日においてその事業所が所在していたことについて、福島県知事の確認を受けた年月日を記載します。
 - 「避難等指示が解除された年月日14」には、避難解除区域等又は避難解除区域に係る避難等指示が解除された年月日を記載します。
 - 「特定復興再生拠点区域復興再生計画につき認定があった年月日15」には、福島復興特措法第17条の

改 正 後

(20 避難解除区域等における機械等の特別償却の償却限度額の計算に関する付表)

2 第 1 項 《特定復興再生拠点区域復興再生計画の認定》 に規定する特定復興再生拠点区域復興再生計画につき同条第 6 項の認定があった場合に、その年月日を記載します。

(4) 「認定特定復興再生拠点区域復興再生計画につき変更の認定があった年月日16」には、福島復興特措法第17条の7第1項 《土地改良法等の特例》 に規定する認定特定復興再生拠点区域復興再生計画につき福島復興特措法第17条の3 《東日本大震災復興特別区域法の準用》 において準用する東日本大震災復興特別区域法第6条第1項 《認定復興推進計画の変更》 の変更の認定（以下「変更の認定」といいます。）があった場合に、その年月日を記載します。

(5) 「16の変更の認定により認定特定復興再生拠点区域に該当することとなる区域又は該当しないこととなる区域の区分17」は、変更の認定により新たに東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特

例に関する法律施行令第17条の2の3 《避難解除区域等において機械等を取得した場合の特別償却》 に規定する認定特定復興再生拠点区域（以下「認定特定復興再生拠点区域」といいます。）に該当することとなる区域については「該当」を、変更の認定により認定特定復興再生拠点区域に該当しないこととなる区域については「非該当」を、変更の認定にかかわらず引き続き認定特定復興再生拠点区域に該当する区域については「その他」を、それぞれ○で囲みます。

(6) 「福島復興特措法第4条第4号ハの指示が解除された年月日18」には、福島復興特措法第4条第4号ハの指示が解除されている場合において、その解除された年月日を記載します。

(7) 「その他参考となる事項19」には、その資産が対象資産に該当する旨等参考となる事項を記載します。

改 正 前

(20 避難解除区域等における機械等の特別償却の償却限度額の計算に関する付表)

2 第 1 項に規定する特定復興再生拠点区域復興再生計画につき同条第 6 項の認定があった場合に、その年月日を記載します。

(4) 「認定特定復興再生拠点区域復興再生計画につき変更の認定があった年月日16」には、福島復興特措法第17条の7第1項に規定する認定特定復興再生拠点区域復興再生計画につき福島復興特措法第17条の3において準用する東日本大震災復興特別区域法第6条第1項の変更の認定（以下「変更の認定」といいます。）があった場合に、その年月日を記載します。

(5) 「16の変更の認定により認定特定復興再生拠点区域に該当することとなる区域又は該当しないこととなる区域の区分17」は、変更の認定により新たに東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令第17条の2の3に規定する認定特定復興再生拠点区域（以下「認定特定復興再生

拠点区域」といいます。）に該当することとなる区域については「該当」を、変更の認定により認定特定復興再生拠点区域に該当しないこととなる区域については「非該当」を、変更の認定にかかわらず引き続き認定特定復興再生拠点区域に該当する区域については「その他」を、それぞれ○で囲みます。

(6) 「福島復興特措法第4条第4号ハの指示が解除された年月日18」には、福島復興特措法第4条第4号ハの指示が解除されている場合において、《震災特例法第17条の2の3第1項（若しくは第25条の2の3第1項）又は平成29年旧震災特例法第17条の2の3第1項（若しくは第25条の2の3第1項）の規定の適用を受けようとするときには、その解除された年月日を記載します。

(7) 「その他参考となる事項19」には、その資産が対象資産に該当する旨等参考となる事項を記載してください。

改 正 後 改 正 前

(21 復興居住区域における被災者向け優良賃貸住宅の特別償却の償却限度額の計算に関する付表)

(21 復興居住区域における被災者向け優良賃貸住宅の特別償却の償却限度額の計算に関する付表)

復興居住区域における被災者向け優良賃貸住宅の特別償却の償却限度額の計算に関する付表 (旧震災特例法17の2①、25の2①)		事業年度又は連結事業年度	法人名	特別償却の付表(震二)
		・	()	令三・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分
被災者向け優良賃貸住宅の種類	1	建物・建物附属設備	建物・建物附属設備	建物・建物附属設備
家屋の構造又は設備の名称	2			
細目及び耐用年数	3	(年)	(年)	(年)
同 上 の 所 在 地	4			
取 得 等 年 月 日	5	・	・	・
事業の用に供した年月日	6	・	・	・
取 得 価 額	7	円	円	円
同上のうち対象となる部分の取得価額	8			
特 別 償 却 率	9	$\frac{1.7又は2.5}{100}$	$\frac{1.7又は2.5}{100}$	$\frac{1.7又は2.5}{100}$
特 別 償 却 限 度 額 (8) × (9)	10	円	円	円
償却・準備金方式の区分	11	償却・準備金	償却・準備金	償却・準備金
適 用 要 件				
認定地方公共団体による指定年月日	12	・	・	・
復興居住区域の名称	13			
家屋及び建築物の区分	14	共同住宅・長屋 耐火建築物・準耐火建築物	共同住宅・長屋 耐火建築物・準耐火建築物	共同住宅・長屋 耐火建築物・準耐火建築物
3.3平方メートル当たりの取得価額	15	円	円	円
各独立部分ごとの床面積	16	m ² 戸	m ² 戸	m ² 戸
		m ² 戸	m ² 戸	m ² 戸
		m ² 戸	m ² 戸	m ² 戸
生活用設備の有無	17	有・無	有・無	有・無
被災者向け優先公募の有無	18	有・無	有・無	有・無
単身者向け優先公募の有無	19	有・無	有・無	有・無
適正家賃要件	20	該当・非該当	該当・非該当	該当・非該当
該当する各独立部分の戸数	21	戸	戸	戸
(21)のうちその床面積が50m ² 以上であるものの戸数	22			

復興居住区域における被災者向け優良賃貸住宅の特別償却の償却限度額の計算に関する付表 (震災特例法17の2①、25の2①)		事業年度又は連結事業年度	法人名	特別償却の付表(震二)
		・	()	令二・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分
被災者向け優良賃貸住宅の種類	1	建物・建物附属設備	建物・建物附属設備	建物・建物附属設備
家屋の構造又は設備の名称	2			
細目及び耐用年数	3	(年)	(年)	(年)
同 上 の 所 在 地	4			
取 得 等 年 月 日	5	・	・	・
事業の用に供した年月日	6	・	・	・
取 得 価 額	7	円	円	円
同上のうち対象となる部分の取得価額	8			
特 別 償 却 率	9	$\frac{1.7又は2.5}{100}$	$\frac{1.7又は2.5}{100}$	$\frac{1.7又は2.5}{100}$
特 別 償 却 限 度 額 (8) × (9)	10	円	円	円
償却・準備金方式の区分	11	償却・準備金	償却・準備金	償却・準備金
適 用 要 件				
認定地方公共団体による指定年月日	12	・	・	・
復興居住区域の名称	13			
家屋及び建築物の区分	14	共同住宅・長屋 耐火建築物・準耐火建築物	共同住宅・長屋 耐火建築物・準耐火建築物	共同住宅・長屋 耐火建築物・準耐火建築物
3.3平方メートル当たりの取得価額	15	円	円	円
各独立部分ごとの床面積	16	m ² 戸	m ² 戸	m ² 戸
		m ² 戸	m ² 戸	m ² 戸
		m ² 戸	m ² 戸	m ² 戸
生活用設備の有無	17	有・無	有・無	有・無
被災者向け優先公募の有無	18	有・無	有・無	有・無
単身者向け優先公募の有無	19	有・無	有・無	有・無
適正家賃要件	20	該当・非該当	該当・非該当	該当・非該当
該当する各独立部分の戸数	21	戸	戸	戸
(21)のうちその床面積が50m ² 以上であるものの戸数	22			

(21 復興居住区域における被災者向け優良賃貸住宅の特別償却の償却限度額の計算に関する付表)

(21 復興居住区域における被災者向け優良賃貸住宅の特別償却の償却限度額の計算に関する付表)

特別償却の付表（震二）の記載の仕方

特別償却の付表（震二）の記載の仕方

- 1 この特別償却の付表（震二）は、法人が令和3年改正前の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下「令和3年旧震災特例法」といいます。）第17条の2第1項「復興居住区域において被災者向け優良賃貸住宅を取得した場合の特別償却」の規定の適用を受ける場合（この規定の適用を受けることに代えて租税特別措置法（以下「措置法」といいます。）第52条の3《準備金方式による特別償却》の特別償却準備金として積み立てる場合を含みます。）又は連結法人が令和3年旧震災特例法第25条の2第1項「連結法人が復興居住区域において被災者向け優良賃貸住宅を取得した場合の特別償却」の規定の適用を受ける場合（この規定の適用を受けることに代えて措置法第68条の41《準備金方式による特別償却》の特別償却準備金として積み立てる場合を含みます。）に、令和3年旧震災特例法第17条の2第1項の表の第2号の第4欄又は第25条の2第1項の表の第2号の第4欄に掲げる被災者向け優良賃貸住宅（以下「被災者向け優良賃貸住宅」といいます。）の特別償却限度額の計算に関し参考となるべき事項を記載し、該当の別表十六に添付して提出してください。
ただし、所有権移転外リース取引により取得した被災者向け優良賃貸住宅については、この制度の適用はありませんので注意してください。
- 2 連結法人については、適用を受ける各連結法人ごとにこの付表を作成し、その連結法人の法人名を「法人名」の（ ）内に記載します。
- 3 「被災者向け優良賃貸住宅の種類1」は、その被災者向け優良賃貸住宅が「建物」又は「建物附属設備」のいずれの種類に該当するかの区分に応じ、それぞれ該当するものを○で囲みます。
- 4 「家屋の構造又は設備の名称2」には、建物についてはその構造を、建物附属設備についてはその設備の名称を記載します。
- 5 「細目及び耐用年数3」には、耐用年数省令別表第一に基づきその細目を記載します。また、（ ）内には新築の時の耐用年数を記載します。
- 6 「同上の所在地4」には、復興庁設置法等改正法による改正前の東日本大震災復興特別区域法（以下「旧復興特区法」といいます。）第4条第2項第4号ロ《復興推進計画の設定》に規定する復興居住区域（以下「復興居住区域」といいます。）内にある被災者向け優良賃貸住宅の所在地を記載します。
- 7 「取得価額7」には、その被災者向け優良賃貸住宅を含む建物又は建物附属設備全体の取得価額を記載します。
- 8 「同上のうち対象となる部分の取得価額8」には、その建物又は建物附属設備のうち、被災者向け優良賃貸住宅に該当する部分に対応する取得価額を記載します。
- 9 「特別償却率9」の分子は、次の被災者向け優良賃貸住宅の区分に応じそれぞれの数字を○で囲みます。
(1) 旧復興特区法第41条第1項の規定により福島県又は福島県の区域内の市町村の指定を受けた法人が取得等をして旧復興特区法第4条第1項に規定する復興推進計画（以下「復興推進計画」といいます。）につき同条第9項（復興庁設置法等改正法による改正前の福島復興再生特別措置法第74条又は第75条の規定により読み替えて適用する場合を含みます。）の設定（変更の認定を含み、以下「認定」といいます。）に係る復興居住区域内において賃貸住宅供給業（旧復興特区法第2条第3項第2号ハ《定義》に掲げる事業をいいます。）の用に供したものの…「25」
(2) (1)以外のもの…「17」
- 10 「償却・準備金方式の区分11」は、その被災者向け優良賃貸住宅に該当する部分につき直接に特別償却を行うか、又は特別償却に代えて特別償却限度額以下の金額を特別償却準備金として積み立てるかの区分に応じ、該当するものを○で囲みます。
- 11 「適用要件」の各欄は、その資産が被災者向け優良賃貸住宅に該当する旨の事項を該当欄に次により記載します。
なお、その資産が建物附属設備である場合には、これらの各欄の記載は要しません。
(1) 「認定地方公共団体による指定年月日12」には、旧復興特区法第41条第1項の規定により認定地方公共団体（復興推進計画につき認定を受けた地方公共団体をいいます。）の指定を受けた年月日を記載します。
(2) 「復興居住区域の名称13」には、例えば「○○復興居住区域」のように復興居住区域の名称を記載します。
(3) 「家屋及び建築物の区分14」は、それぞれ該当するものを○で囲みます。
(4) 「3.3平方メートル当たりの取得価額15」には、その各独立部分に係る共同住宅又は長屋の3.3平方メートル当たりの取得価額を記載します。
(5) 「各独立部分ごとの床面積16」には、この制度の適用を受けようとする各独立部分の床面積を記載します。

- 1 この特別償却の付表（震二）は、法人が被災者向け優良賃貸住宅について東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下「震災特例法」といいます。）第17条の2第1項「復興居住区域において被災者向け優良賃貸住宅を取得した場合の特別償却」の規定の適用を受ける場合（この規定の適用を受けることに代えて租税特別措置法（以下「措置法」といいます。）第52条の3に規定する特別償却準備金として積み立てる場合を含みます。）又は連結法人が震災特例法第25条の2第1項「連結法人が復興居住区域において被災者向け優良賃貸住宅を取得した場合の特別償却」の規定の適用を受ける場合（この規定の適用を受けることに代えて措置法第68条の41に規定する特別償却準備金として積み立てる場合を含みます。）に、被災者向け優良賃貸住宅に該当する部分の特別償却限度額の計算に関し参考となるべき事項を記載し、該当の別表十六に添付して提出してください。
ただし、所有権移転外リース取引により取得した被災者向け優良賃貸住宅については、この制度の適用はありませんので、注意してください。
- 2 連結法人については、適用を受ける各連結法人ごとにこの付表を作成し、その連結法人の法人名を「法人名」の（ ）内に記載してください。
- 3 「被災者向け優良賃貸住宅の種類1」は、その被災者向け優良賃貸住宅が「建物」又は「建物附属設備」のいずれの種類に該当するかの区分に応じ、それぞれ該当するものを○で囲みます。
- 4 「家屋の構造又は設備の名称2」には、建物についてはその構造を、建物附属設備についてはその設備の名称を記載します。
- 5 「細目及び耐用年数3」には、耐用年数省令別表第一に基づきその細目を記載します。また、（ ）内には新築の時の耐用年数を記載します。
- 6 「同上の所在地4」には、東日本大震災復興特別区域法（以下「復興特区法」といいます。）第4条第2項第4号ロに規定する復興居住区域内にある被災者向け優良賃貸住宅の所在地を記載します。
- 7 「取得価額7」には、取得等をした建物又は建物附属設備全体の取得価額を記載します。
- 8 「同上のうち対象となる部分の取得価額8」には、取得等をした建物又は建物附属設備のうち、被災者向け優良賃貸住宅に該当する部分に対応する取得価額を記載します。
- 9 「特別償却率9」の分子は、次の区分に応じ、それぞれの数字を○で囲みます。
(1) 令和2年3月31日以前に取得等したものの…「25」
(2) 令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に取得等したものの…「17」
- 10 「償却・準備金方式の区分11」は、その被災者向け優良賃貸住宅に該当する部分につき直接に特別償却を行うか、又は特別償却に代えて特別償却限度額以下の金額を特別償却準備金として積み立てるかの区分に応じ、該当するものを○で囲みます。
- 11 「適用要件」の各欄は、その対象資産が被災者向け優良賃貸住宅に該当する旨の事項を該当欄に次により記載します。
なお、その対象資産が建物附属設備である場合には、これらの各欄の記載は要しません。
(1) 「認定地方公共団体による指定年月日12」には、復興特区法第41条第1項の規定により認定復興推進計画に定められた賃貸住宅供給事業（復興特区法第2条第3項第2号ハに掲げる事業をいいます。）を実施する指定事業者として認定地方公共団体に指定された年月日を記載します。
(2) 「復興居住区域の名称13」には、例えば「○○復興居住区域」のように復興居住区域の名称を記載します。
(3) 「家屋及び建築物の区分14」は、それぞれ該当するものを○で囲みます。
(4) 「3.3平方メートル当たりの取得価額15」には、その各独立部分に係る共同住宅又は長屋の3.3平方メートル当たりの取得価額を記載します。
(5) 「各独立部分ごとの床面積16」には、この特別償却の適用を受けようとする各独立部分の床面積を記載します。
(6) 「生活用設備の有無17」は、この特別償却の適用を受けようとする各独立部分が専用の台所、浴室、便所及び洗面設備を備えたものであるかどうかの区分に応じ、いずれかを○で囲みます。
(7) 「被災者向け優先公募の有無18」には、この特別償却の適用を受けようとする各独立部分の賃貸が公募の方法（東日本大震災の被災者に対し優先して賃貸することが明らかにされているものに限ります。）により行われるものであるかどうかを記載します。
(8) 「単身者向け優先公募の有無19」には、震災特例法

改 正 後

(21 復興居住区域における被災者向け優良賃貸住宅の特別償却の償却限度額の計算に関する付表)

- (6) 「生活用設備の有無17」は、この制度の適用を受けようとする各独立部分が専用の台所、浴室、便所及び洗面設備を備えたものであるかどうかの区分に応じ、いずれかを○で囲みます。
- (7) 「被災者向け優先公募の有無18」には、この制度の適用を受けようとする各独立部分の賃貸が公募の方法（東日本大震災の被災者に対し優先して賃貸することが明らかにされているものに限り。）により行われるものであるかどうかを記載します。
- (8) 「単身者向け優先公募の有無19」には、この制度の適用を受けようとする各独立部分の賃貸が公募の方法（単身者に対して優先して賃貸することが明らかにされているものに限り。）により行われるものであるかどうかを記載します。なお、各独立部分の床面積が全て50㎡以上である場合については、記載する必要はありません。

- (9) 「適正家賃要件20」には、この制度の適用を受けようとする各独立部分の賃貸に係る家賃の額が、国土交通大臣が定める方法（令和3年3月31日付国土交通省告示第320号による廃止前の平成23年12月14日付国土交通省告示第1288号）によって算定された額を超えないものに該当するかどうかを記載します。
- (10) 「該当する各独立部分の戸数21」には、令和3年改正前の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令第18条の2第2項《復興居住区域において被災者向け優良賃貸住宅を取得した場合の特別償却》の要件に該当する各独立部分の戸数を記載します。
- (11) 「(21)のうちその床面積が50㎡以上であるものの戸数22」には、この制度の適用を受けようとする各独立部分について、その床面積が50㎡以上であるものの戸数を記載します。

改 正 前

(21 復興居住区域における被災者向け優良賃貸住宅の特別償却の償却限度額の計算に関する付表)

- 第17条の2第1項（又は第25条の2第1項）の規定の適用を受けようとする各独立部分の賃貸が公募の方法（単身者に対して優先して賃貸することが明らかにされているものに限り。）により行われるものであるかどうかを記載します。なお、各独立部分の床面積が全て50㎡以上である場合については、記載する必要はありません。
- (9) 「適正家賃要件20」には、この特別償却の適用を受けようとする各独立部分の賃貸に係る家賃の額が、国土交通大臣が定める方法（平成23年12月14日付国土交通省告示第1288号）によって算定された額を超えない

- ものに該当するかどうかを記載します。
- (10) 「該当する各独立部分の戸数21」には、東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令第18条の2第2項に規定する要件に該当する各独立部分の戸数を記載します。
- (11) 「(21)のうちその床面積が50㎡以上であるものの戸数22」には、震災特例法第17条の2第1項（又は第25条の2第1項）の規定の適用を受けようとする各独立部分について、その床面積が50㎡以上であるものの戸数を記載します。

改 正 後 改 正 前

(22 特定復興産業集積区域等又は復興産業集積区域における開発研究用資産の特別償却の償却限度額の計算に関する付表)

(22 復興産業集積区域における開発研究用資産の特別償却の償却限度額の計算に関する付表)

特定復興産業集積区域又は復興産業集積区域における開発研究用資産の特別償却の償却限度額の計算に関する付表（震災特例法17の5①、25の5①、旧震災特例法17の5①、25の5①）		事業年度又は連結事業年度	法人名	特別償却の付表（震三） 令三・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分	
		.	()		
対象資産の区分	1	17条の5第1項第()号 25条の5第1項第()号 旧17条の5第1項第()号 旧25条の5第1項第()号	17条の5第1項第()号 25条の5第1項第()号 旧17条の5第1項第()号 旧25条の5第1項第()号		
対象資産の種類等	2				
対象資産の名称	3				
同上の所在地	4				
資産の用途 (開発研究の目的)	5				
取得等年月日	6	.	.		
事業の用に供した年月日	7	.	.		
購入先	8				
取得価額	9	円	円		
普通償却限度額	10				
特別償却率	11	$\frac{34 \text{ 又は } 50}{100}$	$\frac{34 \text{ 又は } 50}{100}$		
特別償却限度額 (9-10)又は(9)×11	12	円	円		
償却・準備金方式の区分	13	償却・準備金	償却・準備金		
適 用 要 件 等					
認定地方公共団体等による指定年月日	14	.	.		
認定地方公共団体等の名称	15				
特定復興産業集積区域等の名称	16				
その他参考となる事項	17				
中小企業者又は中小連結法人の判定					
発行済株式又は出資の総数又は総額	18	大規模法人等の保有する細	大規模法人	株式数又は出資金の額	
⑧のうちその有する自己の株式又は出資の総数又は総額	19		1	26	
差引⑧-⑨	20		27		
常時使用する従業員の数	21		28		
大規模等の模法人の保有割合	22	の保有する細	第1順位の株式数又は出資金の額	⑩	
保有割合	23		%	30	
大規模法人の保有する株式数等の計	24		31		
保有割合	25		%	計 ⑩+⑪+⑫+⑬+⑭+⑮	

02_06改正

復興産業集積区域における開発研究用資産の特別償却の償却限度額の計算に関する付表（震災特例法17の5①、25の5①）		事業年度又は連結事業年度	法人名	特別償却の付表（震三） 令二・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分	
		.	()		
特別償却の種類	1	17条の5第1項第()号 25条の5第1項第()号	17条の5第1項第()号 25条の5第1項第()号		
開発研究用資産の種類等	2				
開発研究用資産の名称	3				
同上の所在地	4				
資産の用途 (開発研究の目的)	5				
取得等年月日	6	.	.		
事業の用に供した年月日	7	.	.		
購入先	8				
取得価額	9	円	円		
普通償却限度額	10				
特別償却率	11	$\frac{34 \text{ 又は } 50}{100}$	$\frac{34 \text{ 又は } 50}{100}$		
特別償却限度額 (9-10)又は(9)×11	12	円	円		
償却・準備金方式の区分	13	償却・準備金	償却・準備金		
適 用 要 件 等					
認定地方公共団体等による指定年月日	14	.	.		
認定地方公共団体の名称	15				
復興産業集積区域の名称	16				
その他参考となる事項	17				
中小企業者又は中小連結法人の判定					
発行済株式又は出資の総数又は総額	18	大規模法人等の保有する細	大規模法人	株式数又は出資金の額	
⑧のうちその有する自己の株式又は出資の総数又は総額	19		1	26	
差引⑧-⑨	20		27		
常時使用する従業員の数	21		28		
大規模等の模法人の保有割合	22	の保有する細	第1順位の株式数又は出資金の額	⑩	
保有割合	23		%	30	
大規模法人の保有する株式数等の計	24		31		
保有割合	25		%	計 ⑩+⑪+⑫+⑬+⑭+⑮	

02_06改正

改 正 後

(22 特定復興産業集積区域等又は復興産業集積区域における開発研究用資産の特別償却の償却限度額の計算に関する付表)

特別償却の付表（震三）の記載の仕方

- この特別償却の付表（震三）は、法人が東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下「震災特例法」といいます。）第17条の5第1項《特定復興産業集積区域における開発研究用資産の特別償却》若しくは令和3年改正前の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下「令和3年旧震災特例法」といいます。）第17条の5第1項《復興産業集積区域における開発研究用資産の特別償却》の規定の適用を受ける場合（これらの規定の適用を受けることに代えて租税特別措置法（以下「措置法」といいます。）第52条の3《準備金方式による特別償却》の特別償却準備金として積み立てる場合を含みます。）又は連結法人が震災特例法第25条の5第1項《特定復興産業集積区域における連結法人の開発研究用資産の特別償却》若しくは令和3年旧震災特例法第25条の5第1項《復興産業集積区域における連結法人の開発研究用資産の特別償却》の規定の適用を受ける場合（これらの規定の適用を受けることに代えて措置法第68条の41《準備金方式による特別償却》の特別償却準備金として積み立てる場合を含みます。）に、対象資産（震災特例法第17条の5第1項若しくは第25条の5第1項に規定する開発研究用資産、令和3年改正法附則第100条第2項《法人の復興産業集積区域における開発研究用資産の特別償却等に関する経過措置》若しくは第112条第2項《復興産業集積区域における連結法人の開発研究用資産の特別償却等に関する経過措置》に規定する旧開発研究用資産（以下「旧開発研究用資産」といいます。）又は令和3年旧震災特例法第17条の5第1項若しくは第25条の5第1項に規定する開発研究用資産をいいます。以下同じです。）の特別償却限度額の計算に関し参考となるべき事項を記載し、該当の別表十六に添付して提出してください。
- ただし、所有権移転外リース取引により取得した対象資産については、この制度の適用はありませんので注意してください。
- 連結法人については、適用を受ける各連結法人ごとにこの付表を作成し、その連結法人の法人名を「法人名」の（ ）内に記載します。
- 「対象資産の区分1」は、対象資産が震災特例法第17条の5第1項若しくは第25条の5第1項又は令和3年旧震災特例法第17条の5第1項若しくは第25条の5第1項のいずれの規定の適用を受けるものであるかの区分に応じ、該当条項を○で囲みます。

- なお、対象資産が次に掲げる資産に該当する場合には、（ ）内はその資産の区分に応じそれぞれ次のように記載します。
- 旧開発研究用資産…令和3年改正法附則第100条第2項各号又は第112条第2項各号の該当号を記載します。
 - 令和3年旧震災特例法第17条の5第1項又は第25条の5第1項に規定する開発研究用資産…令和3年旧震災特例法第17条の5第1項各号又は第25条の5第1項各号の該当号を記載します。
 - 「対象資産の種類等2」には、耐用年数省令別表第六に基づき、対象資産の種類、細目等を記載します。
 - 「対象資産の名称3」には、対象資産に該当する資産の名称を記載します。
 - 「同上の所在地4」には、特定復興産業集積区域等（東日本大震災復興特別区域法（以下「復興特区法」といいます。）第37条第1項に規定する特定復興産業集積区域、令和3年改正法附則第100条第2項若しくは第112条第2項に規定する旧復興産業集積区域（以下「旧復興産業集積区域」といいます。）又は復興庁設置法等改正法による改正前の東日本大震災復興特別区域法（以下「旧復興特区法」といいます。）第4条第2項第4号イ《復興推進計画の認定》に規定する復興産業集積区域をいいます。以下同じです。）内にある対象資産の所在地を記載します。
 - 「資産の用途（開発研究の目的）5」には、例えば、「新素材の研究開発」、「情報通信機器の研究開発」等の用途（開発研究の目的）を記載します。
 - 「取得価額9」には、対象資産の取得価額を記載します。
- ただし、その対象資産につき法人税法第42条から第49条まで《圧縮帳簿》の規定の適用を受ける場合において、圧縮帳簿による圧縮額を積立金として積み立てる方法により経理しているときは、その積立額（積立限度超過額を除きます。）を取得価額から控除した金額を記載します。
- 「普通償却限度額10」には、対象資産が旧開発研究用資産のうち令和3年改正法附則第100条第2項第1号若しくは第112条第2項第1号に掲げるもの又は令和3年旧震災特例法第17条の5第1項第1号若しくは第25条の5第1項第1号に掲げる開発研究用資産である場合に、その開発研究の用に供した日を含む事業年度又は連結事

改 正 前

(22 復興産業集積区域における開発研究用資産の特別償却の償却限度額の計算に関する付表)

特別償却の付表（震三）の記載の仕方

- この特別償却の付表（震三）は、法人が東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下「震災特例法」といいます。）第17条の5第1項《復興産業集積区域における開発研究用資産の特別償却》の規定の適用を受ける場合（この規定の適用を受けることに代えて租税特別措置法（以下「措置法」といいます。）第52条の3に規定する特別償却準備金として積み立てる場合を含みます。）又は連結法人が震災特例法第25条の5第1項《復興産業集積区域における連結法人の開発研究用資産の特別償却》の規定の適用を受ける場合（この規定の適用を受けることに代えて措置法第68条の41に規定する特別償却準備金として積み立てる場合を含みます。）に、その対象資産の特別償却限度額の計算に関し参考となるべき事項を記載し、該当の別表十六に添付して提出してください。
- ただし、所有権移転外リース取引により取得した開発研究用資産については、この制度の適用はありませんので、注意してください。
- なお、連結法人については、適用を受ける各連結法人ごとにこの付表を作成し、その連結法人の法人名を「法人名」の（ ）内に記載してください。
- 中小企業者又は中小連結法人が震災特例法第17条の5第1項第2号（又は第25条の5第1項第2号）の規定の適用を受ける場合には、まず⑧欄から⑩欄までの各欄を記載し、次いで、⑪欄から⑬欄までの各欄を記載し、最後に、⑭欄から⑯欄までの各欄を記載します。
- 「特別償却の種類1」は、震災特例法第17条の5第1項又は第25条の5第1項の規定の適用を受けるものであるかの区分に応じ、該当条項を○で囲みます。
- なお、「（ ）号」内には、それぞれの規定の該当号を記載してください。
- 「開発研究用資産の種類等2」には、耐用年数省令別表第六に基づき、開発研究用資産の種類、細目等を記載します。
- 「開発研究用資産の名称3」には、開発研究用資産に該当する資産の名称を記載します。
- 「同上の所在地4」には、東日本大震災復興特別区域法（以下「復興特区法」といいます。）第4条第2項第4号イに規定する復興産業集積区域内にある開発研究用資産の所在地を記載します。
- 「資産の用途（開発研究の目的）5」には、例えば、「新素材の研究開発」、「情報通信機器の研究開発」等

- のように開発研究用資産の用途（開発研究の目的）を記載します。
- 「取得価額9」には、開発研究用資産の取得価額を記載します。
 - ただし、その対象資産につき法人税法第42条から第49条まで《圧縮帳簿》の規定の適用を受ける場合において、圧縮帳簿による圧縮額を積立金として積み立てる方法により経理しているときは、その積立額（積立限度超過額を除きます。）を取得価額から控除した金額を記載します。
 - 「普通償却限度額10」には、震災特例法第17条の5第1項第1号（又は第25条の5第1項第1号）の規定の適用を受ける場合に、その開発研究の用に供した日を含む事業年度（又は連結事業年度）の普通償却限度額を記載します。この場合、「特別償却率11」は使用しません。
 - 「特別償却率11」の分子は、次の区分に応じ、それぞれの数字を○で囲みます。
 - 取得等をした対象資産が震災特例法第17条の5第1項第2号（又は第25条の5第1項第2号）に規定する開発研究用資産に該当する場合…「50」
 - 取得等をした対象資産が震災特例法第17条の5第1項第3号（又は第25条の5第1項第3号）に規定する開発研究用資産に該当する場合…「34」
 - 「特別償却限度額12」には、次の区分に応じ、それぞれ次の算式により計算した金額を記載します。
 - 9の場合…(9) - (10)
 - 上記(1)以外の場合…(9) × (10)
 - 「償却・準備金方式の区分13」は、その対象資産につき直接に特別償却を行うか、又は特別償却に代えて特別償却限度額以下の金額を特別償却準備金として積み立てるかの区分に応じ、該当するものを○で囲みます。
 - 「適用要件等」の各欄は、次により記載します。
 - 「認定地方公共団体による指定年月日14」には、復興特区法第39条第1項の規定により認定復興推進計画に定められた産業集積事業（復興特区法第2条第3項第2号イ（福島復興再生特別措置法第74条の規定により読み替えて適用する場合を含みます。）に掲げる事業をいいます。）を実施する指定事業者として認定地方公共団体に指定された年月日を記載します。
 - 「認定地方公共団体の名称15」には、対象資産が震災特例法第17条の5第1項第1号（又は第25条の5第1項第1号）の資産である場合に、認定を受けた福島

改

正

後

(22 特定復興産業集積区域等又は復興産業集積区域における開発研究用資産の特別償却の償却限度額の計算に関する付表)

業年度の普通償却限度額を記載します。この場合、「特別償却率11」は使用しません。

10 「特別償却率11」の分子は、次の対象資産の区分に応じそれぞれ次の数字を○で囲みます。

(1) 中小企業者等（震災特例法第17条の5第1項に規定する中小企業者又は農業協同組合等をいいます。以下同じです。）又は中小連結法人等（震災特例法第25条の5第1項に規定する中小連結法人又は連結親法人である農業協同組合等をいいます。以下同じです。）が取得等をする震災特例法第17条の5第1項若しくは第25条の5第1項に規定する開発研究用資産、旧特定開発研究用資産のうち令和3年改正法附則第100条第2項第2号若しくは第112条第2項第2号に掲げるもの又は令和3年旧震災特例法第17条の5第1項第2号若しくは第25条の5第1項第2号に掲げる開発研究用資産…「50」

(2) 中小企業者等又は中小連結法人等以外の法人が取得等をする震災特例法第17条の5第1項若しくは第25条の5第1項に規定する開発研究用資産、旧特定開発研究用資産のうち令和3年改正法附則第100条第2項第3号若しくは第112条第2項第3号に掲げるもの又は令和3年旧震災特例法第17条の5第1項第3号若しくは第25条の5第1項第3号に掲げる開発研究用資産…「34」

11 「特別償却限度額12」には、次の区分に応じそれぞれ次の算式により計算した金額を記載します。

- (1) 9の場合…(9) - 00
(2) (1)以外の場合…(9) × 00

12 「償却・準備金方式の区分13」は、その対象資産につき直接に特別償却を行うか、又は特別償却に代えて特別償却限度額以下の金額を特別償却準備金として積み立てるかの区分に応じ、該当するものを○で囲みます。

13 「適用要件等」の各欄は、次により記載します。

(1) 「認定地方公共団体等による指定年月日14」には、復興特区法第39条第1項の規定により認定地方公共団体（復興特区法第4条第1項（復興推進計画の認定）に規定する復興推進計画につき同条第9項の認定（変更の認定を含みます。）を受けた地方公共団体をいいます。以下同じです。）の指定を受けた年月日又は旧復興特区法第39条第1項の規定により旧認定地方公共団体（旧復興特区法第4条第1項に規定する復興推進計画につき同条第9項（復興庁設置法等改正法による改正前の福島復興再生特別措置法第74条又は第75条の規定により読み替えて適用する場合を含みます。）の認定（変更の認定を含みます。）を受けた地方公共団

体をいいます。以下同じです。）の指定を受けた年月日を記載します。

なお、令和3年4月1日前に旧認定地方公共団体の指定を受けた法人又は連結法人が、同日から令和6年3月31日までの間に、旧復興産業集積区域内において開発研究の用に供した旧開発研究用資産につきこの制度の適用を受ける場合には、令和3年3月31日を含む事業年度又は連結事業年度に係る旧認定地方公共団体から交付された認定書に、新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響により同日までにその用に供することができなかったと認められる資産として記載されている必要があります。

(2) 「認定地方公共団体等の名称15」には、認定地方公共団体又は旧認定地方公共団体の名称を記載します。

(3) 「特定復興産業集積区域等の名称16」には、例えば「〇〇復興産業集積区域」のように特定復興産業集積区域等の名称を記載します。

(4) 「その他参考となる事項17」には、その資産が対象資産に該当する旨等参考となる事項を記載します。

14 「中小企業者又は中小連結法人の判定」の各欄は、その対象資産の取得等をした日及び事業の用に供した日の現況により法人又は連結法人（以下「判定法人」といいます。）の発行済株式等の状況（その判定法人が連結子法人である場合には、連結親法人の発行済株式等の状況）を記載するほか、次によります。

(1) 「保有割合23」が50%以上となる場合又は「保有割合25」が3分の2（66.666…%）以上となる場合には、10(1)の特別償却率の適用はありませんので注意してください。

(2) 「大規模法人の保有する株式数等の明細26～31」の各欄は、その判定法人の株主等のうち大規模法人（注）について、その所有する株式数又は出資金の額の最も多いものから順次記載します。

(注) 大規模法人とは、次のイからハまでの法人をいい、中小企業投資育成株式会社を除きます。

イ 資本金の額又は出資金の額が1億円を超える法人

ロ 資本又は出資を有しない法人のうち常時使用する従業員の数が1,000人を超える法人

ハ 次の(イ)又は(ロ)の法人

(イ) 大法人（次に掲げる法人をいいます。以下同じです。）との間にその大法人による完全支配関係がある普通法人

A 資本金の額又は出資金の額が5億円以上である法人

改

正

前

(22 復興産業集積区域における開発研究用資産の特別償却の償却限度額の計算に関する付表)

県又は福島県の区域内の市町村の名称を記載します。(3) 「復興産業集積区域の名称16」には、例えば「〇〇復興産業集積区域」のように復興産業集積区域の名称を記載します。

(4) 「その他参考となる事項17」には、その資産が開発研究用資産に該当する旨等参考となる事項を記載してください。

14 「中小企業者又は中小連結法人の判定」の各欄は、その開発研究用資産の取得等をした日及び事業の用に供した日の現況により法人の発行済株式等の状況（その法人が連結子法人である場合には、連結親法人の発行済株式等の状況）を記載するほか、次によります。

(1) 「保有割合23」が50%以上となる場合又は「保有割合25」が3分の2（66.666…%）以上となる場合には、震災特例法第17条の5第1項第2号（又は第25条の5第1項第2号）の規定の適用はありませんので注意してください。

(2) 「大規模法人の保有する株式数等の明細26～31」の各欄は、その法人の株主等のうち大規模法人について、その所有する株式数又は出資金の額の最も多いものから順次記載します。

(注) 大規模法人とは、次のイからハまでの法人をいい、中小企業投資育成株式会社を除きます。

イ 資本金の額又は出資金の額が1億円を超える法人

ロ 資本又は出資を有しない法人のうち常時使用する従業員の数が1,000人を超える法人

ハ 次の(イ)又は(ロ)の法人

(イ) 大法人（次に掲げる法人をいいます。）との間にその大法人による完全支配関係がある普通法人

A 資本金の額又は出資金の額が5億円以上である法人

B 相互会社及び外国相互会社のうち、常時使用する従業員の数が1,000人を超える法人

C 受託法人

(ロ) 普通法人との間に完全支配関係がある全ての大法人が有する株式及び出資の全部をその全ての大法人のうちいずれか一の法人が有するものとみなした場合において、そのいずれか一の法人とその普通法人との間にそのいずれか一の法人による完全支配関係があることとなるときのその普通法人

(イ)の法人を除きます。）

(3) 連結親法人が中小連結法人に該当する場合であっても、資本金の額又は出資金の額が1億円を超える連結子法人については、中小連結法人以外の連結法人として取り扱われますので注意してください。

改 正 後

(22 特定復興産業集積区域等又は復興産業集積区域における開発研究用資産の特別償却の償却限度額の計算に関する付表)

- B 相互会社及び外国相互会社のうち、常時使用する従業員の数が1,000人を超える法人
- C 受託法人
- (n) 普通法人との間に完全支配関係がある全ての大法人が有する株式及び出資の全部をその全ての大法人のうちいずれか一の法人が有するものとみなした場合において、そ

のいずれか一の法人とその普通法人との間にそのいずれか一の法人による完全支配関係があることとなるときのその普通法人（(i)の法人を除きます。）

- (3) 連結親法人が中小連結法人に該当する場合であっても、資本金の額又は出資金の額が1億円を超える連結子法人については、中小連結法人以外の連結法人として取り扱われますので注意してください。

改 正 前

(22 復興産業集積区域における開発研究用資産の特別償却の償却限度額の計算に関する付表)

改 正 後 改 正 前

(23 新産業創出等推進事業促進区域における開発研究用資産の特別償却の償却限度額の計算に関する付表)

(23 新産業創出等推進事業促進区域における開発研究用資産の特別償却の償却限度額の計算に関する付表)

新産業創出等推進事業促進区域における開発研究用資産の特別償却の償却限度額の計算に関する付表
(震災特例法18①、26①)

事業年度 又は連結 事業年度	・ ・	法人名	()
----------------------	--------	-----	-----

開発研究用資産の種類等	1			
開発研究用資産の名称	2			
同上の所在地	3			
資産の用途 (開発研究の目的)	4			
取得等年月日	5	・ ・	・ ・	・ ・
事業の用に供した年月日	6	・ ・	・ ・	・ ・
購入先	7			
取得価額	8	円	円	円
普通償却限度額	9			
特別償却限度額 (8)-(9)	10			
償却・準備金方式の区分	11	償却・準備金	償却・準備金	償却・準備金
適 用 要 件 等				
福島県知事の認定 を受けた年月日	12	・ ・	・ ・	・ ・
提出新産業創出等推進事業促進 計画の提出のあった年月日	13	・ ・	・ ・	・ ・
その他参考となる事項	14			

特別償却の付表(震四) 令三・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

(新 設)

改 正 後 改 正 前

(23 新産業創出等推進事業促進区域における開発研究用資産の特別償却の償却限度額の計算に関する付表)

(23 新産業創出等推進事業促進区域における開発研究用資産の特別償却の償却限度額の計算に関する付表)

特別償却の付表（震四）の記載の仕方

- 1 この特別償却の付表（震四）は、法人が東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下「震災特例法」といいます。）第18条第1項《新産業創出等推進事業促進区域における開発研究用資産の特別償却》の規定の適用を受ける場合（この規定の適用を受けることに代えて租税特別措置法（以下「措置法」といいます。）第52条の3《準備金方式による特別償却》の特別償却準備金として積み立てる場合を含みます。）又は連結法人が震災特例法第26条第1項《新産業創出等推進事業促進区域における連結法人の開発研究用資産の特別償却》の規定の適用を受ける場合（この規定の適用を受けることに代えて措置法第68条の41《準備金方式による特別償却》の特別償却準備金として積み立てる場合を含みます。）に、震災特例法第18条第1項又は第26条第1項に規定する開発研究用資産（以下「開発研究用資産」といいます。）の特別償却限度額の計算に関し参考となるべき事項を記載し、該当の別表十六に添付して提出してください。
ただし、所有権移転外リース取引により取得した開発研究用資産については、この制度の適用はありませんので注意してください。
- 2 連結法人については、適用を受ける各連結法人ごとにこの付表を作成し、その連結法人の法人名を「法人名」の（ ）内に記載します。
- 3 「開発研究用資産の種類等1」には、耐用年数省令別表第六に基づき、開発研究用資産の種類、細目等を記載します。
- 4 「開発研究用資産の名称2」には、開発研究用資産に該当する資産の名称を記載します。
- 5 「同上の所在地3」には、福島復興再生特別措置法（以下「福島復興特措法」といいます。）第85条第1項《新産業創出等推進事業促進計画の実施状況の報告等》に規定する提出新産業創出等推進事業促進計画（以下「提出新産業創出等推進事業促進計画」といいます。）に定められた福島復興特措法第84条第2項第2号《新産業創出等推進事業促進計画の作成等》に規定する新産業創出等推進事業促進区域内にある開発研究用資産の所在地を記載します。
- 6 「資産の用途（開発研究の目的）4」には、例えば、「新素材の研究開発」、「情報通信機器の研究開発」等の用途（開発研究の目的）を記載します。
- 7 「取得価額8」には、開発研究用資産の取得価額を記載します。
ただし、その開発研究用資産につき法人税法第42条から第49条まで《圧縮記帳》の規定の適用を受ける場合において、圧縮記帳による圧縮額を積立金として積み立てる方法により経理しているときは、その積立額（積立限度超過額を除きます。）を取得価額から控除した金額を記載します。
- 8 「普通償却限度額9」は、開発研究用資産を事業の用に供した日を含む事業年度又は連結事業年度の普通償却限度額を記載します。
- 9 「償却・準備金方式の区分11」は、その開発研究用資産につき直接に特別償却を行うか、又は特別償却に代えて特別償却限度額以下の金額を特別償却準備金として積み立てるかの区分に応じ、該当するものを○で囲みます。
- 10 「適用要件等」の各欄は、次により記載します。
 - (1) 「福島県知事の認定を受けた年月日12」には、福島復興特措法第85条の2第1項《新産業創出等推進事業実施計画の認定等》に規定する新産業創出等推進事業実施計画の同条第3項の規定による福島県知事の認定を受けた年月日を記載します。
 - (2) 「提出新産業創出等推進事業促進計画の提出のあった年月日13」には、提出新産業創出等推進事業促進計画の福島復興特措法第84条第4項（同条第7項において準用する場合を含みます。）の規定による提出のあった年月日を記載します。
 - (3) 「その他参考となる事項14」には、その資産が開発研究用資産に該当する旨等参考となる事項を記載します。

（新 設）

改 正 後

(24) 被災代替資産等の特別償却の償却限度額の計算に関する付表

被災代替資産等の特別償却の償却限度額の計算に関する付表（震災特例法18の2、26の2、旧震災特例法18、26）

事業年度又は連結事業年度	・	・	法人名	()
--------------	---	---	-----	-----

資産の種類	1	被災代替資産 被災区域内供用資産	被災代替資産 被災区域内供用資産	被災代替資産 被災区域内供用資産	被災代替資産 被災区域内供用資産
(耐用年数通達付表10の番号)	2	()	()	()	()
対象資産の種類等	3				
対象資産の構造又は名称	3				
取得等年月日	4	・	・	・	・
取得等の後、最初に事業の用に供した年月日	5	・	・	・	・
東日本大震災に起因して事業の用に供することができなくなった資産の用途	6	(m ²)	(m ²)	(m ²)	(m ²)
被災代替資産の用途	7	(m ²)	(m ²)	(m ²)	(m ²)
取得価額	8	円	円	円	円
同上のうち対象となる部分の取得価額	9				
特別償却率	10	$\frac{10、12、20又は24}{100}$	$\frac{10、12、20又は24}{100}$	$\frac{10、12、20又は24}{100}$	$\frac{10、12、20又は24}{100}$
特別償却限度額(9)×(10)	11	円	円	円	円
償却・準備金方式の区分	12	償却・準備金	償却・準備金	償却・準備金	償却・準備金
その他参考となるべき事項	13				

特別償却の付表（震五）

令三・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

中小企業者又は中小連結法人の判定

発行済株式又は出資の総数又は総額	14		大規模法人	株式数又は出資金の額
(14のうちその有する自己の株式又は出資の総数又は総額)	15	大規模法人	1	22
差引(14)-(15)	16	大規模法人		23
常時使用する従業員の数	17	人		24
大規模法人の保有割合	18	%		25
第1順位の株式数又は出資金の額	(22)			
保有割合	$\frac{(18)}{(16)}$	%		26
大規模法人の保有する株式数等の計	(23)			27
保有割合	$\frac{(17)}{(16)}$	%		28
計				$(22)+(23)+(24)+(25)+(26)+(27)$

03_06改正

改 正 前

(23) 被災代替資産等の特別償却の償却限度額の計算に関する付表

被災代替資産等の特別償却の償却限度額の計算に関する付表（震災特例法18、26）

事業年度又は連結事業年度	・	・	法人名	()
--------------	---	---	-----	-----

資産の種類	1	被災代替資産 被災区域内供用資産	被災代替資産 被災区域内供用資産	被災代替資産 被災区域内供用資産	被災代替資産 被災区域内供用資産
(耐用年数通達付表10の番号)	2	()	()	()	()
対象資産の種類等	3				
対象資産の構造又は名称	3				
取得等年月日	4	・	・	・	・
取得等の後、最初に事業の用に供した年月日	5	・	・	・	・
東日本大震災に起因して事業の用に供することができなくなった資産の用途	6	(m ²)	(m ²)	(m ²)	(m ²)
被災代替資産の用途	7	(m ²)	(m ²)	(m ²)	(m ²)
取得価額	8	円	円	円	円
同上のうち対象となる部分の取得価額	9				
特別償却率	10	$\frac{100}{100}$	$\frac{100}{100}$	$\frac{100}{100}$	$\frac{100}{100}$
特別償却限度額(9)×(10)	11	円	円	円	円
償却・準備金方式の区分	12	償却・準備金	償却・準備金	償却・準備金	償却・準備金
その他参考となるべき事項	13				

特別償却の付表（震四）

令二・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

中小企業者又は中小連結法人の判定

発行済株式又は出資の総数又は総額	14		大規模法人	株式数又は出資金の額
(14のうちその有する自己の株式又は出資の総数又は総額)	15	大規模法人	1	22
差引(14)-(15)	16	大規模法人		23
常時使用する従業員の数	17	人		24
大規模法人の保有割合	18	%		25
第1順位の株式数又は出資金の額	(22)			
保有割合	$\frac{(18)}{(16)}$	%		26
大規模法人の保有する株式数等の計	(23)			27
保有割合	$\frac{(17)}{(16)}$	%		28
計				$(22)+(23)+(24)+(25)+(26)+(27)$

02_06改正

(24 被災代替資産等の特別償却の償却限度額の計算に関する付表)

特別償却の付表（震五）の記載の仕方

1 この特別償却の付表（震五）は、法人が東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下「震災特例法」といいます。）第18条の2第1項《被災代替資産等の特別償却》若しくは令和3年改正前の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下「令和3年旧震災特例法」といいます。）第18条第1項《被災代替資産等の特別償却》の規定の適用を受ける場合（これらの規定の適用を受けることに代えて租税特別措置法（以下「措置法」といいます。）第52条の3《準備金方式による特別償却》の特別償却準備金として積み立てる場合を含みます。）又は連結法人が震災特例法第26条の2第1項《連結法人の被災代替資産等の特別償却》若しくは令和3年旧震災特例法第26条第1項《連結法人の被災代替資産等の特別償却》の規定の適用を受ける場合（これらの規定の適用を受けることに代えて措置法第68条の41《準備金方式による特別償却》の特別償却準備金として積み立てる場合を含みます。）に、対象資産（震災特例法第18条の2第1項若しくは第26条の2第1項に規定する被災代替資産等又は令和3年旧震災特例法第18条第1項若しくは第26条第1項に規定する被災代替資産等をいいます。以下同じです。）の特別償却限度額の計算に参考となるべき事項を記載し、該当の別表十六に添付して提出してください。

ただし、所有権移転外リース取引により取得した対象資産については、この制度の適用はありませんので注意してください。

2 連結法人については、適用を受ける各連結法人ごとにこの付表を作成し、その連結法人の法人名を「法人名」の（ ）内に記載します。

3 「資産の種類1」は、その対象資産が、被災代替資産（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令第18条の2各号《被災代替資産等の特別償却》若しくは第23条の2各号《連結法人の被災代替資産等の特別償却》に掲げる減価償却資産又は令和3年改正前の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令第18条各号《被災代替資産等の特別償却》若しくは第23条各号《連結法人の被災代替資産等の特別償却》に掲げる減価償却資産をいいます。以下同じです。）又はそれ以外の資産（以下「被災区域内供用資産」といいます。）のいずれの種類に該当するかの区分に応じ、該当するものを○で囲みます。

4 「対象資産の種類等2」には、耐用年数省令別表第一の「種類」又は昭和45年5月25日付直法4-251ほか1課共同「耐用年数の適用等に関する取扱通達」付表10（以下「耐用年数通達付表10」といいます。）の「設備の種類」を記載しますが、その対象資産が機械及び装置である場合には、耐用年数通達付表10の番号を（ ）内に記載します。

5 「対象資産の構造又は名称3」には、建物についてはその構造を、それ以外のものについてはその名称を記載します。

6 「東日本大震災に起因して事業の用に供することができなくなった資産の用途6」及び「被災代替資産の用途7」の各欄は、「資産の種類1」の資産が被災代替資産である場合に、次により記載します。

なお、令和3年4月1日以後に取得等をする車両及び運搬具については、この制度の適用はありませんので注意してください。

(1) 用途は、次の表を参考に記載します。

資産の種類	用途
建築物	「事務所用」、「工場用」など
構築物	「鉄道業用」、「発電用」など
機械及び装置	耐用年数通達付表10の「設備の種類」
船舶	「漁船」
車両及び運搬具	「運送事業用」など

(2) 被災代替資産が建物（その附属設備を含みます。以下同じ。）である場合は、建物全体の床面積を「6」及び「7」の各欄の（ ）内に記載します。

7 「取得価額8」に、対象資産の取得価額を記載した上、「同上のうち対象となる部分の取得価額9」は次により記載します。

(1) 被災代替資産である建物…その床面積が東日本大震災に起因して事業の用に供することができなくなった建物の床面積の1.5倍を超える場合には、その取得価額のうちその床面積の1.5倍に相当する部分の金額

(2) (1)以外の対象資産…その取得価額

8 「特別償却率10」の分子は、次の法人の区分に応じそれぞれ次の数字を○で囲みます。

(1) 中小企業者等（震災特例法第18条の2第1項に規定する中小企業者若しくは農業協同組合等又は令和3年旧震災特例法第18条第1項に規定する中小企業者若しくは農業協同組合等をいいます。）又は中小連結法人等（震災特例法第26条の2第1項に規定する中小連結法人若しくは連結親法人である農業協同組合等又は令

(23 被災代替資産等の特別償却の償却限度額の計算に関する付表)

特別償却の付表（震四）の記載の仕方

1 この特別償却の付表（震四）は、法人が東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下「震災特例法」といいます。）第18条《被災代替資産等の特別償却》の規定の適用を受ける場合（この規定の適用を受けることに代えて租税特別措置法（以下「措置法」といいます。）第52条の3に規定する特別償却準備金として積み立てる場合を含みます。）又は連結法人が震災特例法第26条《連結法人の被災代替資産等の特別償却》の規定の適用を受ける場合（この規定の適用を受けることに代えて措置法第68条の41に規定する特別償却準備金として積み立てる場合を含みます。）に、震災特例法第18条（又は第26条）に規定する被災代替資産等（以下「被災代替資産等」といいます。）の特別償却限度額の計算に参考となるべき事項を記載し、該当の別表十六に添付して提出してください。

ただし、所有権移転外リース取引により取得したものである場合は、この制度の適用はありませんので、注意してください。

2 連結法人については、適用を受ける各連結法人ごとにこの付表を作成し、その連結法人の法人名を「法人名」の（ ）内に記載してください。

3 震災特例法第18条第1項に規定する中小企業者若しくは農業協同組合等（以下「中小企業者等」といいます。）又は震災特例法第26条第1項に規定する中小連結法人若しくは連結親法人である農業協同組合等（以下「中小連結法人等」といいます。）については、特別償却率が他の法人より高い率となりますので、中小企業者等又は中小連結法人等に該当するかどうかを判定するため、まず(4)欄から(8)欄までの各欄を記載します。

4 「資産の種類1」は、その被災代替資産等が、東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令第18条各号又は第23条各号に掲げる減価償却資産（以下「被災代替資産」といいます。）又はそれ以外の資産（以下「被災区域内供用資産」といいます。）のいずれの種類に該当するかの区分に応じ、該当するものを○で囲みます。

5 「対象資産の種類等2」には、耐用年数省令別表第一の「種類」又は昭和45年5月25日付直法4-251ほか1課共同「耐用年数の適用等に関する取扱通達」付表10（以下「耐用年数通達付表10」といいます。）の「設備の種類」を記載しますが、その適用対象資産が機械及び装置である場合には、耐用年数通達付表10の番号を（ ）内

に記載してください。

6 「対象資産の構造又は名称3」には、建物についてはその構造を、それ以外のものについてはその資産の名称を記載します。

7 「東日本大震災に起因して事業の用に供することができなくなった資産の用途6」及び「被災代替資産の用途7」の各欄は、「資産の種類1」の資産が被災代替資産である場合に、次により記載します。

(1) 用途は、次の表を参考に記載します。

資産の種類	用途
建築物	「事務所用」、「工場用」など
構築物	「鉄道業用」、「発電用」など
機械及び装置	耐用年数通達付表10の「設備の種類」
船舶	「漁船」
車両及び運搬具	「運送事業用」など

(2) 被災代替資産が建物（その附属設備を含みます。以下同じ。）である場合は、建物全体の床面積を「6」及び「7」の各欄の（ ）内に記載します。

8 「取得価額8」に、被災代替資産等の取得価額を記載した上、「同上のうち対象となる部分の取得価額9」は次により記載します。

(1) 被災代替資産である建物…その床面積が東日本大震災に起因して事業の用に供することができなくなった建物の床面積の1.5倍を超える場合には、その取得価額のうちその床面積の1.5倍に相当する部分の金額

(2) (1)以外の被災代替資産等…その取得価額

9 「特別償却率10」の分子は、次の(1)又は(2)のいずれの法人に該当するかの区分に応じ、それぞれ次の数字を記載します。

(1) 中小企業者等又は中小連結法人等

イ 建物又は構築物（増築部分を含みます。）…「12」

ロ 機械及び装置、船舶又は車両及び運搬具…「24」

(2) (1)以外の法人

イ 建物又は構築物（増築部分を含みます。）…「10」

ロ 機械及び装置、船舶又は車両及び運搬具…「20」

10 「償却・準備金方式の区分12」には、その被災代替資産等につき直接に特別償却を行うか、又は特別償却に代えて特別償却限度額以下の金額を特別償却準備金として積み立てるかの区分に応じ、該当するものを○で囲みます。

11 「その他参考となるべき事項13」には、被災区域内供用資産の事業の用に供した区域のほか、その適用対象資産の種類に応じ次により記載するなど、この特別償却の

改 正 後 改 正 前

(24 被災代替資産等の特別償却の償却限度額の計算に関する付表)

(23 被災代替資産等の特別償却の償却限度額の計算に関する付表)

和3年旧震災特例法第26条第1項に規定する中小連結法人若しくは連結親法人である農業協同組合等をいいます。)

イ 建物又は構築物(増築部分を含みます。)…「12」
ロ 機械及び装置、船舶又は車両及び運搬具(車両及び運搬具にあっては、令和3年4月1日以後に取得等をするものを除きます。)…「24」

(2) (1)以外の法人

イ 建物又は構築物(増築部分を含みます。)…「10」
ロ 機械及び装置、船舶又は車両及び運搬具(車両及び運搬具にあっては、令和3年4月1日以後に取得等をするものを除きます。)…「20」

9 「償却・準備金方式の区分12」には、その対象資産につき直接に特別償却を行うか、又は特別償却に代えて特別償却限度額以下の金額を特別償却準備金として積み立てるかの区分に応じ、該当するものを○で囲みます。

10 「その他参考となるべき事項13」には、被災区域内供用資産の事業の用に供した区域のほか、その対象資産の種類に応じ次により記載するなど、この特別償却の適用に関し参考となるべき事項を記載します。

(1) 対象資産が構築物である場合…被災代替資産及び東日本大震災に起因して事業の用に供することができなくなった資産の規模を記載します。

(2) 対象資産が車両及び運搬具である場合…被災代替資産が道路運送車両法第4条《登録の一般効力》に規定する自動車登録ファイルに登録されているもの又は同法第72条第1項《検査記録》に規定する軽自動車検査ファイルに登録されているものうちいずれに該当するかについて記載します。

11 「中小企業者又は中小連結法人の判定」の各欄は、その資産の取得等をした日及び事業の用に供した日の現況により法人又は連結法人(以下「判定法人」といいます。)の発行済株式等の状況(その判定法人が連結子法人である場合には、連結親法人の発行済株式等の状況)を記載するほか、次によります。

(1) 「保有割合19」が50%以上となる場合又は「保有割合21」が3分の2(66.666…%)以上となる場合には、8(1)の特別償却率の適用はありませんので注意してください。

(2) 「大規模法人の保有する株式数等の明細22～27」の各欄は、その判定法人の株主等のうち大規模法人(注)について、その所有する株式数又は出資金の額の最も多いものから順次記載します。

(注) 大規模法人とは、次のイからハまでの法人をいい、中小企業投資育成株式会社を除きます。また、令和3年4月1日前に開始した事業年度又は連結事業年度においては、独立行政法人中小企業基盤整備機構(その判定法人の発行する株式の全部又は一部が中小企業等経営強化法第21条第1項《事業再編投資計画の変更等》に規定する認定事業再編投資組合の組合財産である場合におけるその組合員の出資に係る部分に限ります。)を除きます。

イ 資本金の額又は出資金の額が1億円を超える法人

ロ 資本又は出資を有しない法人のうち常時使用する従業員の数が1,000人を超える法人

ハ 次の(イ)又は(ロ)の法人

(イ) 大法人(次に掲げる法人をいいます。以下同じです。)との間にその大法人による完全支配関係がある普通法人

A 資本金の額又は出資金の額が5億円以上である法人

B 相互会社及び外国相互会社のうち、常時使用する従業員の数が1,000人を超える法人

C 受託法人

(ロ) 普通法人との間に完全支配関係がある全ての大法人が有する株式及び出資の全部をその全ての大法人のうちいずれか一の法人が有するものとみなした場合において、そのいずれか一の法人とその普通法人との間にそのいずれか一の法人による完全支配関係があることとなるときのその普通法人((イ)の法人を除きます。)

(3) 連結親法人が中小連結法人に該当する場合であっても、資本金の額又は出資金の額が1億円を超える連結子法人については、中小連結法人以外の連結法人として取り扱われますので注意してください。

適用に関し参考となるべき事項を記載します。

(1) 適用対象資産が構築物である場合…被災代替資産及び東日本大震災に起因して事業の用に供することができなくなった資産の規模を記載します。

(2) 適用対象資産が車両及び運搬具である場合…被災代替資産が道路運送車両法第4条に規定する自動車登録ファイルに登録されているもの又は同法第72条第1項に規定する軽自動車検査ファイルに登録されているものうちいずれに該当するかについて記載します。

12 「中小企業者又は中小連結法人の判定」の各欄は、その資産の取得等をした日及び事業の用に供した日の現況により法人の発行済株式等の状況(その法人が連結子法人である場合には、連結親法人の発行済株式等の状況)を記載するほか、次によります。

(1) 「保有割合19」が50%以上となる場合又は「保有割合21」が3分の2(66.666…%)以上となる場合には、中小企業者又は中小連結法人に該当しませんので注意してください。

(2) 「大規模法人の保有する株式数等の明細22～27」の各欄は、その法人の株主等のうち大規模法人について、その所有する株式数又は出資金の額の最も多いものから順次記載します。

(注) 大規模法人とは、次のイからハまでの法人をいい、独立行政法人中小企業基盤整備機構(その法人の発行する株式の全部又は一部が中小企業等経営強化法第23条第1項に規定する認定事業再編投資組合の組合財産である場合におけるその組合員の出資に

係る部分に限ります。)及び中小企業投資育成株式会社を除きます。

イ 資本金の額又は出資金の額が1億円を超える法人

ロ 資本又は出資を有しない法人のうち常時使用する従業員の数が1,000人を超える法人

ハ 次の(イ)又は(ロ)の法人

(イ) 大法人(次に掲げる法人をいいます。)との間にその大法人による完全支配関係がある普通法人

A 資本金の額又は出資金の額が5億円以上である法人

B 相互会社及び外国相互会社のうち、常時使用する従業員の数が1,000人を超える法人

C 受託法人

(ロ) 普通法人との間に完全支配関係がある全ての大法人が有する株式及び出資の全部をその全ての大法人のうちいずれか一の法人が有するものとみなした場合において、そのいずれか一の法人とその普通法人との間にそのいずれか一の法人による完全支配関係があることとなるときのその普通法人((イ)の法人を除きます。)

(3) 連結親法人が中小連結法人に該当する場合であっても、資本金の額又は出資金の額が1億円を超える連結子法人については、中小連結法人以外の連結法人として取り扱われますから、注意してください。

改 正 後

(25 被災者向け優良賃貸住宅の割増償却の償却限度額の計算に関する付表)

被災者向け優良賃貸住宅の割増償却の償却限度額の計算に関する付表 (旧震災特例法18の2、26の2)		事業年度又は連結事業年度	・	・	法人名	()
被災者向け優良賃貸住宅の種類	1	建物・建物附属設備	建物・建物附属設備	建物・建物附属設備		
家屋の構造又は設備の名称	2					
細目及び耐用年数	3	()年	()年	()年		
同上の所在地	4					
取得等年月日	5	・	・	・	・	・
新築等の後、最初に事業の用に供した年月日	6	・	・	・	・	・
取得価額	7	円		円		円
同上のうち対象となる部分の取得価額	8					
同上に係る普通償却限度額	9					
割増償却率	10	20、28、40、50、56又は70 100	20、28、40、50、56又は70 100	20、28、40、50、56又は70 100		
割増償却限度額 (9) × (10)	11	円		円		円
償却・準備金方式の区分	12	償却・準備金	償却・準備金	償却・準備金		
適用要件						
家屋及び建築物の区分	13	共同住宅・長屋 耐火建築物・準耐火建築物	共同住宅・長屋 耐火建築物・準耐火建築物	共同住宅・長屋 耐火建築物・準耐火建築物		
3.3平方メートル当たりの取得価額	14	円	円	円		
各独立部分ごとの床面積	15	m ² 戸	m ² 戸	m ² 戸		
		m ² 戸	m ² 戸	m ² 戸		
		m ² 戸	m ² 戸	m ² 戸		
生活用設備の有無	16	有・無	有・無	有・無		
被災者向け優先公募の有無	17	有・無	有・無	有・無		
単身者向け優先公募の有無	18	有・無	有・無	有・無		
適正家賃要件	19	該当・非該当	該当・非該当	該当・非該当		
該当する各独立部分の戸数	20	戸	戸	戸		
(20)のうちその床面積が50㎡以上であるものの戸数	21					

特別償却の付表 (震六) 令三・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

改 正 前

(24 被災者向け優良賃貸住宅の割増償却の償却限度額の計算に関する付表)

被災者向け優良賃貸住宅の割増償却の償却限度額の計算に関する付表 (震災特例法18の2、26の2、旧震災特例法18の2、26の2)		事業年度又は連結事業年度	・	・	法人名	()
被災者向け優良賃貸住宅の種類	1	建物・建物附属設備	建物・建物附属設備	建物・建物附属設備		
家屋の構造又は設備の名称	2					
細目及び耐用年数	3	()年	()年	()年		
同上の所在地	4					
取得等年月日	5	・	・	・	・	・
新築等の後、最初に事業の用に供した年月日	6	・	・	・	・	・
取得価額	7	円		円		円
同上のうち対象となる部分の取得価額	8					
同上に係る普通償却限度額	9					
割増償却率	10	20、28、40、50、56又は70 100	20、28、40、50、56又は70 100	20、28、40、50、56又は70 100		
割増償却限度額 (9) × (10)	11	円		円		円
償却・準備金方式の区分	12	償却・準備金	償却・準備金	償却・準備金		
適用要件						
家屋及び建築物の区分	13	共同住宅・長屋 耐火建築物・準耐火建築物	共同住宅・長屋 耐火建築物・準耐火建築物	共同住宅・長屋 耐火建築物・準耐火建築物		
3.3平方メートル当たりの取得価額	14	円	円	円		
各独立部分ごとの床面積	15	m ² 戸	m ² 戸	m ² 戸		
		m ² 戸	m ² 戸	m ² 戸		
		m ² 戸	m ² 戸	m ² 戸		
生活用設備の有無	16	有・無	有・無	有・無		
被災者向け優先公募の有無	17	有・無	有・無	有・無		
単身者向け優先公募の有無	18	有・無	有・無	有・無		
適正家賃要件	19	該当・非該当	該当・非該当	該当・非該当		
該当する各独立部分の戸数	20	戸	戸	戸		
(20)のうちその床面積が50㎡以上であるものの戸数	21					

特別償却の付表 (震五) 令一・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

(25 被災者向け優良賃貸住宅の割増償却の償却限度額の計算に関する付表)

(24 被災者向け優良賃貸住宅の割増償却の償却限度額の計算に関する付表)

特別償却の付表（震六）の記載の仕方

特別償却の付表（震五）の記載の仕方

- この特別償却の付表（震六）は、法人が令和3年改正前の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下「令和3年旧震災特例法」といいます。）第18条の2第1項《被災者向け優良賃貸住宅の割増償却》若しくは平成29年改正前の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下「平成29年旧震災特例法」といいます。）第18条の2第1項《被災者向け優良賃貸住宅の割増償却》の規定の適用を受ける場合（これらの規定の適用を受けることに代えて租税特別措置法（以下「措置法」といいます。）第52条の3《準備金方式による特別償却》の特別償却準備金として積み立てる場合を含みます。）又は連結法人が令和3年旧震災特例法第26条の2第1項《連結法人の被災者向け優良賃貸住宅の割増償却》若しくは平成29年旧震災特例法第26条の2第1項《連結法人の被災者向け優良賃貸住宅の割増償却》の規定の適用を受ける場合（これらの規定の適用を受けることに代えて措置法第68条の41《準備金方式による特別償却》の特別償却準備金として積み立てる場合を含みます。）に、被災者向け優良賃貸住宅（令和3年旧震災特例法第18条の2第1項若しくは第26条の2第1項に規定する被災者向け優良賃貸住宅又は平成29年旧震災特例法第18条の2第1項若しくは第26条の2第1項に規定する被災者向け優良賃貸住宅をいいます。以下同じです。）の割増償却限度額の計算に関し参考となるべき事項を記載し、該当の別表十六に添付して提出してください。
ただし、所有権移転外リース取引により取得した被災者向け優良賃貸住宅については、この制度の適用はありませんので注意してください。
- 連結法人については、適用を受ける各連結法人ごとにこの付表を作成し、その連結法人の法人名を「法人名」の（ ）内に記載します。
- 「被災者向け優良賃貸住宅の種類1」は、その被災者向け優良賃貸住宅が「建物」又は「建物附属設備」のいずれの種類に該当するかの区分に応じ、それぞれ該当するものを○で囲みます。
- 「家屋の構造又は設備の名称2」には、建物についてはその構造を、建物附属設備についてはその設備の名称を記載します。
- 「細目及び耐用年数3」には、耐用年数省令別表第一に基づきその細目を記載します。また、（ ）内には新築の時の耐用年数を記載します。
- 「同上の所在地4」には、その被災者向け優良賃貸住宅を賃貸の用に供している令和3年旧震災特例法第18条

- この特別償却の付表（震六）は、法人が令和3年改正前の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下「令和3年旧震災特例法」といいます。）第18条の2第1項《被災者向け優良賃貸住宅の割増償却》若しくは平成29年改正前の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下「平成29年旧震災特例法」といいます。）第18条の2第1項《被災者向け優良賃貸住宅の割増償却》の規定の適用を受ける場合（これらの規定の適用を受けることに代えて租税特別措置法（以下「措置法」といいます。）第52条の3《準備金方式による特別償却》の特別償却準備金として積み立てる場合を含みます。）又は連結法人が令和3年旧震災特例法第26条の2第1項《連結法人の被災者向け優良賃貸住宅の割増償却》若しくは平成29年旧震災特例法第26条の2第1項《連結法人の被災者向け優良賃貸住宅の割増償却》の規定の適用を受ける場合（これらの規定の適用を受けることに代えて措置法第68条の41《準備金方式による特別償却》の特別償却準備金として積み立てる場合を含みます。）に、被災者向け優良賃貸住宅（令和3年旧震災特例法第18条の2第1項若しくは第26条の2第1項に規定する被災者向け優良賃貸住宅又は平成29年旧震災特例法第18条の2第1項若しくは第26条の2第1項に規定する被災者向け優良賃貸住宅をいいます。以下同じです。）の割増償却限度額の計算に関し参考となるべき事項を記載し、該当の別表十六に添付して提出してください。
ただし、所有権移転外リース取引により取得した被災者向け優良賃貸住宅については、この制度の適用はありませんので注意してください。
- 連結法人については、適用を受ける各連結法人ごとにこの付表を作成し、その連結法人の法人名を「法人名」の（ ）内に記載します。
- 「被災者向け優良賃貸住宅の種類1」は、その被災者向け優良賃貸住宅が「建物」又は「建物附属設備」のいずれの種類に該当するかの区分に応じ、それぞれ該当するものを○で囲みます。
- 「家屋の構造又は設備の名称2」には、建物についてはその構造を、建物附属設備についてはその設備の名称を記載します。
- 「細目及び耐用年数3」には、耐用年数省令別表第一に基づきその細目を記載します。また、（ ）内には新築の時の耐用年数を記載します。
- 「同上の所在地4」には、その被災者向け優良賃貸住宅を賃貸の用に供している令和3年旧震災特例法第18条

- この特別償却の付表（震五）は、法人が東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下「震災特例法」といいます。）第18条の2《被災者向け優良賃貸住宅の割増償却》若しくは平成29年改正前の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下「平成29年旧震災特例法」といいます。）第18条の2《被災者向け優良賃貸住宅の割増償却》の規定の適用を受ける場合（これらの規定の適用を受けることに代えて租税特別措置法（以下「措置法」といいます。）第52条の3に規定する特別償却準備金として積み立てる場合を含みます。）又は連結法人が震災特例法第26条の2《被災者向け優良賃貸住宅の割増償却》若しくは平成29年旧震災特例法第26条の2《被災者向け優良賃貸住宅の割増償却》の規定の適用を受ける場合（これらの規定の適用を受けることに代えて措置法第68条の41に規定する特別償却準備金として積み立てる場合を含みます。）に、被災者向け優良賃貸住宅に該当する部分の割増償却限度額の計算に関し参考となるべき事項を記載し、該当の別表十六に添付して提出してください。
ただし、所有権移転外リース取引により取得した被災者向け優良賃貸住宅については、この制度の適用はありませんので、注意してください。
- 連結法人については、適用を受ける各連結法人ごとにこの付表を作成し、その連結法人の法人名を「法人名」の（ ）内に記載してください。
- 「被災者向け優良賃貸住宅の種類1」は、その被災者向け優良賃貸住宅が「建物」又は「建物附属設備」のいずれの種類に該当するかの区分に応じ、それぞれ該当するものを○で囲みます。
- 「家屋の構造又は設備の名称2」には、建物についてはその構造を、建物附属設備についてはその設備の名称を記載します。
- 「細目及び耐用年数3」には、耐用年数省令別表第一に基づきその細目を記載します。また、（ ）内には新築の時の耐用年数を記載します。
- 「同上の所在地4」には、その被災者向け優良賃貸住宅を賃貸の用に供している特定激甚災害地域（東日本大震災により激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律第2条第1項に規定する激甚災害を受けた地域として東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令（以下「震災特例法施行令」といいます。）第18条の2第1項に規定する区域をいいます。）の市町村名を「宮古市」、「仙台市」、「福島市」などと記載します。

- 「取得価額7」には、取得等をした建物又は建物附属設備全体の取得価額を記載します。
- 「同上のうち対象となる部分の取得価額8」には、取得等をした建物又は建物附属設備のうち、被災者向け優良賃貸住宅に該当する部分に対応する取得価額を記載します。
- 「割増償却率10」の分子は、被災者向け優良賃貸住宅の新築時における耐用年数が次のいずれかに該当するかこの区分に応じ、それぞれ次の数字を○で囲みます。
(1) 平成29年3月31日以前に取得等をしたもの
イ 耐用年数が35年以上である場合…「70」
ロ 耐用年数が35年未満である場合…「50」
(2) 平成29年4月1日から平成31年3月31日までの間に取得等をしたもの
イ 耐用年数が35年以上である場合…「56」
ロ 耐用年数が35年未満である場合…「40」
(3) 平成31年4月1日から令和3年3月31日までの間に取得等をしたもの
イ 耐用年数が35年以上である場合…「28」
ロ 耐用年数が35年未満である場合…「20」
- 「償却・準備金方式の区分12」は、その被災者向け優良賃貸住宅に該当する部分につき直接に割増償却を行うか、又は割増償却に代えて割増償却限度額以下の金額を特別償却準備金として積み立てるかの区分に応じ、該当するものを○で囲みます。
- 「適用要件」の各欄は、その対象資産が被災者向け優良賃貸住宅に該当する旨の事項を該当欄に次により記載します。
なお、その対象資産が建物附属設備である場合には、これらの各欄の記載は要しません。
(1) 「家屋及び建築物の区分13」は、それぞれ該当するものを○で囲みます。
(2) 「3.3平方メートル当たりの取得価額14」には、その各独立部分に係る共同住宅又は長屋の3.3平方メートル当たりの取得価額を記載します。
(3) 「各独立部分ごとの床面積15」には、この割増償却の適用を受けようとする各独立部分の床面積を記載します。
(4) 「生活用設備の有無16」は、この割増償却の適用を受けようとする各独立部分が専用の台所、浴室、便所及び洗面設備を備えたものであるかどうかの区分に応じ、いずれかを○で囲みます。
(5) 「被災者向け優先公募の有無17」には、この割増償却の適用を受けようとする各独立部分の賃貸が公募の

改 正 後

(25 被災者向け優良賃貸住宅の割増償却の償却限度額の計算に関する付表)

- (5) 「被災者向け優先公募の有無17」には、この制度の適用を受けようとする各独立部分の賃貸が公募の方法（東日本大震災の被災者に対し優先して賃貸することが明らかにされているものに限り、）により行われるものであるかどうかを記載します。
- (6) 「単身者向け優先公募の有無18」には、この制度の適用を受けようとする各独立部分の賃貸が公募の方法（単身者に対して優先して賃貸することが明らかにされているものに限り、）により行われるものであるかどうかを記載します。
- (7) 「適正家賃要件19」には、この制度の適用を受けようとする各独立部分の賃貸に係る家賃の額が、国土交通大臣が定める方法（令和3年3月31日付国土交通省

- 告示第320号による廃止前の平成23年12月14日付国土交通省告示第1288号）によって算定された額を超えないものに該当するかどうかを記載します。
- (8) 「該当する各独立部分の戸数20」には、令和3年改正前の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令第18条の2第2項《被災者向け優良賃貸住宅の割増償却》の要件に該当する各独立部分の戸数を記載します。
- (9) 「(20)のうちその床面積が50㎡以上であるものの戸数21」には、この制度の適用を受けようとする各独立部分について、その床面積が50㎡以上であるものの戸数を記載します。

改 正 前

(24 被災者向け優良賃貸住宅の割増償却の償却限度額の計算に関する付表)

- 方法（東日本大震災の被災者に対し優先して賃貸することが明らかにされているものに限り、）により行われるものであるかどうかを記載します。
- (6) 「単身者向け優先公募の有無18」には、震災特例法第18条の2（又は第26条の2）の規定の適用を受けようとする各独立部分の賃貸が公募の方法（単身者に対して優先して賃貸することが明らかにされているものに限り、）により行われるものであるかどうかを記載します。
- (7) 「適正家賃要件19」には、この割増償却の適用を受けようとする各独立部分の賃貸に係る家賃の額が、国

- 土交通大臣が定める方法（平成23年12月14日付国土交通省告示第1288号）によって算定された額を超えないものに該当するかどうかを記載します。
- (8) 「該当する各独立部分の戸数20」には、震災特例法施行令第18条の2第2項に規定する要件に該当する各独立部分の戸数を記載します。
- (9) 「(20)のうちその床面積が50㎡以上であるものの戸数21」には、震災特例法第18条の2（又は第26条の2）の規定の適用を受けようとする各独立部分について、その床面積が50㎡以上であるものの戸数を記載します。

改 正 後 改 正 前

(26 被災者向け優良賃貸住宅の賃貸が公募要件を満たすことを明らかにする明細書)

被災者向け優良賃貸住宅の賃貸が公募要件を
満たすことを明らかにする明細書の記載の仕方

- この明細書は、法人が令和3年改正前の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下「令和3年旧震災特例法」といいます。）第18条の2第1項《被災者向け優良賃貸住宅の割増償却》若しくは平成29年改正前の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下「平成29年旧震災特例法」といいます。）第18条の2第1項《被災者向け優良賃貸住宅の割増償却》の規定の適用を受ける場合（これらの規定の適用を受けることに代えて租税特別措置法（以下「措置法」といいます。）第52条の3《準備金方式による特別償却》の特別償却準備金として積み立てる場合を含みます。）又は連結法人が令和3年旧震災特例法第26条の2第1項《連結法人の被災者向け優良賃貸住宅の割増償却》若しくは平成29年旧震災特例法第26条の2第1項《連結法人の被災者向け優良賃貸住宅の割増償却》の規定の適用を受ける場合（これらの規定の適用を受けることに代えて措置法第68条の41《準備金方式による特別償却》の特別償却準備金として積み立てる場合を含みます。）において、共同住宅又は長屋（令和3年改正前の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令第18条の2第2項《被災者向け優良賃貸住宅の割増償却》に規定する共同住宅又は長屋をいいます。以下同じです。）に係る各独立部分の賃貸が同項第5号に規定する公募の方法により行われた旨を明らかにする場合に記載します。
- 連結法人については、適用を受ける各連結法人ごとにこの明細書を作成し、その連結法人の法人名を「法人名」の（ ）内に記載します。
- この明細書は、共同住宅又は長屋ごとに別行で記載します。
- 「共同住宅又は長屋の全体の戸数2」には、その共同住宅又は長屋の全体の独立部分の戸数を記載します。
- 「公募の対象とした独立部分3」には、公募の対象とした被災者向け部分の戸数及び室番号を記載します。
- 「公募の方法4」には、その独立部分について行った公募の方法（東日本大震災の被災者に優先して賃貸すること及びその独立部分の床面積が50㎡未満の場合にあっては単身者に優先して賃貸することが明らかにされているものに限ります。）を、例えば「テレビ広告」、「インターネット広告」、「新聞広告」、「雑誌広告」、「車内広告」、「折込広告」などのように具体的に記載します。
- 「公募を実施した地域6」には、その共同住宅又は長屋について実施した公募対象地域を、例えば、「宮城県内全域」などのように具体的に記載します。
- 「応募者の範囲8」には、応募者の範囲につき制限をしている場合に、その制限の内容を記載するとともに、その制限をしている理由を「備考」欄に記載します。
- 「賃借人の選定方法9」には、賃借の申込みを受理した件数が、公募を行った独立部分の戸数を超えるような場合における賃借人の選定方法について、例えば「東日本大震災の被災者を優先して賃貸」や「単身者に優先して賃貸」などのように具体的に記載します。
- 「備考」欄には、上記8による記載事項のほか、1回の公募で募集を行った戸数を満たす数の賃借人が選定されなかった場合又は賃借人を選定した後において賃借人が入居しなかった場合若しくは退去した場合の賃借人の募集方法（これらの場合の募集も公募の方法による必要があります。）を記載します。

(26 被災者向け優良賃貸住宅の賃貸が公募要件を満たすことを明らかにする明細書)

(新 設)

(27 被災者向け優良賃貸住宅の家賃の額が適正な家賃の計算方法によって算定された額を超えないことを明らかにする明細書)

被災者向け優良賃貸住宅の家賃の額が適正な家賃の計算方法 によって算定された額を超えないことを明らかにする明細書

- 1 この明細書は、法人が令和3年改正前の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下「令和3年旧震災特例法」といいます。）第18条の2第1項《被災者向け優良賃貸住宅の割増償却》若しくは平成29年改正前の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下「平成29年旧震災特例法」といいます。）第18条の2第1項《被災者向け優良賃貸住宅の割増償却》の規定の適用を受ける場合（これらの規定の適用を受けることに代えて租税特別措置法（以下「措置法」といいます。）第52条の3《準備金方式による特別償却》の特別償却準備金として積み立てる場合を含みます。）又は連結法人が令和3年旧震災特例法第26条の2第1項《連結法人の被災者向け優良賃貸住宅の割増償却》若しくは平成29年旧震災特例法第26条の2第1項《連結法人の被災者向け優良賃貸住宅の割増償却》の規定の適用を受ける場合（これらの規定の適用を受けることに代えて措置法第68条の41《準備金方式による特別償却》の特別償却準備金として積み立てる場合を含みます。）において、共同住宅又は長屋（令和3年改正前の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令第18条の2第2項《被災者向け優良賃貸住宅の割増償却》に規定する共同住宅又は長屋をいいます。以下同じです。）に係る各独立部分の家賃に係る家賃の額が同項第6号に規定する国土交通大臣が定める方法（令和3年3月31日付国土交通省告示第320号による廃止前の平成23年12月14日付国土交通省告示第1288号）によって算定された額を超えない旨を明らかにする場合に記載します。
- 2 連結法人については、適用を受ける各連結法人ごとにこの明細書を作成し、その連結法人の法人名を「法人名」の（ ）内に記載します。
- 3 この明細書は、共同住宅又は長屋ごとに別行で記載します。
- 4 「共同住宅又は長屋の全体の戸数2」には、その共同住宅又は長屋の全体の独立部分の戸数を記載します。
- 5 「適正家賃要件を満たす事実の明細」の各欄は、各独立部分のうち、その家賃の額が適正な家賃の計算方法によって算定された額を超えないものについて、次により記載します。
 - (1) 「被災者向け賃貸住宅に係る部屋番号3」には、被災者向けに賃貸する各独立部分の部屋番号を記載します。

- (2) 「国土交通大臣が定める方法によって算定された額4」には、被災者向けに賃貸する各独立部分ごとに、次により算出した金額を記載します。
 - i 共同住宅又は長屋の建設に要する費用（その費用につき国又は地方公共団体の補助を受けた場合にあつては、その補助に係る費用を除きます。以下「建設費」といいます。）を期間35年、利率年5%で毎年元利均等に償却するものとして算出した額（以下「償却費」といいます。）、修繕費、管理事務費、損害保険料、地代に相当する額、貸倒れ及び空家による損失を補填するための引当金（以下「引当金」といいます。）並びに公租公課を合計した額に12分の1を乗じた金額を算出します。

この場合の償却費、修繕費、管理事務費、損害保険料、地代に相当する額、引当金及び公租公課は、それぞれ次の金額となります。

イ 償却費…建設費に6.056%を乗じた額

ロ 修繕費…建設費に1.2%を乗じた額

ハ 管理事務費…建設費に0.48%を乗じた額

ニ 損害保険料…建設費に0.023%を乗じた額

ホ 地代に相当する額…共同住宅又は長屋の敷地の用に供する土地の時価に2%を乗じた額

ヘ 引当金…イからホまで及びトにより算出した額の合計額に2%を乗じた額

ト 公租公課…共同住宅若しくは長屋又はその敷地に対する公租公課の額

⑧ 建設費からは、被災者向け優良賃貸住宅の要件を満たさない部分に要する費用を除きます。具体的には、次の算式により計算を行います。

$$\text{建設費} = \frac{\text{建設に要する費用総額}}{\text{被災者向け優良賃貸住宅の要件を満たす部分の床面積の合計}} \times \text{共同住宅又は長屋の延べ床面積}$$
 - ii iで算出した金額を各独立部分の床面積（専用面積）であん分し、各独立部分ごとの家賃上限額を算出します。
 - ⑨ 適正家賃の計算については、国土交通省ホームページ内「被災者向け優良賃貸住宅に関する割増償却制度について」の「3. 要件(9)家賃額が適正なものであること」をご覧ください（https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku_house_tk3_000008.html）。
- (3) 「各独立部分ごとの家賃の額5」には、その賃貸に

(27 被災者向け優良賃貸住宅の家賃の額が適正な家賃の計算方法によって算定された額を超えないことを明らかにする明細書)

(新 設)

改 正 後

(27 被災者向け優良賃貸住宅の家賃の額が適正な家賃の計算方法によって算定された額を超えないことを明らかにする明細書)

係る家賃の額を記載します。

改 正 前

(27 被災者向け優良賃貸住宅の家賃の額が適正な家賃の計算方法によって算定された額を超えないことを明らかにする明細書)